



富士山のふもとで 自然と人が共生するまち 御殿場

第二次御殿場市環境基本計画

御殿場市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）



～未来輝く エコライフシティをめざして～

御殿場市

はじめに

本市には世界遺産の富士山をはじめ、豊かな地下水や緑、美しい景観など、潤いと安らぎを与えてくれる素晴らしい環境があります。このような健全で豊かな環境の恵みを、将来の世代に引き継いでいくために、平成16年3月に策定した「御殿場市環境基本計画」に基づき、「富士・人・未来はぐくむ^{エコトピア}自然郷 御殿場」を目指して、市民・事業者・滞在者及び行政が一体となって取り組んでまいりました。

今回策定した「第二次御殿場市環境基本計画」では、これまでの環境施策の成果や課題を十分に検証したうえで、微小粒子状物質(PM2.5)など広域的な環境影響への対策、市民満足度による総合指標の設定、環境活動登録制度の創設など、新たな取り組みを盛り込みました。また、地球温暖化対策のより一層の推進を図るため、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)」を含めた計画としました。

本計画では前計画の目指す環境像を継承・発展させ、「富士山のふもとで 自然と人が共生するまち 御殿場 ～未来輝くエコライフシティをめざして～」を掲げています。今日の複雑で難しい環境問題を乗り越え、目指す環境像を実現するためには、御殿場市に関わる全ての人たちが「私たちにできること」を考え、行動することが重要となりますので、皆様方の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にご尽力いただきました御殿場市環境審議会及び御殿場市環境市民懇話会の皆様、意識調査などに貴重なご意見・ご提案をお寄せくださいました市民・事業者の皆様には心から厚くお礼を申し上げます。

平成28年10月



御殿場市長 若林 洋平

目 次



●第1章 環境基本計画とは何か？	1
第1節 計画策定の背景	2
第2節 第一次計画の評価	5
第3節 計画の基本的事項	9
●第2章 御殿場市の環境の現状	11
第1節 御殿場市の概況	12
第2節 自然共生社会	16
第3節 安全・安心な社会	22
第4節 循環型社会	29
第5節 低炭素社会	32
第6節 環境教育等	36
●第3章 目指す環境像と環境目標	41
第1節 基本理念と目指す環境像	42
第2節 環境目標	44
第3節 総合指標	46
●第4章 目指す環境像の実現に向けた取り組み	47
第1節 取り組みの体系	48
第2節 取り組みの推進	49
●第5章 地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)	83
第1節 実行計画策定の背景	84
第2節 実行計画の概要	88
第3節 温室効果ガス排出量等の現状	90
第4節 温室効果ガス排出量等の予測	93
第5節 温室効果ガス排出量等の目標	95
第6節 地球温暖化対策の取り組み	101
●第6章 計画の進め方	103
第1節 計画の推進体制	104
第2節 計画の進行管理	106
第3節 その他の推進方策	107
●資料編	109
資料1 策定の経緯	110
資料2 委員名簿	111
資料3 御殿場市環境基本条例等	112
資料4 諮問・答申等	116
資料5 地球温暖化対策関連資料	119
資料6 用語解説	125

環境基本計画の構成



第1章 環境基本計画とは何か？

環境行政の動向など計画策定の背景、計画の位置付け、計画の期間、対象とする環境の範囲、計画の推進主体などについてまとめます。

- ①計画策定の背景
- ②第一次計画の評価
- ③計画の基本的事項

第2章 御殿場市の環境の現状

御殿場市の概況のほか、安全・安心な社会、自然共生社会、循環型社会、低炭素社会、環境教育の分野ごとに、環境の現状についてまとめます。

- ①御殿場市の概況
- ②自然共生社会
- ③安全・安心な社会
- ④循環型社会
- ⑤低炭素社会
- ⑥環境教育等

第3章 目指す環境像と環境目標

基本理念や目指す環境像を定め、それを実現するため、環境目標を示します。

- ①基本理念と目指す環境像
- ②環境目標
- ③総合指標

第4章 目指す環境像の実現に向けた取り組み

環境目標ごとに、取り組みの方向や取り組みの方針、環境課題、具体的な取り組み内容を示すとともに、数値目標を設定します。また、市民や事業者、滞在者の取り組みについても示します。

- ①取り組みの体系
- ②取り組みの推進
 - ・自然共生社会
 - ・安全・安心な社会
 - ・循環型社会
 - ・低炭素社会
 - ・環境教育等

第5章 地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)

本市の温室効果ガス排出量の現状を踏まえ、基準年度と目標年度を定めて温室効果ガス排出量の削減目標を示します。更に、削減目標を達成するための対策について示します。

- ①実行計画策定の背景
- ②実行計画の概要
- ③温室効果ガス排出量等の現状
- ④温室効果ガス排出量等の予測
- ⑤温室効果ガス排出量等の目標
- ⑥地球温暖化対策の取り組み

第6章 計画の進め方

計画の実効性を高めるための推進体制と進行管理についてまとめます。また、環境報告書や進捗状況の把握・公表について計画に位置付けます。

- ①計画の推進体制
- ②計画の進行管理
- ③その他の推進方策

A blue triangle with a gradient, pointing upwards, containing the chapter title.

第 1 章

環境基本計画とは何か？

第1節 計画策定の背景



1 環境問題の動向

御殿場市の環境は、富士山や箱根山の火山活動により形成された大地の上に「御厨^{みくりや}のわたくし雨」といわれる雨と霧や冬の厳しい寒さなどが加わり、私たちに試練や苦難を与えてきましたが、それにも増して、豊かな地下水と緑、美しい自然など潤いとやすらぎを与え、明日への活力の源となってきました。しかし、近年では、森林の荒廃や野生鳥獣による被害の増加、湧水の減少、事業系ごみの増加、ポイ捨て・不法投棄、地球温暖化の深刻化、更には、より良い環境を求めるニーズへの対応など数多くの課題への対応が求められています。また、海外からの越境汚染も考えられる微小粒子状物質（PM2.5）や、富士山の世界遺産登録に伴う利用者の増加など、ここ数年で大きな問題となっているものもあります。



健全で豊かな環境の恵みを享受することは、私たちの権利ではありますが、将来の世代に引き継いでいくことは私たちの責務でもあります。その認識の下に、市民・事業者・市・滞在者が力を合わせて行動し、すべての人と環境にやさしいまちづくりを推進していくことが求められています。



御殿場市の主な環境問題

2 国内外における環境行政の動向

●地球温暖化対策に関する動向

平成20年6月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正され、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」の策定が地方自治体にも求められるようになりました。

また、平成27年12月には「気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）」がフランスのパリで開催され、温室効果ガス排出量削減のための新たな枠組みである「パリ協定」が採択されました。

●生物多様性に関する動向

平成20年6月に「生物多様性基本法」の施行、平成21年10月に「生物多様性条約名古屋会議（COP10）」が開催されるなど、生物多様性への関心が国内外で高まっています。

●東日本大震災の発生

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、我が国の社会経済活動だけではなく、災害廃棄物や放射性物質、エネルギーなどの環境面でも大きな影響を及ぼしました。そして、多くの国民が自然との関わり方や安全・安心の視点を含めて、社会を持続可能なものへと見直していく必要性を改めて認識するなど、国民の間に大きな価値観や意識の変化が生じました。

●目指すべき持続可能社会の姿

平成24年4月には、「第四次環境基本計画」が閣議決定され、目指すべき持続可能な社会の姿として、「低炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」、これらの社会の基盤として「安全が確保される社会」が掲げられています。

国内外の主な動き

年月	内容（★印は静岡県の動き）
平成 19年 6月	「21世紀環境立国戦略」閣議決定
7月	「静岡県地球温暖化防止条例」施行 ★
20年 5月	「エネルギーの使用の合理化に関する法律」改正
6月	「生物多様性基本法」施行、「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正
7月	北海道洞爺湖サミット開催
22年 3月	「生物多様性国家戦略2010」閣議決定
10月	生物多様性COP10（名古屋）開催
23年 3月	東日本大震災の発生、「第3次静岡県環境基本計画」策定 ★
4月	「静岡県希少野生動植物保護条例」施行 ★
24年 4月	「第四次環境基本計画」閣議決定
9月	「生物多様性国家戦略2012-2020」閣議決定
25年 3月	「当面の地球温暖化対策の方針について」決定
11月	気候変動枠組条約第19回締約国会議（COP19）で日本の新たな温室効果ガス削減目標（2005年度比3.8%削減）を発表
26年 4月	「エネルギー基本計画」閣議決定
27年 3月	「ふじのくに地球温暖化対策実行計画（改定版）」策定 ★
12月	気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）開催 温室効果ガス排出量削減のための新たな枠組み「パリ協定」の採択

3 御殿場市における環境行政の動向

本市では、これまで「御殿場市環境基本条例」に基づき、「御殿場市環境基本計画（以下「第一次計画」という）」を平成16年3月に策定し、同条例に定める4つの基本理念の実現に向け、本市の自然的社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する施策を実施してきました。

ここでは、第一次計画策定後の動向についてまとめます。

●地域省エネルギービジョンの策定

地域のエネルギーの消費実態や省エネルギーの可能性などを調査・分析し、省エネルギーの目標や重点プロジェクトを明確化して取り組みを市域全体に広げていくため、「御殿場市地域省エネルギービジョン」を平成19年2月に策定しました。

●一般廃棄物処理基本計画の策定と改定

中長期的視点に立った一般廃棄物処理の基本方針の下に、排出抑制・資源化、収集運搬、中間処理、最終処分などの各計画をまとめた「一般廃棄物処理基本計画」を平成18年3月に策定しました。また、国の「ごみ処理基本計画策定指針」の改定を踏まえ、市民・事業者・行政による連携を更に強化し、循環型社会の形成に向けた取り組みを推進するため、平成23年3月に「一般廃棄物処理基本計画」を改定しました。

●富士山の世界文化遺産登録

平成25年6月には、「富士山-信仰の対象と芸術の源泉」（本市関係では、富士山城（概ね標高1,600m以上）、山頂の信仰遺跡群、須山口登山道が構成資産）が世界文化遺産の登録を受けました。これにより、国内外から多くの注目を集めるとともに利用者が増えていますが、世界文化遺産を守るため、文化財保護法、自然公園法、国有林野の管理経営に関する法律、景観条例など、さまざまな法律により富士山の保全が一層推進されることとなっています。

●第二次環境基本計画の策定

平成15年度に策定した第一次計画が12年の計画期間を満了したことに伴い策定する新たな「第二次御殿場市環境基本計画（以下「第二次計画」という）」では、第一次計画の課題や、社会情勢及び取り巻く環境の変化などを踏まえた計画としました。

御殿場市環境基本条例施行後の主な動き

年月	内容
平成 13年 4月	「御殿場市環境基本条例」施行
16年 3月	「御殿場市環境基本計画」策定
18年 3月	「御殿場市一般廃棄物処理基本計画」策定
19年 2月	「御殿場市地域省エネルギービジョン」策定
3月	「第2期御殿場市地球温暖化対策実行計画」策定
21年 5月	「環境市民会議」を廃止し「環境市民懇話会」を発足
23年 3月	「御殿場市一般廃棄物処理基本計画」改定
24年 3月	「第3期御殿場市地球温暖化対策実行計画」策定
25年 6月	「富士山-信仰の対象と芸術の源泉-」が世界文化遺産に登録
27年 4月	「富士山エコパーク焼却センター」供用開始
28年 3月	「第二次御殿場市環境基本計画」策定
10月	「御殿場市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」策定

第2節 第一次計画の評価



1 市民意識

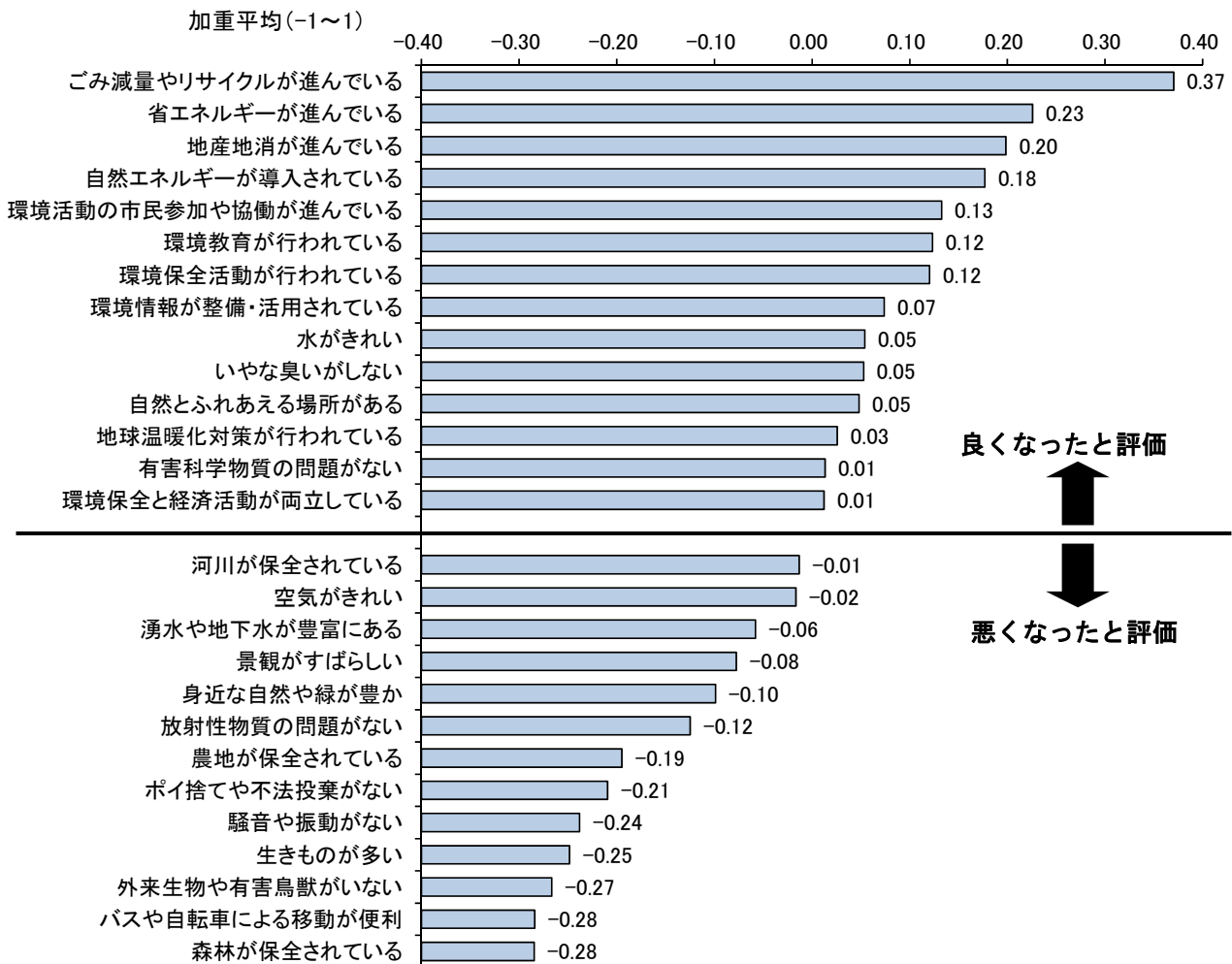
平成26年度に行った市民アンケートでは、御殿場市の環境に対する変化、重要度、満足度について調査しました。この調査結果から、第一次計画が終了した現時点での評価を行いました。

●ごみやエネルギーの対策については改善と評価

以前との比較で、特に良くなったと評価されているのは、従来より市民の関心度が高く、実践もされてきた「ごみ減量やリサイクル」のほか、東日本大震災以降に対策が進んだ「省エネルギー」「自然エネルギー」などでした。

●森林保全やバス・自動車による移動については悪化と評価

以前との比較で、特に悪くなったと評価されているのは、広大な森林資源を有しながら森林整備が十分に進んでいない「森林保全」や、地域公共交通の利用が減少している背景を受けた「バスや自転車による移動」、分布や被害の拡大している「外来生物や有害鳥獣」などでした。



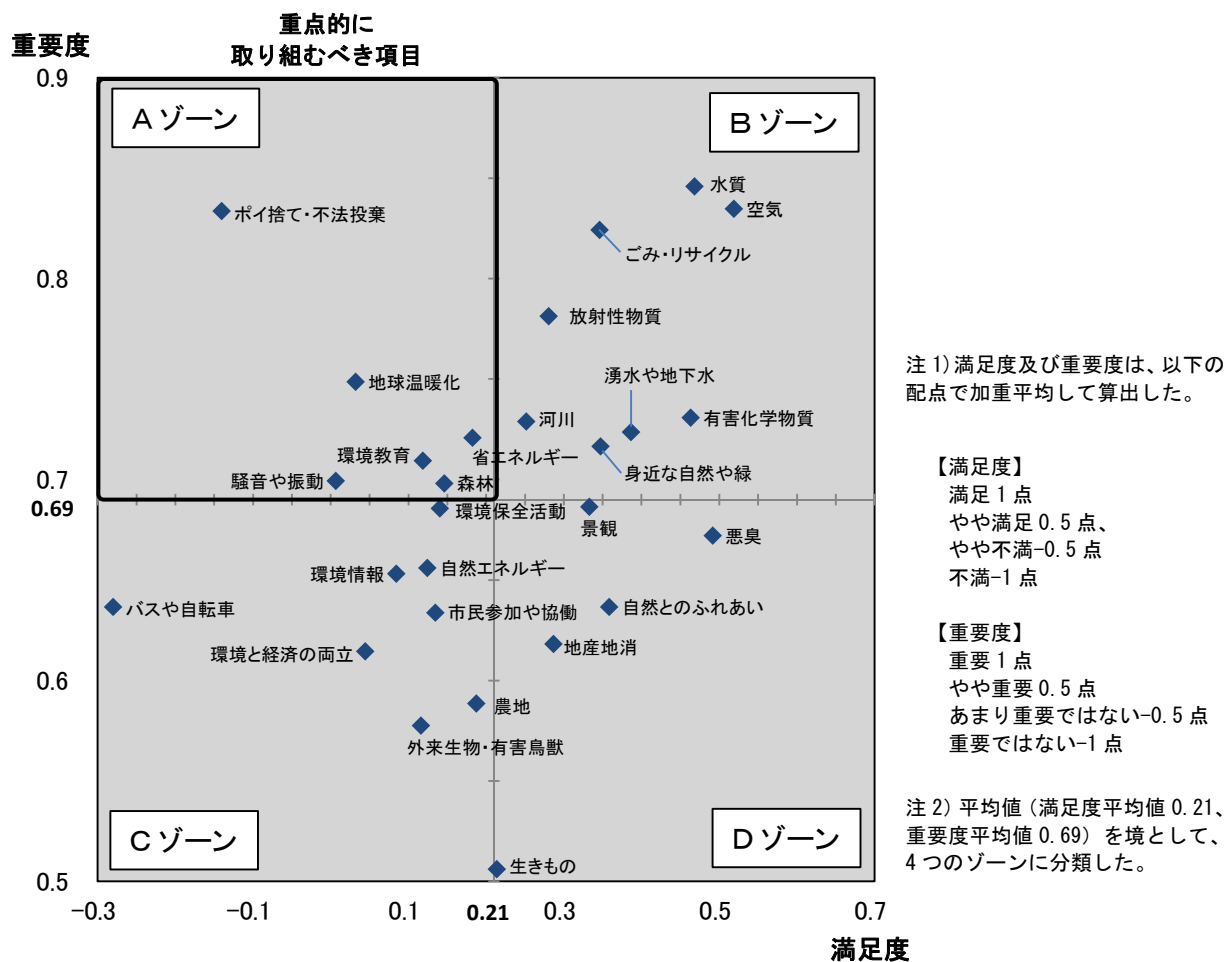
注) 加重平均の計算式 = (「良くなった」回答者数 - 「悪くなった」回答者数) ÷ (回答者総数 - 無回答)

環境に対する以前との比較
【資料：第二次御殿場市環境基本計画に関するアンケート調査（平成26年度）】

●必要となる「満足度が低く重要度が高い」分野への対応

満足度が高いのは、「空気」「悪臭」「水」「有害化学物質」、満足度が低いのは、「バスや自転車による移動」「ポイ捨て・不法投棄」「騒音・振動」などでした。

このうち、満足度が低くかつ重要度が高い「Aゾーン」に分類された「騒音・振動」「森林保全」「ポイ捨て・不法投棄」「省エネルギー」「地球温暖化対策」「環境教育」については、今後特に重点的に取り組んでいくことが求められます。



環境に対する重要度と満足度

【資料：第二次御殿場市環境基本計画に関するアンケート調査（平成26年度）】

2 数値目標の評価

第一次計画の環境指標の達成状況を以下に示します。

「評価」に◎印のあるものは現状値が目標値を達成している指標、○印のあるものは目標値を概ね達成できそうな指標、▲印のあるものは目標値の達成が困難な指標です。

A ずっと住みたいまち「御殿場」をつくる

項目	指標	基準値 (H21)	現状値 (H26)	目標値 (H27)	評価
A-1	立入検査による違反指導事業所の割合	1.6%	0.0%	0.0%	◎
	県と連携し、平成26年度は43事業所に対して延べ59回の立入検査を行いました。違反指導を行った事業所は0であり、目標を達成しています。				
A-2	市民1人当たりの都市公園面積	3.220 m ²	3.523 m ²	4.300 m ²	▲
	宅地分譲に伴い整備された公園の寄贈を受けたため、平成26年度に0.004 m ² 微増しましたが、市民1人当たりの都市公園面積は3.523 m ² にとどまり、目標値4.300 m ² は達成が難しい状況です。財源確保が大きな課題となっています。				
A-3	富士登山者数（富士山御殿場口利用者）	22,244 人	26,948 人	—	—
	富士山の世界文化遺産登録により、平成25年度は46,558人と大幅に増加しましたが、その影響が落ち着いたことと、お盆期間や休日に悪天候の日が多かったことにより、平成26年度は減少に転じました。				

B 「御殿場」を語れる人をつくる

項目	指標	基準値 (H21)	現状値 (H26)	目標値 (H27)	評価
B-1	環境教育イベント参加者数	317 人	302 人	340 人	▲
	平成26年度の参加者数は前年度より109人の増となっていますが、目標値の340人は達成できていません。イベント内容や周知の方法、開催日について検討が必要です。				
B-2	エコアクション21認証取得事業所数（累計）	2 社	29 社	30 社	○
	平成26年度のエコアクション21認証取得事業所数は5社増、累計で29社となり、目標値の30社をほぼ達成できる見通しとなりました。引き続き、制度の周知、取得支援を行っていきます。				

C きれいな星空のまちをつくる

項目	指標	基準値 (H21)	現状値 (H26)	目標値 (H27)	評価
C-1	公用車燃料使用量	104,813 L	103,399 L	100,665 L	▲
	平成26年度は前年度より軽油が減少、ガソリン・LPGが微増となっており、合計では減少しましたが、目標値は達成していません。エコドライブや相乗りなどを徹底し、更なる燃料使用量の抑制が必要です。				
C-2	太陽光発電等新・省エネルギー機器設置費補助件数	1,228 件	3,427 件	4,643 件	▲
	太陽光発電は着実に増加していますが、高効率給湯器については付け替えのみを対象としているため、申請件数は減少してきています。				
C-3	大気汚染に係る環境基準達成率	75%	75%	100%	▲
	二酸化硫黄・浮遊粒子状物質・二酸化窒素の3物質については環境基準を達成しましたが、光化学オキシダントについては、引き続き未達成となっています。全国の測定箇所でも、ほぼ基準値を上回る結果となっており、引き続き監視が必要です。				

D 緑と生きものの調和をつくる

項目	指標	基準値 (H21)	現状値 (H26)	目標値 (H27)	評価
D-1	間伐実施面積（累計）	1,284ha	1,451ha	1,474ha	○
	平成26年度は「森林環境保全直接支援事業」など、各種事業の実施により、前年度の間伐実施面積より増加しました。目標値まであと23haとなっています。				
D-2	緑化推進団体数	130団体	162団体	170団体	○
	平成26年度は登録団体数が1団体減少し、公共緑化用花苗配布事業による花苗要求数も前年より少し減少しました。目標値まであと8団体となっています。				
D-3	トンボ池で現在までに観察されたトンボの種類数	48種	48種	48種	◎
	毎年実施している観察会でみられるトンボ個体数は、気候などによって変動があります。また、種によって生息しやすい環境が異なるため、時間をかけた継続的な維持・整備が必要です。				

E 人と水の調和をつくる

項目	指標	基準値 (H21)	現状値 (H26)	目標値 (H27)	評価
E-1	有収率（配水量に対し実際に使用された水量の割合）	82.7%	83.5%	87.5%	▲
	有収率は有収水量の年間配水量に対する割合を示しており、平成26年度は前年度より向上しましたが、県内平均86.3%より低い水準にあります。目標値まであと5%となっています。				
E-1	年平均地下水位	304.31m	306.27m (H25)	305m	◎
	平成26年度は前年度と比べて1.38mの減となっていますが、目標値は達成しています。降水量の増減により、年により地下水位も変動していくため、今後も継続監視が必要です。				
E-2	汚水処理人口普及率	48.7%	61.8%	65%	○
	汚水処理人口普及率は増加しているものの、生活排水処理基本計画の目標値（65%）を達成していません。				
E-2	河川環境基準の目標値の達成度（鮎沢川水系はA類型、黄瀬川水系はB類型を基準とする）	85.7%	92.8%	100%	○
	平成26年度は、河川水質調査を実施している14地点のうち、1地点で環境基準の目標値（鮎沢川水系はA類型 ^{※1} 、黄瀬川水系はB類型 ^{※1} を基準とする）を超過したため、達成度は92.8%となりました。なお、泡の発生などの問題もあるため、引き続きの監視や啓発活動が必要です。				
E-3	多自然型川づくり整備箇所数（累計）	6か所	12か所	9か所	◎
	平成26年度は整備可能な適正箇所がなく、整備は未実施となりましたが、既整備箇所について清掃などの維持管理に努めました。目標値は達成しています。				

※1 省令で定められた環境基準で、BOD値について、A類型は2mg/ℓ以下、B類型は3mg/ℓ以下が基準値となっている。

F ごみを活かすまちをつくる

項目	指標	基準値 (H21)	現状値 (H26)	目標値 (H27)	評価
F-1	ごみ総排出量	30,375 t ^{※2}	30,247 t ^{※2}	28,900 t	▲
	平成26年度のごみの総排出量は前年度と比較して減少していますが、目標値を達成していないため、更なる減量対策が必要です。				
F-1	市民1人1日当たりのごみ排出量	924 g	928 g	890 g	▲
	平成26年度の市民1人当たりのごみ排出量は前年度と比較して増加しており、目標値も達成していないため、更なる減量対策が必要です。				
F-2	家庭系ごみリサイクル率	21.7%	14.8%	22.2%	▲
	家庭系ごみリサイクル率は減少傾向にあり、目標値の達成は厳しい状況です。これは、近年増えている民間業者による古紙回収や資源回収団体などの回収量が増えていることも要因となっています。				
F-3	不法投棄対応率	100%	100%	100%	◎
	平成26年度の不法投棄発見数は、前年度と比べ52件の減少となり、大幅な減少化が図られましたが、より一層の発生抑制のために、更なる監視体制の強化が必要です。				

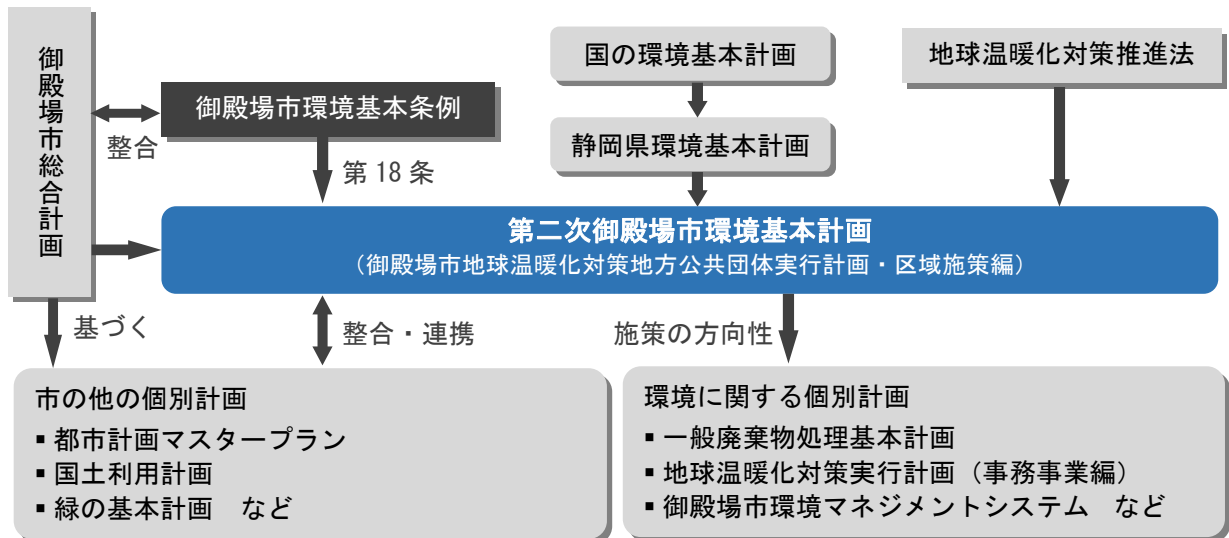
※2 第一次計画でのごみ総排出量には資源回収団体による資源回収量を含んだもの。

第3節 計画の基本的事項

1 計画の位置づけ

本計画は、「御殿場市環境基本条例」に基づいて策定し、「御殿場市総合計画」の基本構想に掲げる将来都市像を環境面から実現するものと位置づけます。すべての個別計画や行政施策は、本計画の趣旨を尊重し環境への配慮を必要とします。また、本計画では市が実施する施策だけではなく、市民・事業者・滞在者の方々が環境問題に取り組む姿勢や具体的な取り組み内容を示します。

更に、地球温暖化対策を積極的かつ効率的に推進するため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」を含むものとします。

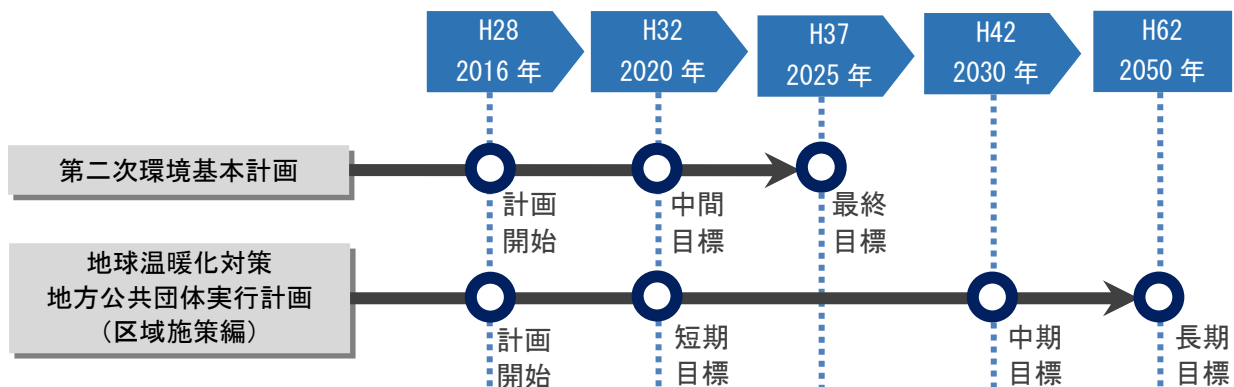


計画の位置付け

2 計画の期間

計画の目標年次は、「第四次御殿場市総合計画」と同じ平成37年度（2025年度）までとします。

ただし、計画の実効性を確保するため、社会的状況や環境の状態を考慮し、概ね5年後に計画内容の見直しを行います。また、本計画の第5章「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」については、短期目標、中期目標、長期目標を以下のとおりに設定し、環境基本計画と同時に見直しを行うものとします。



計画の期間

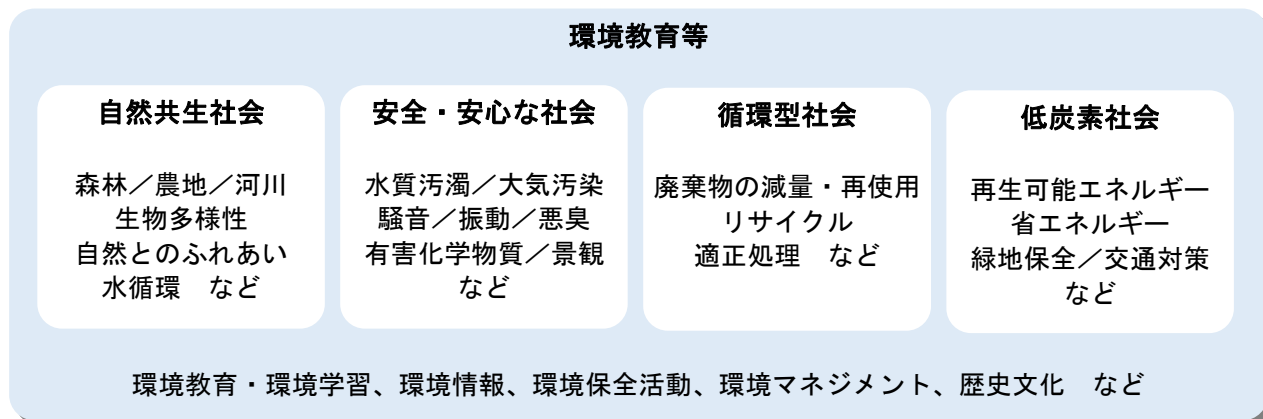
3 対象とする地域

計画の対象区域は、市の行政区域全体を対象とします。

また、市が単独で行えない場合や、連携することによって効果が得られるような場合は、周辺市町村や県・国等とのネットワークを形成するように留意します。

4 対象とする環境の範囲

本計画は、本市の環境に関するさまざまな事項を包括したのですが、対象とする環境の範囲を明確にしておくため、以下に対象範囲に含まれる事項を分野別に示します。



対象とする環境の範囲

5 計画を推進する主体と役割

本計画の推進主体は、条例に基づき、市民・事業者・市・滞在者とします。

市民

- 環境の保全及び創造に自ら努める
- 日常生活に伴う環境への負荷の低減に努める
- 事業者や市が実施する活動や施策に協力する

事業者

- 公害の防止、自然環境の保全、廃棄物の適正処理を図る
- 製品等の使用・廃棄による環境への負荷の低減、エネルギーの効率的利用、廃棄物の循環的利用などを行う
- 製品等の情報を市民及び市に適切に提供する
- 自ら環境への負荷の低減に率先して努める
- 市民や市が実施する活動や施策に協力する

市

- 環境の保全及び創造に関して総合的な施策を策定し、計画的に実施する
- 自ら環境への負荷の低減に率先して努める
- 市民等が実施する活動に協力する

滞在者

- 旅行や滞在に伴う環境への負荷の低減に努める
- 市民や市が実施する活動や施策に協力する

御殿場市環境基本条例に基づく各主体の責務

A blue triangle with a gradient, pointing upwards, containing the chapter title.

第 2 章

御殿場市の環境の現状

第1節 御殿場市の概況

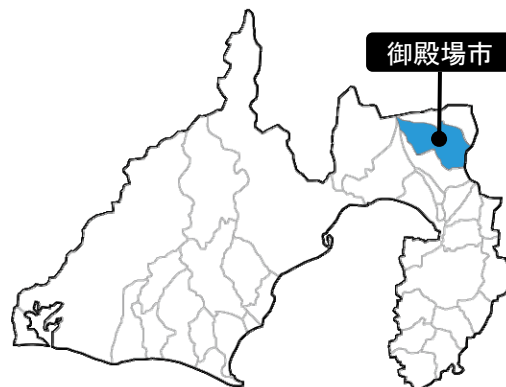
1 位置

●富士山麓に広がる高原のまち

御殿場市は、静岡県東部に位置し、富士と箱根の弓状の裾合に形成された高原のまちです。また、分水界でもあり、南斜面は黄瀬川に沿い、北斜面は鮎沢川流域の一帯です。

市域は東が箱根外輪山の稜線、西は富士山頂に達し、南は裾野市、北は小山町を境としています。面積は 194.90km² で集落地・山岳地・演習地が概ね 3 分の 1 ずつとなっています。

東京から約 100km の距離にあり、東京・横浜等の経済圏、通勤圏にもなっています。

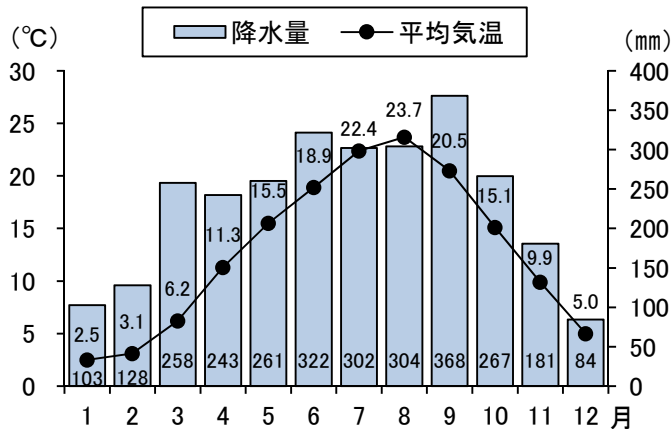


2 気象

●冷涼な気候

御殿場地域気象観測所における平年値（1981～2010 年の平均値）の年平均気温は 12.8℃で、平均気温の年較差は 21.2℃となっています。年間を通して、南南西及び北北東の風が卓越しています。年間降水量は 2,819mm で春や秋に多く、冬が少なくなっています。

標高が高いため、内陸性の気候で夏と冬、昼と夜の温度差が大きく、夏でも朝夕は涼しく過ごしやすい気温です。雨が多く、特に霧の発生率は全国的に見ても高いものとなっています。



月別の平均気温と降水量（1981～2010 年）

【資料：御殿場市統計書】

3 地形

●火山地と低地に分けられる地形

本市の地形は東部の箱根山地、西部の富士山地とその間に発達する谷からできています。この谷を流れる川は、市街地中央の御殿場駅をほぼ境にして、北から東に流れる鮎沢川と、南に流れる黄瀬川の水系に分けられます。

本市の富士山城の地形は大きく「火山地」と「低地」の 2 つに分けられます。

「火山地」は主に緩斜面の裾野であり、富士火山主部では、いくつかの側火山が地形に変化を与えています。溶岩流地は、溶岩の流出のときにできた小さな凹凸が多く、原野として広がっています。

これらの地形と対比的に、「低地」に区分されている御殿場扇状地は、市街地付近に広がっています。



御殿場市の主な地形及び傾斜区分 【資料：富士山麓百科】

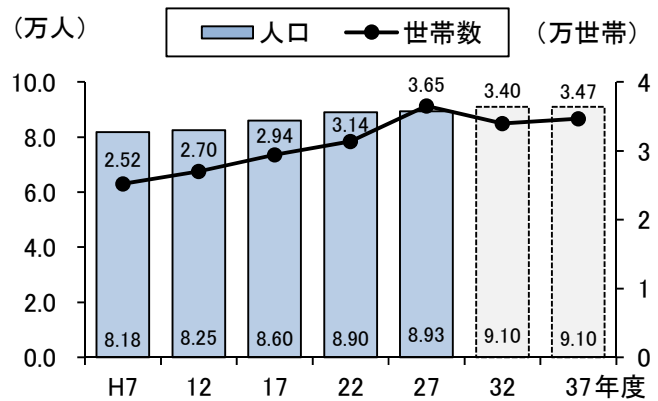
4 人口・世帯数

●進む核家族化

国勢調査によると、平成17年度から平成22年度の人口増加率は3.6%で、県内23市中1位でしたが、増加率は低下傾向となっています。

人口に対して世帯数の増加が大きく、平均世帯人員は平成2年に3.40人であったのに対し、平成22年には2.84人まで減少しており、核家族化や小家族化が進んでいます。

なお、市の人口ビジョン及び第四次御殿場市総合計画では、平成32年度及び37年度の目標人口を91,000人としています。



人口・世帯数の推移

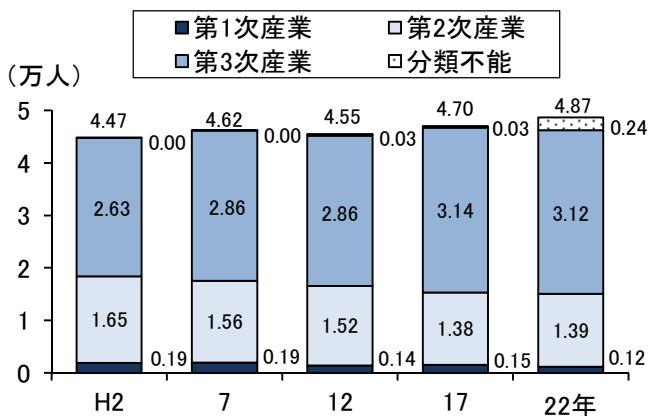
※H7～22は国勢調査、H27は住民基本台帳(12月末現在)、H32・H37は「御殿場市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」より

【資料:国勢調査、住民基本台帳、御殿場市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン】

5 産業

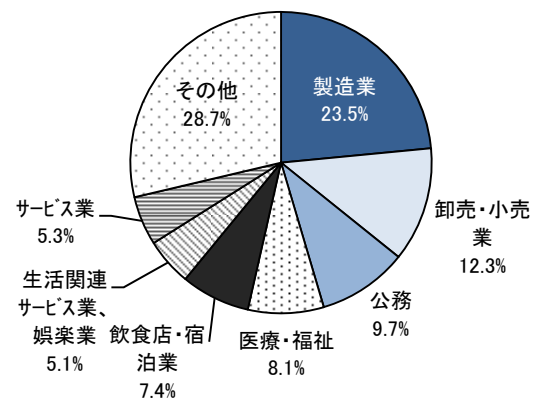
●製造業の盛んなまち

平成22年の就業人口は第3次産業(64.0%)が6割以上を占め、第1次産業はわずか2.4%となっています。産業別就業人口の内訳では、「製造業」(23.5%)が最も多く、次いで「卸売業、小売業」(12.3%)、「公務」(9.7%)が多くなっています。



産業別就業人口の推移

【資料:国勢調査】

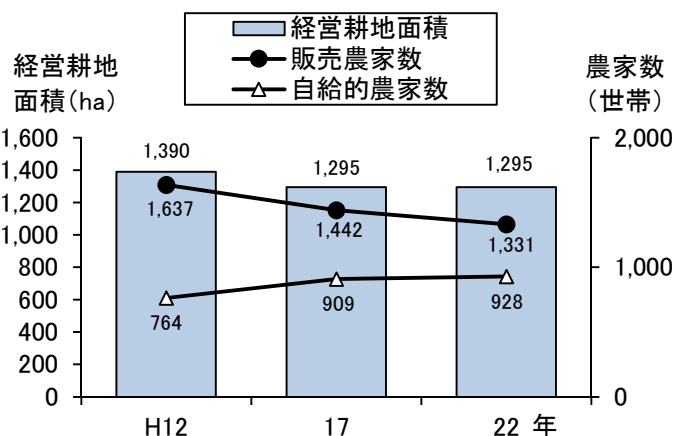


産業別就業人口の内訳（平成22年）

【資料:国勢調査】

●減少する農家数

農業就業者数の減少、高齢化による今後の農業の担い手不足、農地の遊休化などにより、販売農家数や経営耕地面積はともに減少傾向にあります。



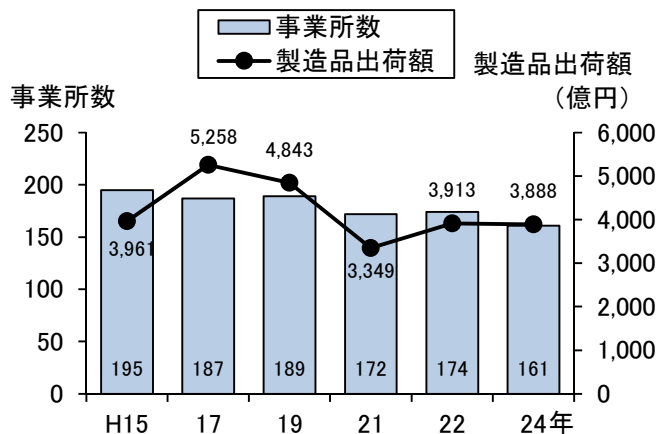
農家数・経営耕地面積の推移

【資料:農林業センサス】

●本市の中心産業である工業

工業は昭和40年代中後半から大きな発展をみせ、本市の中心産業となっています。これは昭和44年の東名高速道路開通を契機とし、その後の高度経済成長もあって、多くの企業が新たに立地したことが主な要因です。また、駒門工業専用地域や神場南企業団地の整備も大きな影響を与えました。

従業者4人以上の事業所は、平成24年で161社となっており、事業所数はやや減少傾向にあります。製造品出荷額はここ数年、横ばいとなっています。



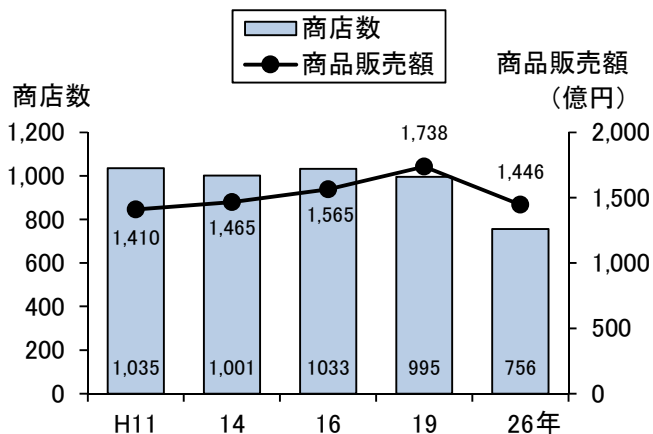
事業所数・製造品出荷額の推移

【資料:工業統計調査】

●郊外型大型店が増加している商業

御殿場駅周辺の新橋、森之腰、湯沢地区に商店街がありますが、自動車の普及と道路整備の発展で、スーパーやホームセンターといった郊外型大型店が多く見られるようになりました。

特に国道246号バイパスや国道138号沿い、県道401号沿いは観光客の往来が多いことから飲食店が多く立地しています。



商店数・年間商品販売額の推移

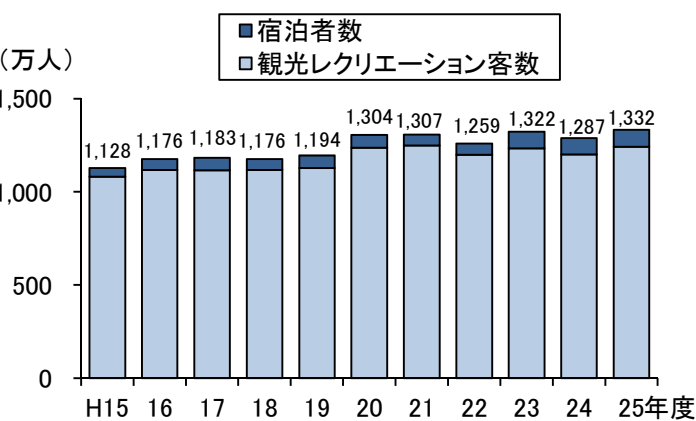
【資料:商業統計調査】

●県内第3位の観光交流客数

本市は富士山や箱根外輪山等、優れた自然環境と優位な地理的条件を有しているため、(万人)屋外スポーツ・レクリエーション施設が多数立地しています。また、以前から別荘や保養所が集積していることから、観光需要に応えられる魅力を備えています。

平成25年度の観光交流客数は1,332万人であり、そのうち観光レクリエーション客数が1,242万人、宿泊者数が90万人でした。

観光交流客数は、県内では静岡市、浜松市に次ぐ第3位の数となっています。

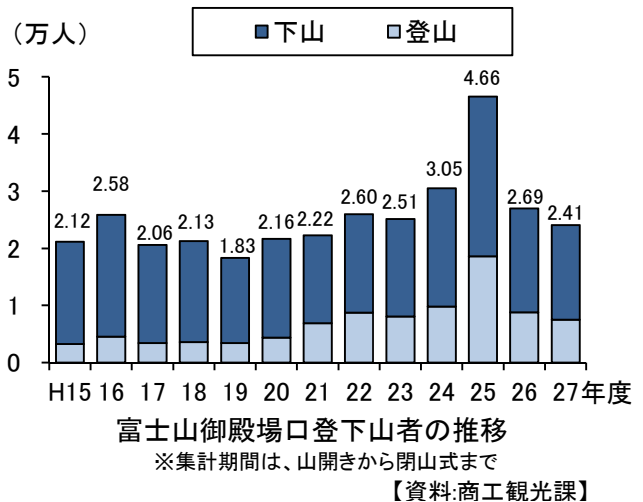


観光交流客数の推移

【資料:静岡県の観光交流の動向(静岡県)】

●関心が高まる富士登山

富士山御殿場口における登下山者は今まで、毎年2～3万人程度だったものの、平成25年6月に富士山が世界文化遺産に登録されてから国内外からの関心が高まり、平成25年度は46,558人と大幅に増加しましたが、平成26・27年度は悪天候や箱根山の火山噴火などの影響もあり減少しています。



6 土地利用

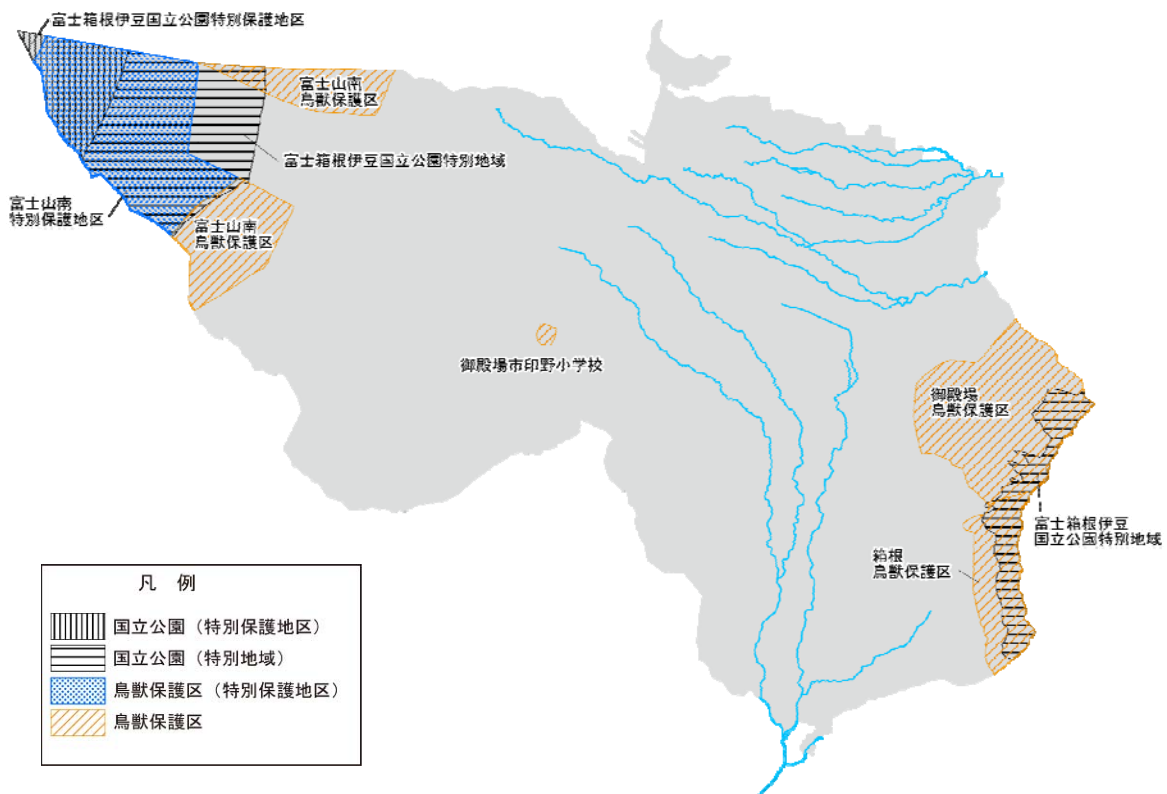
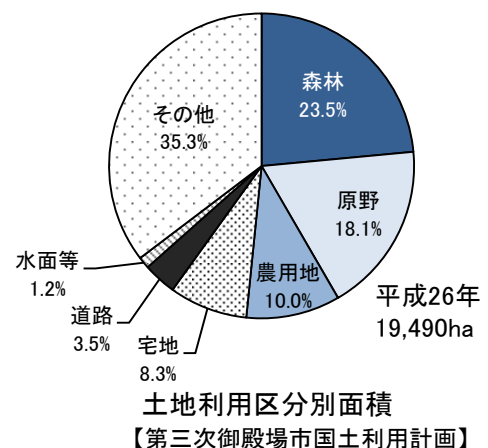
●市域面積の半分を占める森林・原野・農用地

平成26年の土地利用の状況は、森林(23.5%)、原野(18.1%)、農用地(10.0%)で市域面積の約半分を占め、次いで宅地(8.3%)、道路(3.5%)の順となっています。

●国立公園と鳥獣保護区の指定

本市の富士山中腹(標高およそ1,600m)以上の地域と、箱根外輪山の上部(標高およそ900m以上)の地域は、「富士箱根伊豆国立公園」に指定されています。

鳥獣保護区は5か所が指定されています。このうちの1か所は「富士山南特別保護地区」であり、一定の開発行為が規制されています。



国立公園及び鳥獣保護区の指定状況

第2節 自然共生社会



1 自然公園

●富士箱根伊豆国立公園の保護

本市の富士山中腹と、箱根外輪山の上部の地域は「富士箱根伊豆国立公園」に指定されています。国立公園は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用を図り、国民の保健休養の場として活用されるために指定されていて、特に風致景観を維持する必要性の高い特別地域においては工作物の設置、植物の採取などの各種行為は、国や県の許可を受けなければなりません。

市内における国立公園の面積（単位：ha）

	特別保護地区	特別地域	計
富士山地域	287	1,152	1,439
箱根地域	0	351	351
計	287	1,503	1,790

【資料：御殿場市の環境】

●富士山麓の植生保護

富士山中腹部（標高 1,500m から 2,000m 付近）には厳しい環境のなかでフジアザミやオンタデといった草本や樹木がわずかに生息しています。この周辺には、オフロード車やオフロードバイクの乗り入れが後を絶たず、これらの貴重な植物を踏み荒らすという被害が発生しています。こうした被害を防止するため、市も構成員となっている「富士山自然環境保全連絡会議」では、車両の乗り入れ防止柵や看板を設置するとともに、乗り入れ防止パトロールを定期的に行っています。

●富士山基金の設置

富士山の雄大な自然を守り、後世に伝えていくため、平成8年度に「富士山基金」を創設し、市民をはじめとする、富士山に思いを寄せる多くの皆様から浄財を募っています。平成15年度には、「御殿場市富士山基金委員会」が設立され、この委員会で富士山の自然環境の維持保全、富士山の学術文化の振興などの資金として有効に活用しています。

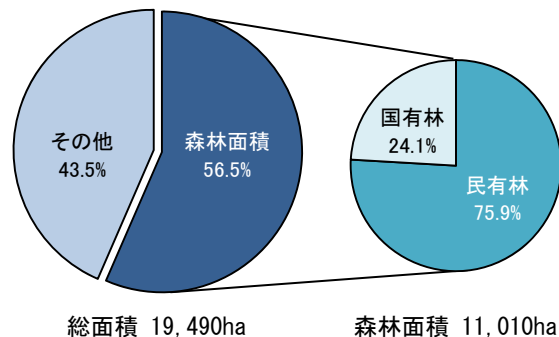
2 森林

●森林の大部分は伐採適期の人工林

本市の総面積 19,490ha のうち、森林面積は 11,010ha で総面積の約 56%を占めています。

森林面積の内訳は、民有林が約 76%、国有林が約 24%です。森林整備計画の対象となる民有林（3,664ha）のうち、スギやヒノキを主体とした人工林は約 78%と大部分を占めています。

人工林の約 98%は 40 年生以上で伐採期を迎えた成熟した材であることから、積極的な利用が望まれますが、森林整備は十分に進んでいない状況にあります。



【資料：平成26年度版静岡県森林・林業統計要覧】

3 河川・湧水・水資源

●黄瀬川水系と鮎沢川水系がある河川

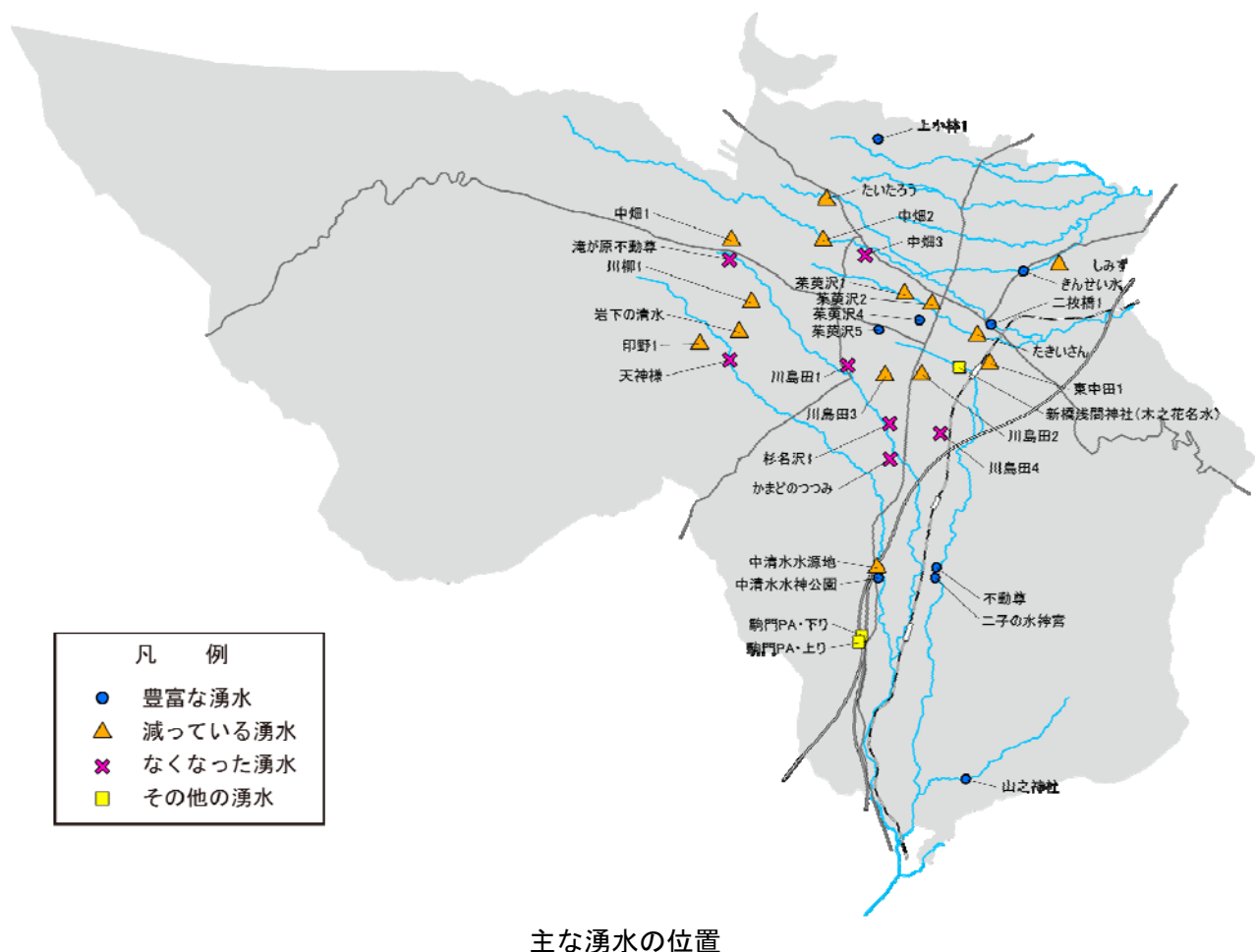
本市は、富士山の斜面の分水嶺に位置し、南斜面は、一級河川の黄瀬川水系、北斜面は二級河川の鮎沢川水系となっています。本市を流れる河川は、黄瀬川水系が76河川で総延長172.23km、鮎沢川水系が63河川で総延長153.05kmとなっています。

●豊富で良質な地下水

本市は富士山や箱根山麓等を源とする地下水のかん養源に位置し、その量・質ともに恵まれた地下水があります。この地下水は、市域の約56%を占める森林の保水や浄水作用を受けて育まれたものであり、今後とも豊富で良質な地下水を保全していくためには、森林の適正管理が必要です。

●数多く分布する湧水

市内には美しい湧水が点在し、昔から人々の暮らしと密接に関係してきました。「静岡県のみき水～湧水版レッドデータ」（静岡県、平成13年度）によると、市内の湧水地点として30地点が記録されていますが、このうち9地点（30%）が「豊富な湧水」、14地点（47%）が「減っている湧水」、7地点（23%）が「なくなった湧水」に分類されています。また、湧水量については、毎年2回、県及び近隣2市町と合同で定点調査を実施しており、市内の調査は7か所で行っています。



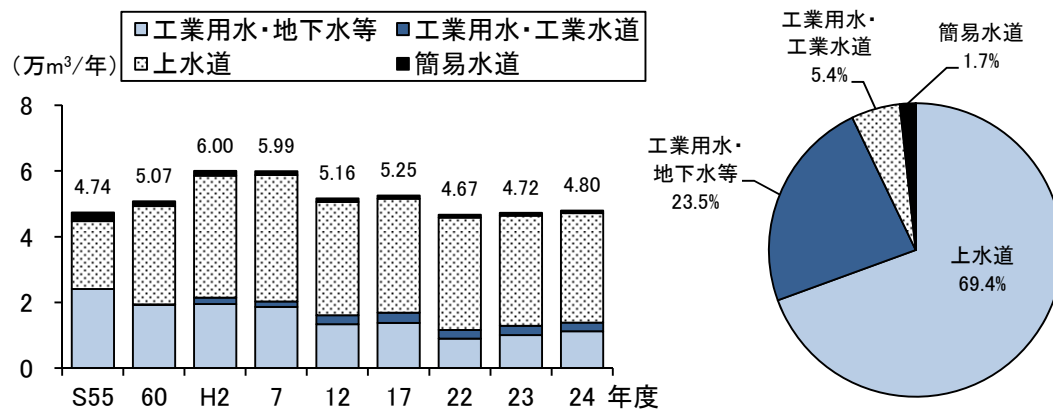
主な湧水の位置

【資料：静岡県のみき水（静岡県）】

●地下水揚水量の約7割が上水道としての利用

工業用水と生活用水の揚水量の経年変化をみると、平成の始めごろをピークに増大してきた揚水量がその後、減少する傾向にあります。地下水揚水量の約7割は上水道として利用されています。

また、本市で過去に生じた地下水障害は、湧水の枯渇及び有機塩素系化合物による地下水汚染がありますが、広域的な地下水質の悪化や地盤沈下は発生していません。



地下水揚水量の推移

地下水揚水量の内訳（平成24年度）
【資料：平成25年版「地下水調査報告書」（静岡県）】

●地下水の保全のための活動

本市では、地下水の採取に伴う障害の防止及び地下水の水源保全を目的として、「御殿場市土地利用事業指導要綱」及び「御殿場市地下水の採水に関する要領」により指導を行っています。

また、地下水汚染防止対策として、定期的に市内の地下水の水質調査を実施するとともに、県東部地域の5市4町で「静岡県東部五市四町地下水汚染防止対策協議会」を設立し、地下水汚染の原因ともなる有機塩素系溶剤を使用する事業所に対し、排水の調査や、溶剤の使用・保管などに関する調査・指導を行い、地下水汚染の未然防止を図っています。

市内では4か所の観測井及び2か所の地下水観測地点を定め、毎月水位を観測しています。年度ごとには若干の変動はあるものの、調査開始以来大幅な減少もなく推移しています。

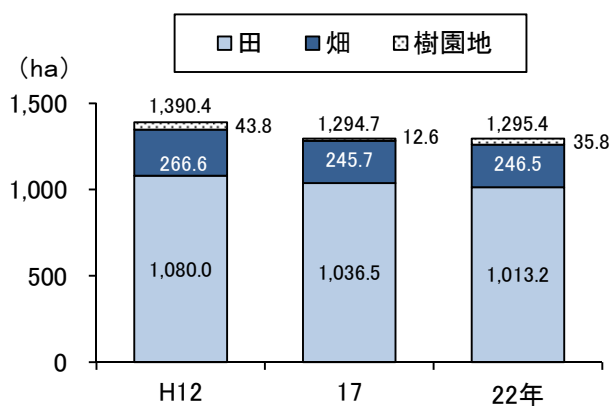
4 農地

●湧水を利用した水かけ菜やわさび栽培

本市の農業は、水稻を基幹作物として複合経営による土地利用型農業が行われています。また、富士山の豊富な湧水を利用した水かけ菜やわさび栽培が行われ、本市の特産物として定着しています。

●減少する経営耕地面積

農業を取り巻く環境は厳しく、本市においても農家数・農家人口の減少、農業従事者の高齢化、後継者不足などの問題が深刻になってきています。更に、遊休農地が増加する一方で経営耕地面積は減少しており、農地の持つ多面的機能の低下、周辺農地などへ影響を及ぼす事例が見受けられます。



経営耕地面積の推移

【資料：農林業センサス】

●ニホンジカやイノシシ等による農林産物被害の発生

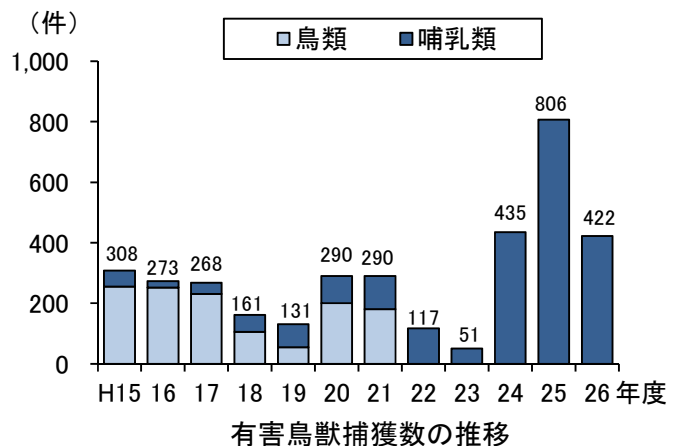
市内における鳥獣被害で主なものは、ニホンジカとイノシシによるものであり、平成24年度における被害面積は1,520a、被害金額は144万円でした。

ニホンジカによる被害は4～6月及び9月以降に発生しており、農作物への被害は水稻、豆類、野菜類及びいも類等の食害で、特に本市の基幹作物である水稻への被害が深刻となっています。被害発生の範囲は年々拡大しています。山林での被害は、主に東富士演習場内及び箱根外輪山において発生しており、スギ・ヒノキ等の樹皮剥ぎ、クヌギ等の幼木の引き抜きなどです。

一方、イノシシによる被害もニホンジカと同時期に発生しており、農作物への被害は、水稻、野菜類及びいも類等の食害です。山林での被害は、樹木の根回り荒らし、林道沿いの法面の掘り起こしなどです。

●鳥獣被害防止計画の策定

市では平成25年度に「御殿場市鳥獣被害防止計画」を策定し、有害鳥獣の捕獲や適切な防護柵の整備など、総合的な被害防止対策を推進しています。特にニホンジカとイノシシについては、防止計画に基づく積極的な捕獲活動の実施により、捕獲数が増加しています。



【資料：御殿場市の環境】

5 動植物

●富士山域に2,200種の動植物が生息・生育

本市は3,000m以上の標高差があることから、多くの動植物が生息・生育しています。平成8～12年度に行った調査結果（「富士山麓豆百科」）によると、富士山域を中心に1,641種の植物、579種の動物が確認されています。

●火山荒原の生きもの

火山荒原は、富士山の山頂から標高1,500m前後の太郎坊周辺にかけて大きく広がっています。このうち、標高約3,300m以上の部分はコケ類等以外、ほとんど植物の育たない自然裸地で、それ以下の約3,300～1,500m付近が高山植物や火山荒原性の草本類が生育する自然草原域に当たります。



●自然林の生きもの

標高約 1,600m～800m 付近にかけての代表的な自然林は、ブナやミズナラ等の落葉広葉樹の大木が茂る森です。秋から冬にかけて葉が落ちる森には、実のなる木や草花が育ち、それらの木の実を食べる動物や小鳥が集まり、森の中は生きものたちの活気にあふれています。

また、標高 600m 前後の地域には、印野の御胎内清宏園のように、ブナやミズナラに代わって、同じ仲間のコナラやクリの落葉広葉樹を中心とした自然林もあります。これらの森は、炭焼きや柴刈などで、人間が伐採した後に自然に育ったものです。



●草原の生きもの

滝ヶ原から大野原にかけてのススキ草原は、全くの自然草原ではなく、常に草刈りや火入れなどによって樹木の生長を抑制しているために成り立っている半自然の草原です。

しかし、今では日本全体の中でもこれだけの規模をもった草原は少なくなりつつあり、マツムシソウ、オミナエシ、キジムシロ等の野草やジャノメチョウ、ヤマキチョウ等のチョウ類、コヨシキリやオオジシギ等の草原の鳥類等、多くの動植物にとって貴重な場所となっています。



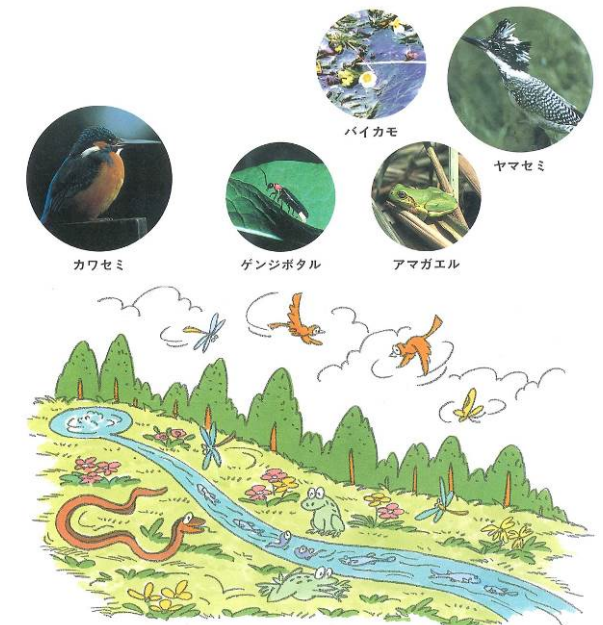
●水辺の生きもの

川辺や湧水、水田の周辺は、市街地の近くになりながら、比較的良好な自然環境が多く残された場所です。これらの場所は、水辺の少ない富士山麓で、水の中の生きものや水辺の動植物が集まる貴重な場所となっています。

水辺の周辺には、アカガシやケヤキ等の自然林も残り、ヤマセミやカワセミ、カエルやホタル等、多くの生きものが集まってきます。また、湧水の源流部には、水中で可憐な花を開くバイカモ等も生育しています。

●傷病鳥獣の保護

市では、負傷や病気などで動けなくなっている野生鳥獣を保護し、鳥獣保護管理者と連携を図り、自然に還すことに努めています。平成 26 年度は 20 件の傷病鳥獣の保護をしました。



6 自然とのふれあい

●富士山や箱根山麓の登山歩道・ハイキングコースやキャンプ場

富士山周辺には、御殿場口登山道や双子山ハイキングコース、宝永遊歩道等の登山歩道やハイキングコースがあり、富士山の自然を満喫できます。箱根山麓には長尾山や乙女峠を巡るハイキングコースもあります。特に御殿場口登山道の2合8勺（標高2,050m）以上は、往時の須山口登山道の一部として国史跡の指定を受けており、世界遺産・富士山の構成資産のひとつとなっています。

また、市内の豊かな自然環境を生かしたキャンプ場や、釣りができる河川等もあります。

●多くの湧水や自然観察・植物観賞ポイント

市内には富士山の雪解け水を起源とする多くの湧水地点があります。また、太郎坊や宝永山等の富士山周辺、御胎内清宏園、あまだとんぼ池等では自然観察を楽しむことができます。

一方、東山湖、富士仏舎利塔平和公園、御殿場高原時之栖等では春の桜、御胎内清宏園や富士山スカイライン等では秋の紅葉を楽しむことができます。



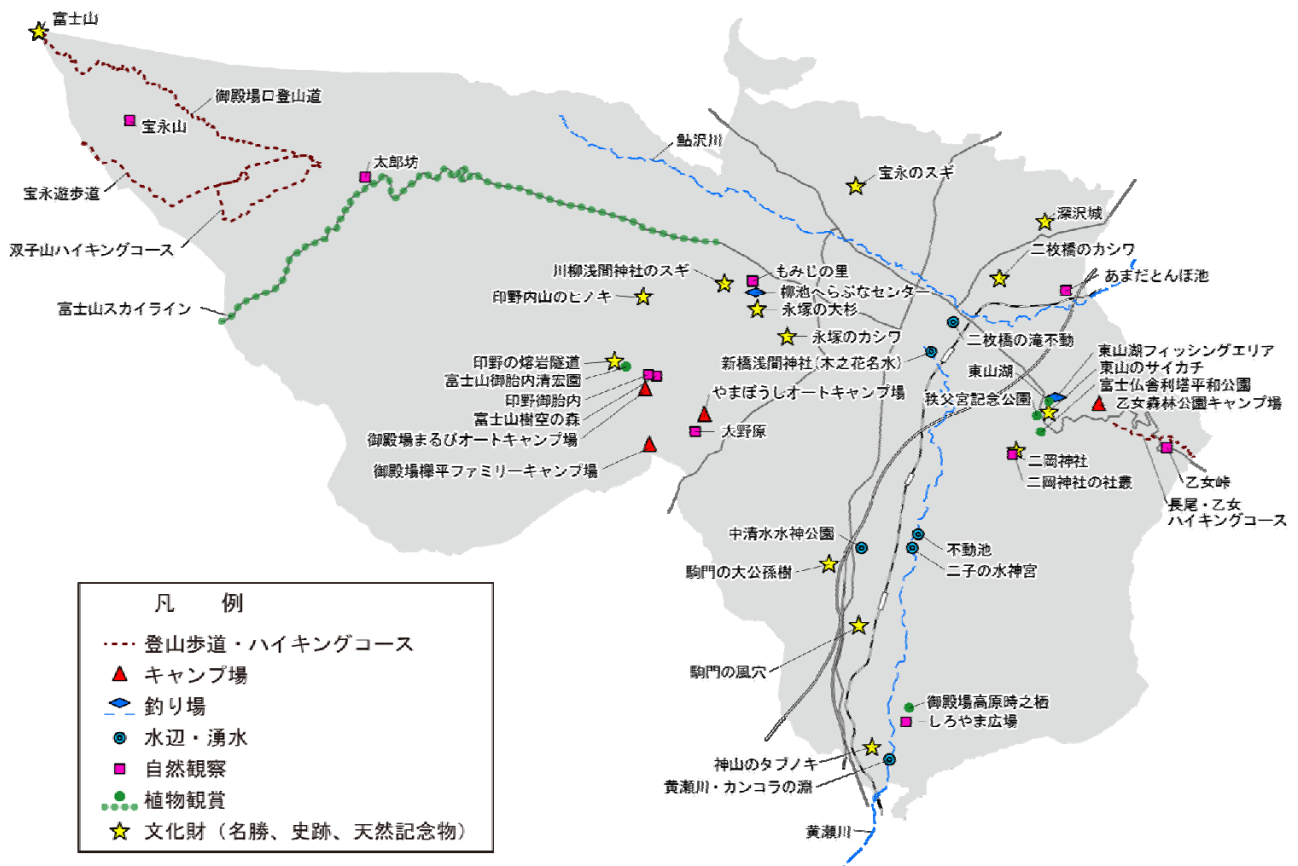
双子山



あまだとんぼ池



平和公園



主な人と自然とのふれあいの場

【資料：自然観察コース100選ガイド、静岡県のみずべ100選、御殿場市観光パンフレット 等】

第3節 安全・安心な社会

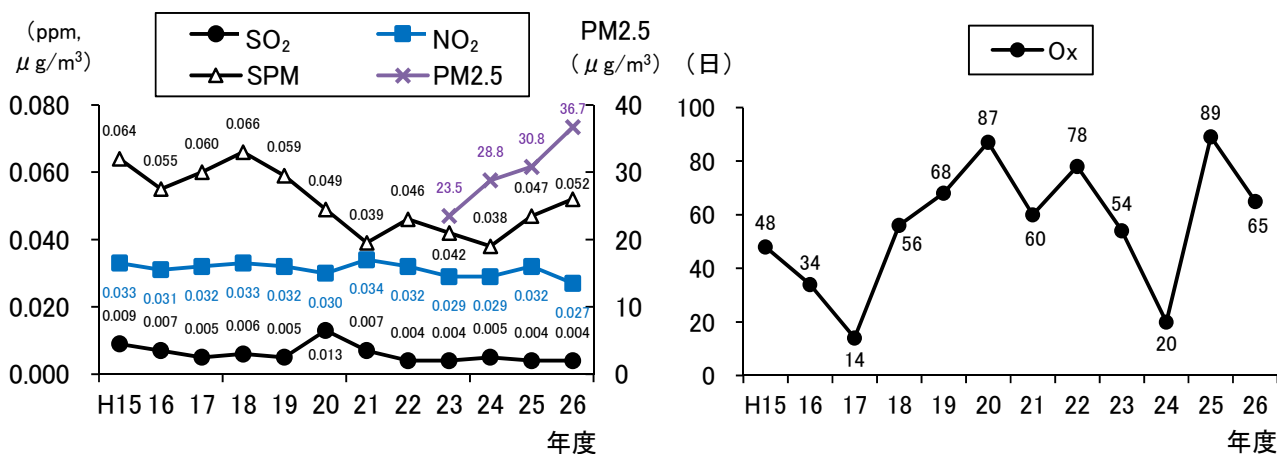
1 大気汚染

●環境基準を達成している SO₂・NO₂・SPM と達成していない PM_{2.5} と Ox

本市では、御殿場市役所敷地内の観測室に自動測定機を設置して、大気汚染の常時監視を行っています。二酸化硫黄（SO₂）、二酸化窒素（NO₂）、浮遊粒子状物質（SPM）の濃度は全体的に減少傾向にあり、いずれも環境基準を達成しています。

一方、光化学オキシダント（Ox）は毎年度、環境基準を達成していません。これは、県や国全体でも達成率は非常に低い傾向にあり、全国的な問題となっています。「静岡県大気汚染緊急時対策実施要綱」に基づいて、光化学オキシダント濃度が0.12ppmを超えた場合は、気象条件を加味して注意報などの発令が行われます。注意報などが発令されると、市民に注意を呼び掛けるとともに、緊急時協力要請工場に使用燃料の削減を要請し、被害の未然防止を図る体制がとられています。

また、海外からの越境汚染が懸念されている微小粒子状物質（PM_{2.5}）は、本市の近隣では、県が裾野市民文化センターで常時測定を行っており、平成26年度は環境基準を達成していませんでした。



注) SO₂、SPM、PM_{2.5} は日平均値の2%除外値、NO₂ は日平均値の年間98%値。環境基準は以下のとおり。

SO₂：1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。

NO₂：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

SPM：1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。

PM_{2.5}：1年平均値が15μg/m³以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m³以下であること。

Ox：1時間値が0.06ppm以下であること。

【資料：御殿場市の環境、大気汚染及び水質汚濁等の状況（静岡県）】

●工場・事業所からの大気汚染物質対策

大気汚染を防止するため、大気汚染防止法により、工場・事業場から排出される硫黄酸化物、ばいじん及び窒素酸化物等については、排出基準が定められています。また、粉じん発生施設については粉じんの飛散を防止するため、その構造・使用方法及び管理基準が定められています。

●自動車からの大気汚染物質対策

自動車からの大気汚染物質の排出量は、大気汚染防止法に基づく自動車排出ガス規制の強化に伴い大幅に削減されてきました。今後も引き続き、大気環境の改善に向けて、交通対策による交通混雑の緩和や大気汚染物質の排出量の少ない低公害車の普及などにより、環境への負荷の軽減を図る必要があります。

●健康への影響が心配ないレベルの環境放射線量

平成23年3月の福島第1原子力発電所事故以降、全国的に環境放射線の影響が心配されており、本市においても平成23年度から教育施設等での放射線測定を実施しています。

平成26年度の測定結果をみると、すべての調査箇所において「全国環境放射能水準調査結果（文部科学省：平成19年度から平成21年度）」の範囲内の値であり、年間の線量に換算した場合、国がICRP（国際放射線防護委員会）の勧告を基に目標として設定した値「年間1mSv以下」を下回る値となっています。但し、野生きのこについては、静岡県から出荷制限が出されており、採取及び摂取についても注意が必要です。

環境放射線量の測定結果（平成26年度）

実施時期	調査施設	測定結果
毎月1回	御殿場市庁舎敷地内	0.016 ～ 0.063 μSv/h
平成26年5月14日	7施設（教育施設）	
平成26年11月13日	7施設（教育施設）	
平成26年10月2日	富士山御殿場口新五合目駐車場ほか周辺2か所	

※ 参考値：文部科学省全国環境放射能水準調査結果（平成19～21年度）

静岡市 0.0281～0.0765 μSv/h 全国 0.013（沖縄県）～0.153（新潟県） μSv/h

【資料：御殿場市の環境】

2 騒音・振動

●感覚公害とされる騒音・振動

騒音及び振動は、個人差や慣れが大きく作用し、同じ音や振動であってもその種類や性質によって感じ方が異なるという特徴があります。

騒音及び振動の防止対策としては、騒音規制法及び振動規制法に基づき、市長が生活環境を保全すべき地域を指定し、この指定地域内の工場・事業場の事業活動や建設作業に伴う騒音・振動を規制しています。また、自動車による交通騒音及び振動については限度基準が設けられており、これを上回る場合は公安委員会、道路管理者に対して防止対策を要請できることになっています。

●環境基準を超過している路線がある自動車騒音

自動車騒音の常時監視は、道路に面した地域の住居等を対象にした自動車騒音の測定と、測定地点を含む評価区間について騒音の環境基準を超える住居等の割合を把握する「面的評価」の方法で行います。

平成26年度は、市内の国道3路線と県道1路線、高速道路を対象にして、自動車騒音の測定と面的評価を行いました。自動車騒音は、測定を行った国道1地点と県道1地点で昼夜間超過し、国道1地点で昼間に超過しましたが、騒音の要請限度については国道1地点の夜間のみ超過しました。面的評価の結果については、昼間・夜間ともに環境基準を満足した住居等の割合は41.1～100%でした。

自動車騒音 測定結果（平成26年度）

路線名	測定地点	測定結果 (dB)		基準値等 適合状況 (○：適合 ●：不適合)			
				環境基準		要請限度	
		昼間	夜間	昼間 (70dB)	夜間 (65dB)	昼間 (75dB)	夜間 (70dB)
一般国道138号	萩原地内	68	61	○	○	○	○
一般国道246号	駒門地内	72	72	●	●	○	●
東名高速道路	東山地内	66	60	○	○	○	○
一般国道138号	仁杉地内	71	65	●	○	○	○
御殿場箱根線	萩原地内	71	68	●	●	○	○

【資料：御殿場市の環境】

自動車騒音 面的評価結果（平成26年度）

道路名	評価区間 延長 (km)	住居等 戸数 (戸)	環境基準達成状況			
			昼夜とも 基準値以下	昼のみ 基準値以下	夜のみ 基準値以下	昼夜とも 基準値超過
一般国道138号	4.4	453	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
一般国道246号	6.1	93	44.1%	37.6%	0.0%	18.3%
東名高速道路	2.5	48	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
一般国道138号	3.0	70	92.9%	0.0%	7.1%	0.0%
御殿場箱根線	4.2	534	94.0%	1.7%	0.0%	4.3%
全体	20.2	1,198	92.6%	3.7%	0.4%	3.3%

【資料：御殿場市の環境】

3 悪臭

●解決に時間を要する悪臭問題

悪臭は、各種の極めて微量の臭気物質が複合して発生することが多く、その発生状況は気温、湿度、風向等の気象条件によって左右され、同じ臭いであっても人によって感じ方が違うなど、嗅覚はかなり個人差があります。

このため、悪臭苦情の処理に際しては、悪臭状況の調査や抜本的な防止・除去対策の実施について難しい面が多く、解決まで相当な期間を要する状況となっています。

●臭気指数による規制の導入

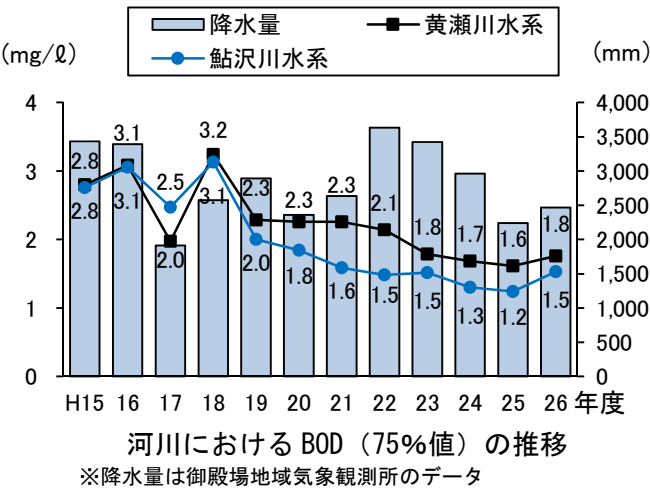
悪臭防止法では、畜産農業施設や工場・事業場等から発生する悪臭物質の濃度を規制しており、それぞれの地域の実情に応じて規制基準が設定されています。平成8年4月1日の法改正により、これまでの悪臭物質ごとの規制では対応できなかった複合臭を測定する嗅覚測定法が導入され、本市も平成15年10月1日よりこの制度を導入しました。

なお、臭気指数規制に係る地域指定は、都市計画法で指定された市街化区域を15に、その他の地域を18と定め、地域の実情に合わせた基準を適用しています。なお、「静岡県生活環境の保全等に関する条例」では、悪臭発生施設を指定(特定施設)して届出させるとともに、悪臭を防止するための設備基準などを定めて規制しています。

4 水質汚濁

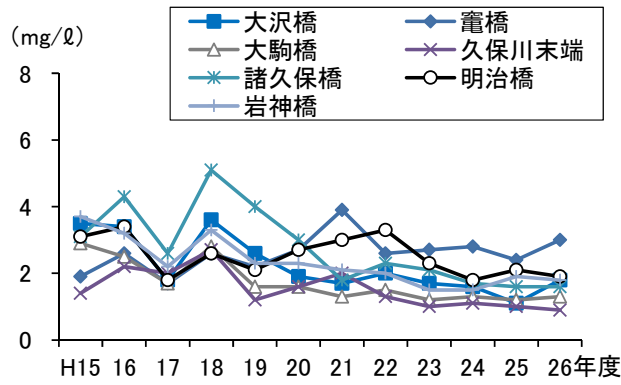
●改善している河川の水質

本市では、昭和48年度から黄瀬川及び鮎沢川の水系ごとに各7か所で水質調査を行っています。水質汚濁の代表的な指標であるBOD（生物化学的酸素要求量：水中の有機物が、微生物によって酸化される時に必要とされる酸素の量で、数値が大きいほど汚濁の程度が高い）75%値¹の推移を見ると、平成19年度以降は改善傾向にあり、アユ、ヤマメ、イワナが生息できる環境へと回復しつつあります。

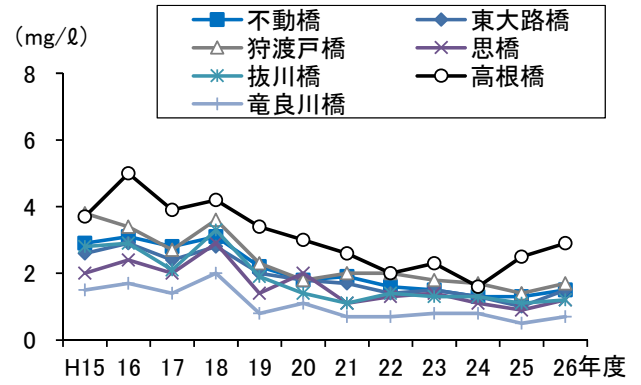


【資料：御殿場市の環境】

¹75%値：一年間で得られたすべての日平均値を、測定値の低い方から高い方に順（昇順）に並べたとき、低い方から数えて75%目に該当する日平均値。

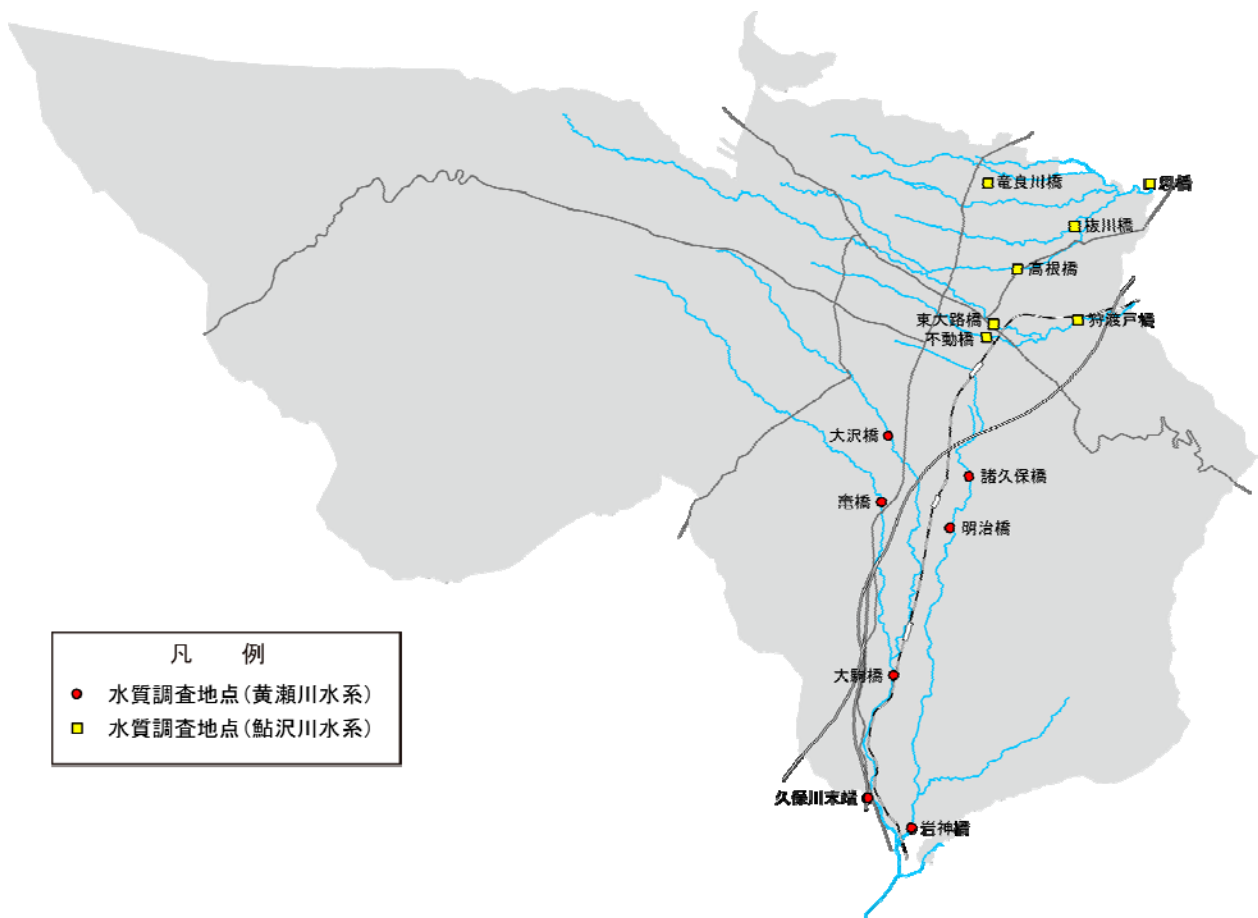


黄瀬川水系における BOD（75%値）の推移



鮎沢川水系における BOD（75%値）の推移

【資料：御殿場市の環境】



水質調査地点

【資料：御殿場市の環境】

●水生生物による水質判定

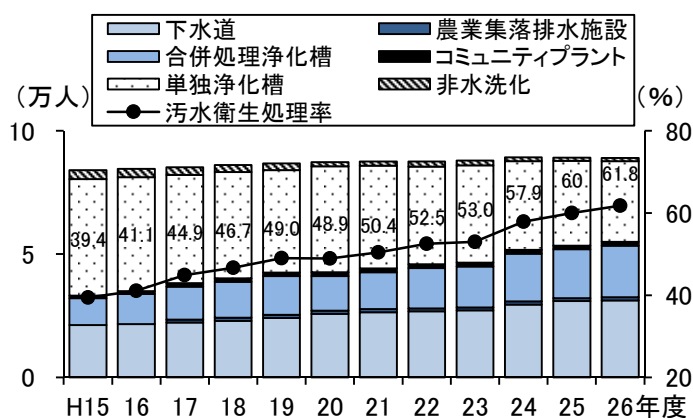
本市では毎年、水生生物調査による河川の水質判定を行っています。平成26年度は竜良川の4地点で実施し、いずれも水質階級Ⅰ（きれいな水）でした。また、平成25年度は黄瀬川の5地点で実施し、曙橋が水質階級Ⅲ（きたない水）でそれ以外の4地点では水質階級Ⅰ（きれいな水）でした。

水質階級Ⅰ（きれいな水）の場所では主にヒラタカゲロウやナミウズムシが、水質階級Ⅲ（きたない水）の場所では主にシマイシビル、ミズムシが多く観察されました。

●整備の進む生活排水対策

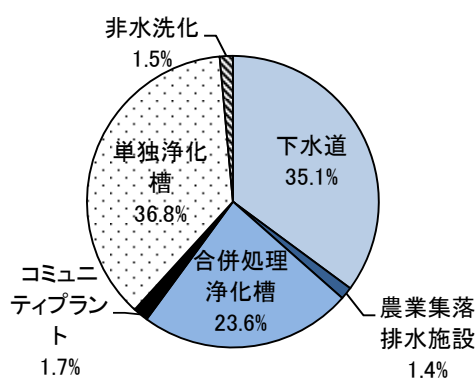
本市の河川汚濁の割合は、工場・事業場等の産業系排水については水質規制によって改善が進んだことにより、生活系排水が約7割を占めるほどになっています。私たちは、日常生活に伴って炊事、洗濯、入浴などの生活雑排水やし尿等、浄化槽で処理した排水を河川に流しますが、この汚濁のうちし尿が約3割、それ以外の生活雑排水が約7割を占めるといわれています。し尿は浄化槽等の衛生的な処理が義務付けられていますが、生活雑排水については、対策が十分とはいえない状況にあります。

市では、こうした生活系排水による水質汚濁防止対策として、市街地を中心に下水道整備を進めています。また、農業地域を対象に農業集落排水事業を行っています。また、下水道整備認可区域以外及び農業集落排水事業区域内の受益者以外の人を対象とした浄化槽設置補助事業や公設浄化槽整備事業を実施し、生活排水対策を進めています。その結果、汚水衛生処理率は平成15年度に39.4%でしたが、平成26年度には61.8%まで向上しています。



生活排水処理人口の推移

【資料：下水道課】



生活排水処理の状況(平成26年度)

【資料：下水道課】

●かつて汚染が問題となった有機塩素系化合物

金属脱脂洗浄剤やドライクリーニングの洗浄剤として安易に使用されていたトリクロロエチレン等による地下水汚染が、全国的に大きな社会問題となったことから、排出に関する管理目標値及び水道水の要件などの設定をはじめとした規制強化が図られてきました。

本市においては、昭和62年に水道水源である永塚1号井戸のテトラクロロエチレンによる汚染、平成元年にはトリクロロエチレンによる汚染井戸が杉名沢地区で3本、深沢地区で1本、またテトラクロロエチレンによる汚染井戸が竈地区で1本それぞれ判明したことから、有機塩素系化合物を使用する事業場に対する指導を強化し、地下水汚染の防止及び汚染地区での汚染物質除去対策に努めています。

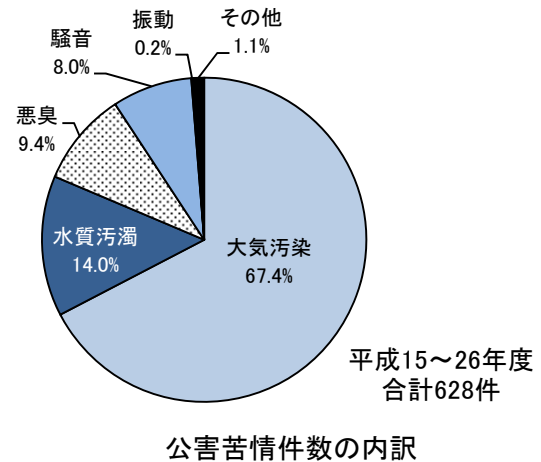
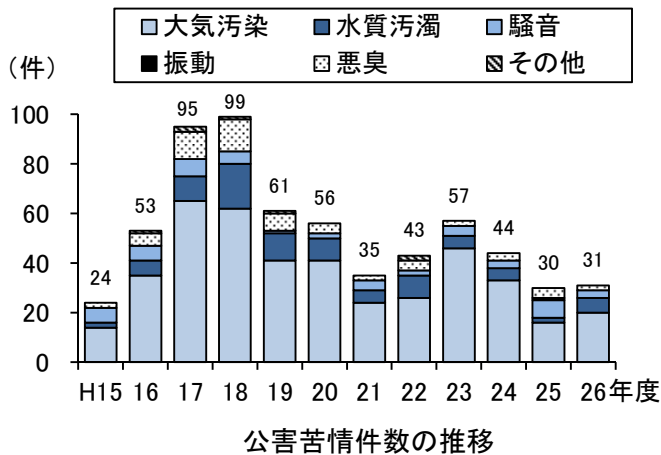
現在、杉名沢地区では浄化対策を継続していますが、他の3地区では汚染が改善されています。

5 公害苦情

●減少傾向にある公害苦情件数

公害苦情は、健康と生活環境の保全に関する相談という側面と、行政に対する不満の表明という側面を併せ持っており、環境行政に関するさまざまな問題を含んでいます。また、苦情は紛争へと発展する前段階的要素を持っているため、こじれたり、広がったりしないように、小さな芽のうちから迅速かつ適切に処理していくことが重要です。

本市の苦情件数は年々多様化する傾向にあり、特に焼却に伴って発生するダイオキシン類が問題となった平成11年以降、ごみの焼却による煙や臭いの苦情が増加しています。市民の快適環境への関心が高くなるにつれて、近隣苦情や感覚的な苦情が増える傾向にあります。



【資料：御殿場市の環境】

6 化学物質

●環境基準を達成しているダイオキシン類

ダイオキシン類は、主に廃棄物焼却炉等で物を燃やすことによって発生し、動物実験から強い毒性と発ガン性があることがわかっています。環境中に排出されたダイオキシン類は食物連鎖を通して次第に濃縮されながら人間の体内に取り込まれることから、平成12年1月15日には「ダイオキシン類対策特別措置法」が施行され、影響の未然防止が図られています。

静岡県が、平成9年12月に市立西保育園で実施した大気中のダイオキシン類調査で比較的高い値が検出されたため、市では平成10年度から県と協力して調査を進めるとともに、ダイオキシン類低減対策として、主な排出源である安易なごみ焼却や野焼きの禁止や自粛などの指導・啓発に努めています。

平成15～26年度のダイオキシン類の調査結果（年平均値）を環境基準値と比較すると、大気環境及び土壌のすべての地点で基準値を下回っています。

ダイオキシン類濃度の測定結果

調査年度	ダイオキシン類濃度	
	大気環境	土壌
平成15～26年度	0.016～0.16 pg-TEQ/m ³ （全16地点）	0.033～77 pg-TEQ/m ³ （全10地点）
環境基準	年平均値で0.6pg-TEQ/m ³ 以下	1,000pg-TEQ/m ³ 以下

注）pg（ピコグラム）：1兆分の1グラム

TEQ（Toxic Equivalent）：異性体ごとの毒性強度を考慮して算出した濃度であることを明示するための記号で、毒性等量という

【資料：御殿場市の環境】

7 景観

●御殿場市総合景観条例の施行

景観は、私たちの日々の暮らしに潤いや安らぎを添えるとともに、御殿場らしさや、まちの品格を高め、誇りの持てるふるさとを創出していく重要な要素として、大きな役割を果たします。その要素のひとつである富士山が世界文化遺産に登録され、富士山にふさわしいまちづくりへの取り組みが更に求められます。

本市では、総合的な景観行政の推進を図るために「景観法」に基づく景観計画と景観条例、屋外広告物条例を一本化した「御殿場市総合景観条例」を制定し、平成26年4月1日に施行しました。市内で一定規模以上の建築物、工作物の新築などを行う場合は景観法に基づく届出、屋外広告物を掲出する場合は市屋外広告物条例に基づく届出が必要です。

●本市を代表する富士山の景観

富士山写真コンテストが開催されるなど、富士山は市民の身近な景観となっています。富士山への眺望は、「富士見十景」や「観光十二選」のような、市民に広く浸透した眺望ポイントがあります。また、御殿場プレミアムアウトレット、時之栖、富士山樹空の森等、市内の大型観光施設では買い物やレジャーとともに富士山の眺望を楽しむことができます。そのほか、自動車でドライブしながら、高台から、市街地からと市内の至る所から富士山を眺めることができます。

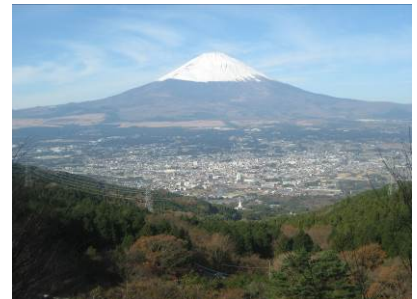
平野部に広がる田園地帯では、のどかな田園風景とともに富士山を眺望することができます。

箱根外輪山の山麓斜面部には、良好な眺望ポイントが多く存在し、夜間は富士山を背景に市街地の夜景を眺望することができます。

●5か所が選定されている「富士山眺望遺産」

「御殿場市総合景観条例」に基づき、富士山を眺められる場所のうち、後世まで遺しておくべき良好な場所を「御殿場市富士山眺望遺産」として市独自に認定し、その保全と活用を図るものです。33か所の候補から選定し、眺望遺産5か所を決定しました。

選定されたのは、富士山御殿場口、富士仏舎利塔平和公園、乙女の鐘、御殿場プレミアムアウトレット夢の大橋、旧美華ガーデンの富士松天望台の5か所です。



乙女の鐘からの眺望

主な眺望地点・景観資源

富士見十景	富士山御殿場口、富士仏舎利塔平和公園、長尾峠、御殿場市温泉会館、乙女の鐘（乙女峠）、友愛パーク原里、パレットごてんば、富士見台（富士岡駅高堤防）、夢の大橋（御殿場プレミアムアウトレット）、天神山（御殿場高原時之栖）
観光十二選	長尾峠、乙女峠、富士山双子山、御胎内清宏園、幕岩（富士ハイキングコース）、東山湖、富士仏舎利塔平和公園、東富士園芸センター、神場山神社、駒門風穴、新橋浅間神社、御殿場の夜景（乙女峠）
景観資源	箱根火山群、富士・愛鷹火山群、宝永山、宝永火口、印野の熔岩隧道（御胎内）、駒門風穴、乙女峠、長尾峠
富士山眺望遺産	富士山御殿場口、富士仏舎利塔平和公園、乙女の鐘、御殿場プレミアムアウトレット夢の大橋、旧美華ガーデンの富士松天望台

【資料：御殿場市景観計画 ほか】

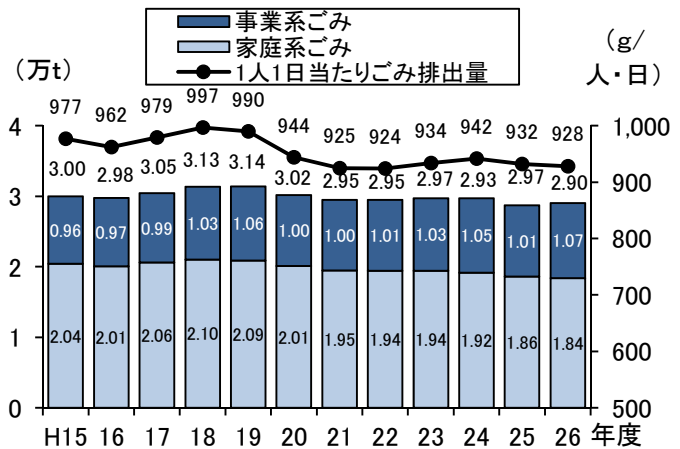
第4節 循環型社会

1 ごみの減量化・資源化

●ほぼ横ばいで推移するごみ発生量

平成26年度のごみ総排出量は29,044tであり、そのうち家庭系ごみが約63%、事業系ごみが約37%を占めています。ごみ総排出量は家庭系ごみが減少している一方で、事業系ごみ排出量が増加しており、全体ではほぼ横ばいとなっています。

平成26年度における本市の「市民1人1日当たりごみ排出量」は928g/人・日であり、こちらも、ほぼ横ばいとなっています。

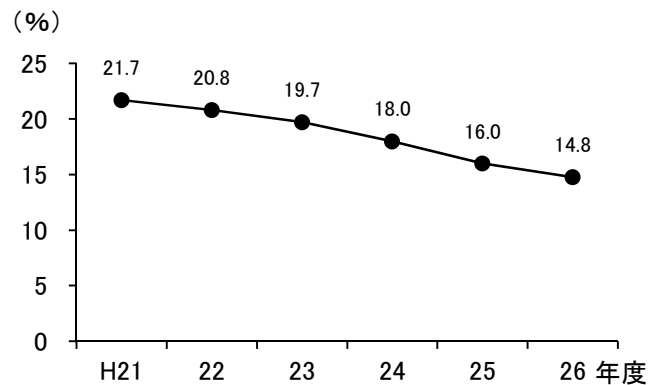


ごみ発生量の推移

【資料：御殿場市の環境】

●低下しているリサイクル率

平成26年度のリサイクル率は14.8%であり、年々減少傾向にあります。近年では、民間事業者による資源回収が進んでおり、行政が回収する資源物の量が減少していることが主な原因として考えられます。



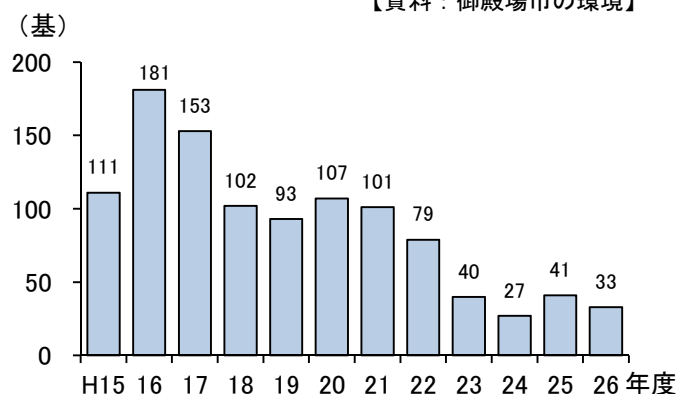
リサイクル率の推移

【資料：御殿場市の環境】

●生ごみ処理機の普及促進

生ごみの減量化及び資源化を図るため、生ごみ処理容器等(コンポスト、水切りバケツ、電動生ごみ処理機)の設置者に購入費の補助金を交付しています。

その結果、生ごみ処理容器等の補助件数は平成26年度までに累計約8,403基となっています。しかし、年度ごとの補助件数は次第に減少しています。



生ごみ処理機器等の補助件数

【資料：御殿場市の環境】

●6 分別の家庭系ごみ

市では、ごみの減量や再資源化のため、分別収集を実施しています。平成27年4月からは新しい焼却施設の稼働開始とともにごみの分別区分が変わりました。大別すると、資源物、可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみ、危険ごみ、粗大ごみの6分別です。

家庭系ごみの分別区分

分別区分		収集方法	収集回数
資源物	ビン、缶、金属類、古紙（新聞・広告、雑誌、雑がみ、段ボール、紙パック）、ペットボトル、小型家電	集積所回収	月2回
	トレイ、発泡スチロール、小型家電、ペットボトル	拠点回収	－
	生ごみ	一部地域	－
	古着・古布	民間事業者による拠点回収など	－
可燃ごみ		集積所回収	週2回
不燃ごみ		集積所回収	月2回
有害ごみ	乾電池、体温計（水銀入り）	集積所回収	月2回
	蛍光管	拠点回収	－
危険ごみ（ライター、スプレー缶）		集積所回収	月2回
粗大ごみ		自己搬入、出張収集	－

【資料：御殿場市ホームページ】

●中間処理・最終処分での適正処理

ごみの中間処理は平成27年4月から供用を開始した「富士山エコパーク焼却センター」で行っており、本市及び小山町のごみを焼却処理しています。なお、同センターでは熱回収による発電を行っています。また、焼却灰については路盤材等として資源化するなど、環境負荷低減に配慮し、循環型社会形成に貢献しています。

中間処理場の概要

名称	富士山エコパーク焼却センター	御殿場市リサイクルセンター	御殿場市粗大廃棄物処理場最終処分場前処理施設
所在地	御殿場市板妻 862-15	御殿場市神場 1862-2	御殿場市神場 2536-22
供用開始	平成27年4月	平成6年2月	平成18年9月
概要	ストーカ式焼却炉：143t/日（71.5t/日×2炉）	ビン、缶、ペットボトルの選別・圧縮	粗大ごみの選別・解体 資源物、埋立ごみ等の選別

【資料：御殿場市一般廃棄物処理基本計画、御殿場小山環境テクノロジー株式会社ホームページ】

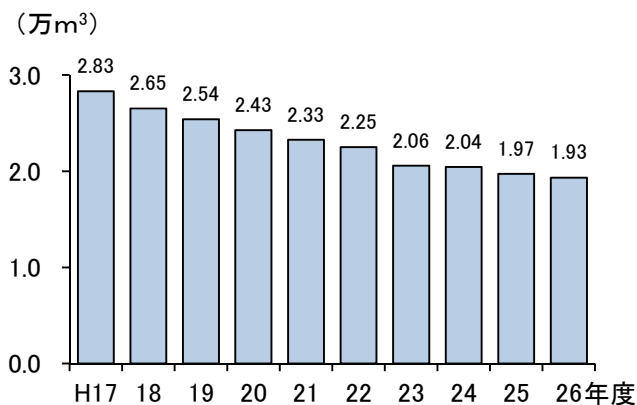
●最終処分場での埋立処分

前処理施設で選別された埋立ごみの最終処分は御殿場市一般廃棄物最終処分場で行っており、埋立残容量は平成26年度現在、1.93万m³となっています。最終処分場の容量には限りがあることから、ごみの減量を推進していくことが必要です。

最終処分場の概要

名称	御殿場市一般廃棄物最終処分場
所在地	御殿場市板妻 834-16
供用開始	平成12年4月
概要	埋立容量：約32,471m ³ 埋立期間：約15年間（当初計画）

【資料：御殿場市一般廃棄物処理基本計画】



埋立残容量の推移

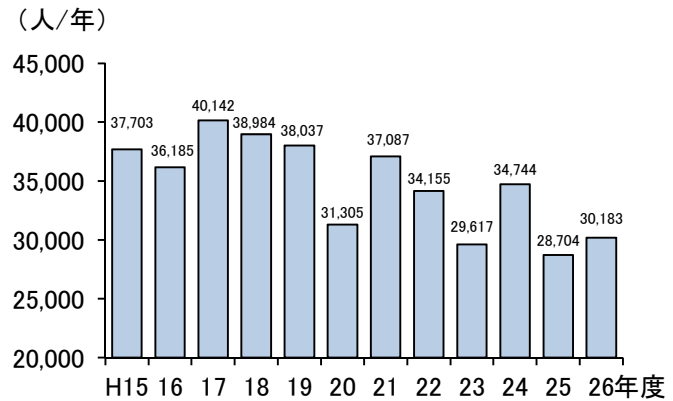
【資料：御殿場市の環境】

2 環境美化

●各地域で行われている環境美化活動

住宅周辺の川や道路の清掃は、環境美化活動の一環として市内各区の年間事業活動の一つに組み込んでいただき、実施しています。毎年約3万人以上が参加しています。

また、環境美化活動を実施した区に対して、回収ごみを施設に搬入した年間出動車両数に応じて、予算の範囲内で報奨金を交付しています。



環境美化活動参加者数の推移

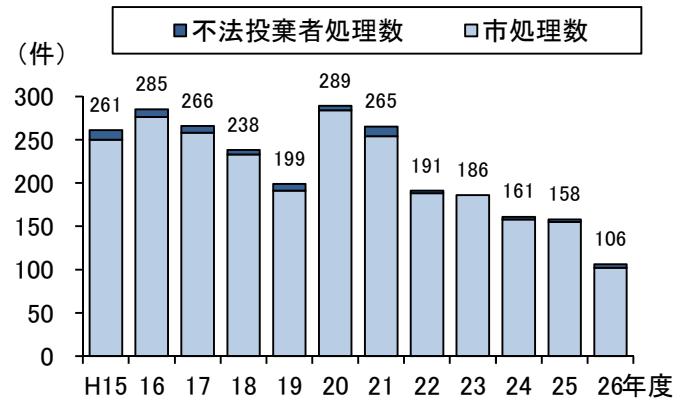
【資料：御殿場市の環境】

3 不法投棄

●毎年100件以上発生している不法投棄

廃棄物を適正に処理せず、みだりに道路や山林、空き地等に捨てる行為を不法投棄といいます。

本市では毎年、100件以上の不法投棄が発見されますが、回収したごみのほとんどをやむを得ず市で処理しており、大きな課題となっています。



不法投棄発見数の推移

【資料：御殿場市の環境】

ごみを減らすポイントは3つのR！！

①Reduce (リデュース) = 発生抑制 ☆まずはごみを発生させない！！

ごみは2種類あるといわれており、「必要だったけど不要になったもの」と「もともと必要ないもの」に分けられます。ごみになるものは「買わない・もらわない」、家庭や職場に「持ち込まない」ことが大切です。

②Reuse (リユース) = 再使用 ☆「もったいない」という気持ちを大切に・・・

今ある資源(モノ)を大切に、できるだけ長く、繰り返し使いましょう。マイバッグやマイ箸を持ち歩いたり、リサイクルショップ等を活用したりしましょう。

③Recycle (リサイクル) = 再生利用 ☆そのごみ、もしかして資源物では？

リデュース、リユースを徹底した後にできる最後の手段が「リサイクル」。しっかり分別を行うことで、ごみと思っていたものはごみではなく資源として循環され、また私たちの元へ戻ってきます。家庭・職場でごみの分別を徹底するとともに、リサイクル製品を積極的に使用しましょう。

第5節 低炭素社会

1 地球温暖化・エネルギー全般

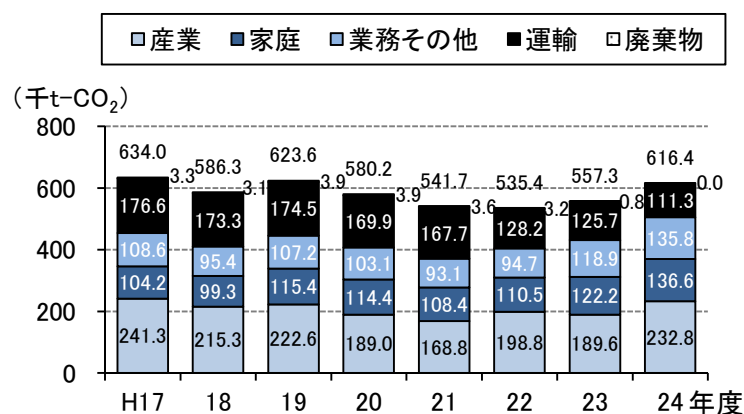
●温室効果ガス排出量の96.5%を占める二酸化炭素

本市における平成24（2012）年度の温室効果ガス排出量は639.1千t-CO₂で、平成17（2005）年度の排出量と比べると2.5%減少しています。ガス種類別シェアは、二酸化炭素（CO₂）が96.5%と最も大きく、次いでメタンが2.1%、一酸化二窒素（N₂O）が0.9%、ハイドロフルオロカーボン（HFCs）が0.4%、六フッ化硫黄（SF₆）が0.1%となっています。

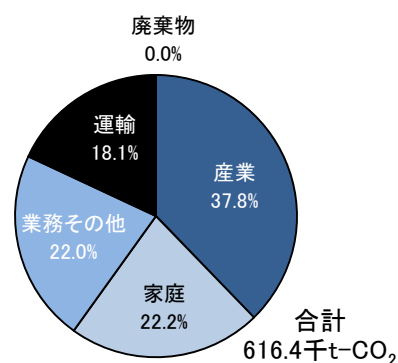
●増加する家庭・業務部門の二酸化炭素排出量

市全域から排出される二酸化炭素排出量は、産業部門（37.8%）が最も多く、家庭部門（22.2%）、業務その他部門（22.0%）はほぼ同じ構成比となっています。平成17年度と比較すると、平成24年度は家庭部門（+31.1%）、業務その他部門（+25.0%）は増加し、運輸部門（-37.0%）は減少しています。

平成24年度の1人当たり二酸化炭素排出量は6.9t-CO₂/人であり、国（10.0t-CO₂/人）、県（8.7t-CO₂/人）よりも少なくなっています。



市全域からの二酸化炭素排出量
【資料：御殿場市温室効果ガス排出量算出業務報告書】

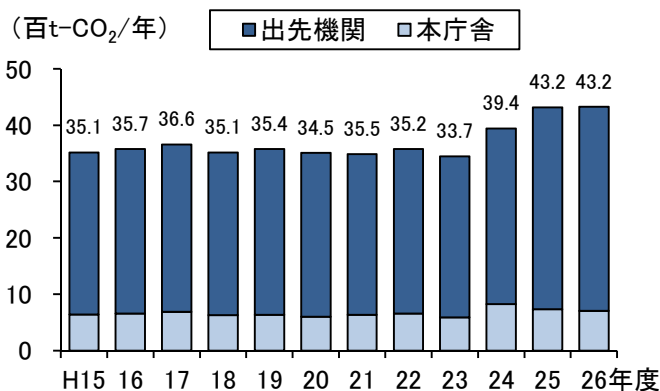


二酸化炭素排出量の内訳（平成24年度）
【資料：御殿場市温室効果ガス排出量算出業務報告書】

●市の事務事業による温室効果ガス排出量

市では、市役所の事務及び事業の実施によって排出される温室効果ガスの排出量を抑制するため、平成24年3月に「第3期御殿場市地球温暖化対策実行計画」を策定し、全職員が市役所の事務・事業において、温室効果ガスの削減目標達成に向け取り組んでいます。

市の事務事業による温室効果ガス排出量は増加傾向にあり、平成26年度は4,325t-CO₂でしたが、電気や燃料等の実質使用量は減少しています。



市の事務事業から発生する温室効果ガス排出量
※温室効果ガス排出量は、当該年度の排出係数により算出

【資料：御殿場市の環境】

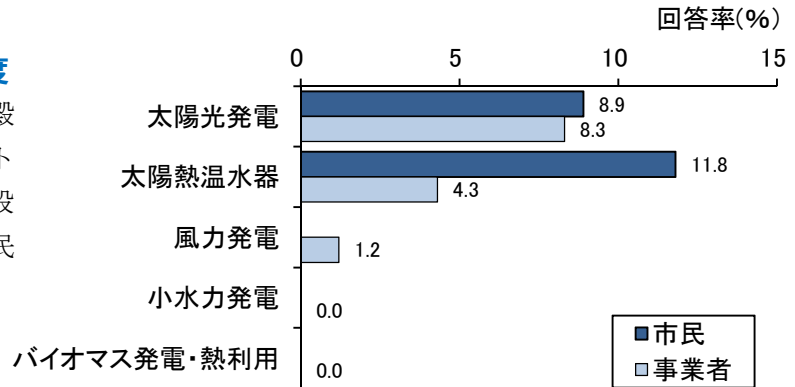
2 再生可能エネルギー

● 公共施設への再生可能エネルギーの導入

御殿場市・小山町広域行政組合の富士山エコパーク焼却センターでは、蒸気タービン発電機を備えており、ボイラーから出た蒸気の力で蒸気タービンを回して発電しています。最大2,500kWの発電が可能で、焼却センターの電力として使用し、余った電気は売電しています。

● 太陽光発電の普及率は1割程度

平成26年度に実施した「第二次御殿場市環境基本計画に関するアンケート調査」によると、再生可能エネルギー設備の導入状況は、太陽光発電が市民8.9%、事業者8.3%でした。

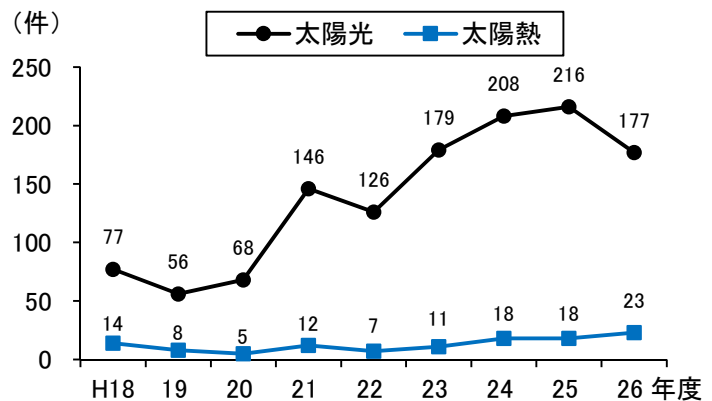


再生可能エネルギー設備の導入率

【資料：第二次御殿場市環境基本計画に関するアンケート調査(平成26年度)】

● 住宅用太陽光発電への助成の増加

本市では、太陽光発電や太陽熱高度利用システムへの補助を行っています。特に太陽光発電については平成21年度以降、増加傾向にあり、平成26年度までの累計は1,253基、最大出力合計は5,388kWとなっています。



太陽光発電・太陽熱利用への補助件数

【資料：御殿場市の環境】

3 省エネルギー

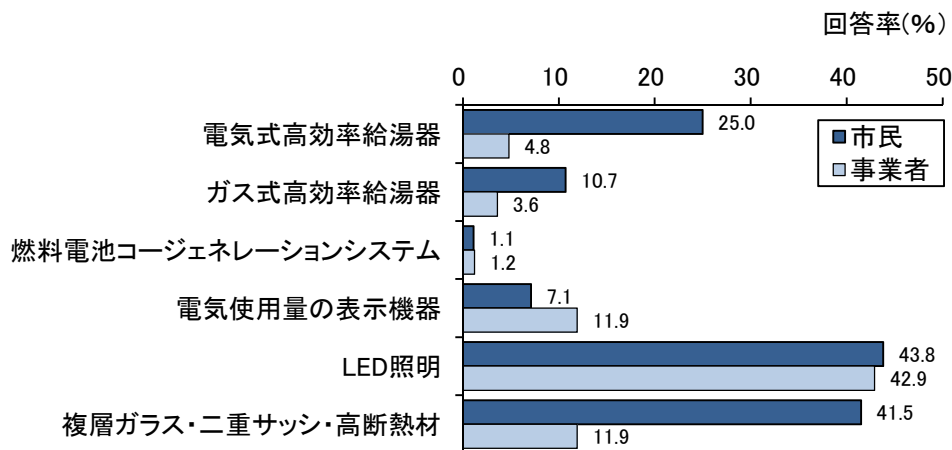
● 「地域省エネルギービジョン」の策定

エネルギー消費の抑制や温室効果ガス排出量の削減を目指して、本市では平成19年2月に「御殿場市地域省エネルギービジョン」を策定しました。

● 電化製品及び省エネルギー製品の普及

平成26年度に実施した「第二次御殿場市環境基本計画に関するアンケート調査」によると、電化製品はテレビや冷蔵庫、電子レンジ等はほぼ全世帯に普及していることが分かりました。また、電気使用量の多い白熱電灯も約6割の世帯で見られます。

一方、省エネルギー設備の導入状況は、LEDは市民、事業者ともに高く、複層ガラス・二重サッシ・高断熱材は市民で高い結果となりました。



省エネルギー設備の導入率

【資料：第二次御殿場市環境基本計画に関するアンケート調査(平成26年度)】

●家庭でのエコライフの促進

家庭向けのエコライフの推進のため、エコライフ提案事業、省エネナビモニター事業、うちエコ診断事業、家族環境マネジメントプログラム事業、こども環境マネジメントプログラム事業、エコアクション（こども環境会議）事業などを実施しています。【詳細は「環境教育等」を参照】

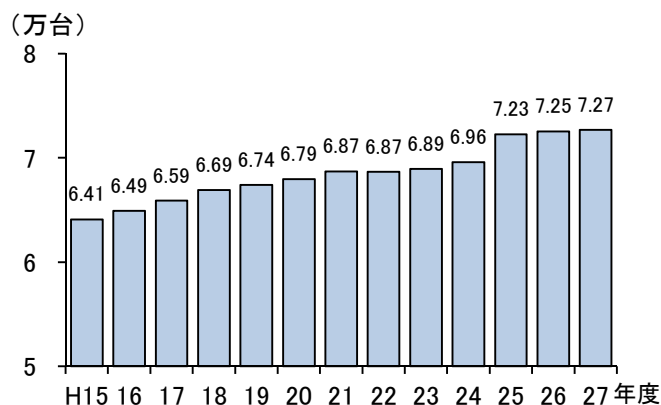
●事業者への省エネルギー対策の推進

事業者向けに環境経営システム、エコアクション 21 認証・登録説明会を開催するとともに、全5回の取得支援セミナーを開催しました。平成26年度までに認証取得事業所は累計29事業所となっています。

4 交通

●増加する自動車保有台数

本市の自動車保有台数は概ね増加傾向にあり、平成27年度は72,697台でした。1世帯当たり自家用乗用車台数は1.61台/世帯であり、これは県平均（1.51台/世帯）よりも多くなっています。



自動車保有台数の推移

【資料：静岡県の自動車保有台数】

●次世代自動車の普及率は5%

「静岡県自動車保有台数調査」によると、平成27年4月1日現在の本市の自動車保有台数に占める次世代自動車(電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車)の割合は5.1%です。

その内訳は、電気自動車が0.9%（34台）、ハイブリッド自動車が97.6%（3,611台）、プラグインハイブリッド自動車1.4%（53台）となっており、対乗用車割合は9.2%です。

●減少する地域公共交通の利用者

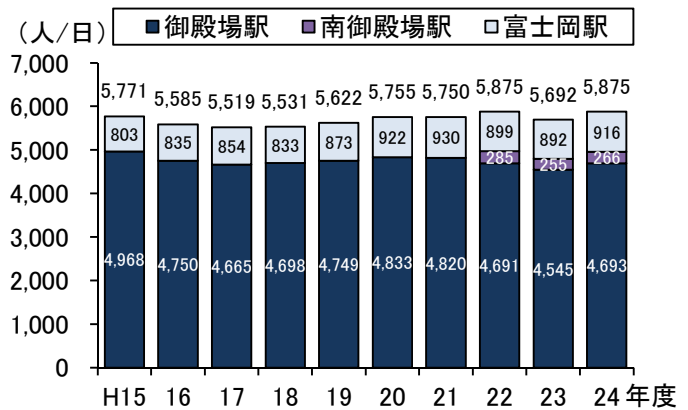
本市においては、路線バス（民間4社）、タクシー（民間5社）及び鉄道（御殿場線）によって主要な地域公共交通の体系が構成されています。そのほか、運転ボランティアなどの福祉輸送、病院・観光・商業施設等の送迎、首都圏等への高速バス、買物の宅配・送迎サービスなどが機能し、市民の移動を支えています。

しかし、路線バス等、地域公共交通の利用者は近年、減少しています。例えば、富士急行（株）御殿場営業所管内のバス輸送人員の推移は、この10年間に約2割も減少しているという統計があります。そのため、事業者単独での継続が困難な路線が多く、その確保維持が喫緊の課題となっています。

本市では平成22年8月に行政、交通事業者、市民代表者からなる「御殿場市地域公共交通協議会」を組織し、地域の事情に即した交通サービスの提供とより良い交通体系の実現を目指しています。

●横ばい傾向の鉄道利用者

市内にあるJR東海の3駅（御殿場駅、南御殿場駅、富士岡駅）の乗車人員の合計は、平成24年度が1日平均5,875人であり、近年はほぼ横ばいとなっています。



鉄道の乗車人員の推移

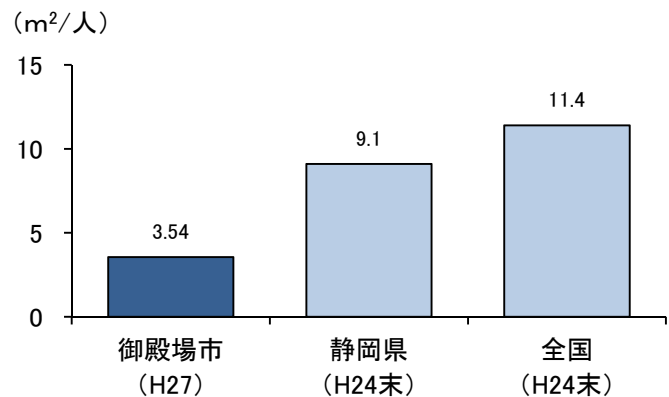
※平成21年度以前の南御殿場駅（無人駅）の数値は不明

【資料：東海旅客鉄道（株）】

5 緑

●今後も整備が必要な公園

平成27年度は5か所の都市公園が追加されて85公園となり、全体面積は315,277㎡、市民1人当たりの都市公園面積は3.54㎡/人です。平成24年3月末の全国の平均は11.4㎡/人、静岡県は9.1㎡/人と比較しても、まだ低い水準にある状況です。



1人当たり都市公園面積

【資料：都市整備課】

●富士山桜いっぱいまちづくり推進事業の推進

市民のやすらぎと観光ハブ都市として魅力ある景観づくりに寄与するため、世界文化遺産に登録された雄大な富士山を背景に桜がいっぱいに咲き誇るまちづくりを進めています。具体的には、神山地先から上柴怒田地先までを結ぶ団地間連絡道路の沿道（約14.5km）に、桜やもみじの植栽を展開し、富士山や箱根外輪山を背景とした良好な都市空間の形成を図っています。

また、子どもが誕生した際に誕生記念樹として、桜の苗木を配布しています。更に、緑化に関する各種イベントなどで、桜の苗木を無料配布しています。

第6節 環境教育等



1 環境教育・環境保全活動

●各主体が実践する環境教育・環境保全活動

本市では、環境教育や環境保全活動に関する事業を実施し、環境保全への意識啓発に努めています。また、市民団体や企業が中心となり、さまざまな環境教育や環境保全活動が展開されており、各主体が協働して環境教育や環境保全活動に取り組んでいます。

●富士山に関する活動

ごてんばの富士山豆博士

御殿場子どもたちが、身近な存在である富士山及び富士山麓の自然に触れ親しみ、富士山を取り巻く自然環境の大切さ・素晴らしさを再認識するとともに、新たな発見をして、ごてんばの富士山豆博士になることを目的とした事業です。市内の小・中学校全16校を対象に、平成18年度から4校ずつ実施しています。平成26年度は550人の「ごてんばの富士山豆博士」が誕生し、児童・生徒への認定証授与式を行いました。

富士山自然誌リレーセミナー

富士山とその周辺の自然環境を毎回違ったテーマで勉強していくセミナーです。平成8年度から平成26年度まで通算54回開催され、延べ1,515人が受講しています。

富士山自然観察会

富士山とその周辺の自然に直接ふれることによって、自然のしくみやすばらしさを知ってもらい、かつ自然保護の重要性を認識してもらうために、平成8年度から平成26年度まで通算35回開催し、延べ838人が参加しています。

●動植物に関する活動

トンボ池の整備

「富士山トンボ池の会」が、休耕田や空き地を利用したトンボの生息しやすい環境づくりを、交付金事業として行っています。これまでに4か所の池を整備し、観察会や生息調査によって多くのトンボの成虫と幼虫が確認されました。整備した池は昔ながらの身近な自然にふれることのできる場として、また、生涯学習の場として多くの人に利用されています。

野鳥とのふれあい

「日本野鳥の会東富士」が、野鳥に関する知識を高めるための観察会・学習会や、身近な場所でも観察できる巣箱の作り方の教室といった、多くの野鳥や自然とふれあうためのイベントを、交付金事業として行っています。

●省エネ・エコライフに関する活動

エコライフ提案

地球温暖化防止に係るエコライフの提案及び市民への啓発を実施しています。具体的には、地球温暖化防止月間・STOP温暖化アクションキャンペーン・ライトダウンキャンペーンなどについて市広報紙に掲載するほか、市ホームページへの省エネ情報掲載などを行いました。

省エネナビモニター

省エネナビを設置し、家庭での省エネ活動を実践しました（平成26年度は4世帯で設置）。

うちエコ診断

静岡県和省エネ専門家が家庭のエネルギー使用量を分析し、各家庭に合った省エネ方法のアドバイスをを行いました（平成26年度は4世帯が参加）。

家族環境マネジメントプログラム

家庭での省エネ行動を実践する「エコチャレンジCHECK」に参加しました（平成26年度は1,507人が参加）。

こども環境マネジメントプログラム（アースキッズ）

子どもたちが家族の環境リーダーとして、家庭での省エネ活動を実践しました。実践した児童をエコリーダーに認定しています（平成18年度から平成26年度までに1,521人を認定）。

エコアクション（こども環境会議）

市内の小中学生や高校生が体験コーナーに参加して、環境について学び、御殿場市の環境に対する意見や日頃の環境活動を発表しました。また、御殿場の環境への提案を採択し、市長及び議長へ提言しました（平成26年度は228人が14の体験コーナーに参加）。

●環境教育・環境学習の機能を持つ施設

環境教育や環境学習の場として、「富士山樹空の森」「富士山エコパーク焼却センター」等の展示・見学施設、「印野御胎内清宏園」「乙女森林公園キャンプ場」「国立中央青少年交流の家」等の体験活動施設があります。

環境教育・環境学習の拠点施設

展示見学施設	富士山樹空の森（天空シアター・展示室）、富士山エコパーク焼却センター 等
体験活動施設	印野御胎内清宏園、乙女森林公園キャンプ場、国立中央青少年交流の家 等

【資料：御殿場市ホームページ】

2 環境情報

●ホームページや広報紙等で発信している環境情報

市では、ホームページや「広報ごてんば」等への掲載、市役所窓口でのパンフレット等の配布や問い合わせへの対応などにより、環境情報の発信を行っています。

また、御殿場市の環境への各種施策の取り組みや生活環境の現状、廃棄物の状況など環境に関する基本的な資料を、各分野にわたり総合的に収録した「御殿場市の環境」を毎年発行しています。



市のホームページや「御殿場市の環境」による環境情報の発信

3 歴史・文化

●縄文時代から人々が定住

富士山と箱根山系に挟まれ、黄瀬川と鮎沢川の源を有する御殿場地方に人々が住みつき始めたのは、今から6～7千年前の縄文時代早期だといわれています。そして、古墳時代になって沼沢地では稲作のために人々が集団で住み始めました。この頃の代表的な遺跡として「中田遺跡」「大沢原古墳群」があります。やがて、富士山麓一帯のあちこちに「むら」がつくられていきました。

●将軍・源頼朝による富士の巻狩り

10世紀から11世紀ごろにかけて、この地方は「大沼鮎沢御厨」という伊勢神宮の荘園となり、今でもこの地方を「みくりや」と呼んでいます。鎌倉時代に入ると、建久4年(1193)5月、将軍源頼朝による富士の巻狩りが行われました。市内には、この巻狩りに因んだ多くの伝説や地名が残っています。

●徳川家康の「御殿」に由来する市名

戦国時代、この地は駿河・甲斐・相模の境界地帯として幾多の戦いに巻き込まれました。深沢城（現在は深沢城跡）は、永禄12年(1569)から天正8年(1580)にかけて武田氏と北条氏が争奪戦を繰り広げた城です。元和2年(1616)、沼津代官はこの地方の土豪「芹澤将監」に対し、家康が使う御殿の造営及びその周辺に新町を建設することを命じました。家康が実際に使用することはありませんでしたが、御殿を中心に御殿新町が生まれました。「御殿場」という地名はこの「御殿」に由来しています。

●伊奈半左衛門の手によって復旧

寛永10年(1633)当地は小田原藩に組み込まれ、以後その支配を受けることになりました。人々は田畑を耕作し、炭を焼き、薪(まき)・箕(み)・笹(ざる)等売って生計を立てていました。しかし、宝永4年(1707)の富士山噴火による降灰は、田畑を埋め山野を覆い尽くしました。噴火により甚大な被害を受けた当地は、小田原藩が自力の復興を断念し、幕府直轄領として関東郡代伊奈半左衛門忠順の指揮によって復旧が始められ、忠順は命の恩人として後の世にも語り継がれています。

●富士山東表口登山道や東海道線の開通

明治16年、富士山東表口登山道が開かれ、以後当地は観光地として大いに宣伝されるようになりました。明治22年2月には東海道本線が開通し、御殿場駅が設置されました。更に、明治31年には、新橋・須走間に御殿場馬車鉄道が走り、大量の物資が運ばれ、特に夏期には登山客で賑わいました。

また、明治42年、山麓の大野原を陸軍演習場を使用することの協定が結ばれました。

●御殿場市の誕生

昭和30年2月11日には、御殿場町、富士岡村、原里村、玉穂村及び印野村が合併し、人口約3万8千人の御殿場市が誕生しました。また、翌31年1月1日には高根村、翌32年9月1日には小山町の古沢地区が編入され、現在に至っています。

市政発足後、当地は順調に発展を続け、昭和40年代の高度経済成長と、特に昭和44年東名高速道路の開通により、市の様相が一変しました。各種企業の進出、土地区画整理事業の進展などの開発に伴って人口も次第に増加し、現在に至っています。

●世界文化遺産に登録された富士山

富士山はその荘厳で崇高な姿から、人々の信仰の対象となり、さまざまな芸術作品を生み出し、日本文化を象徴する名山としての価値を確立してきました。そして、その価値は世界でも高く評価され、平

成 25 年 6 月に開催された第 37 回世界遺産委員会において世界文化遺産に登録されました。本市の関係では、「富士山城（概ね標高 1,600m 以上）」「山頂の信仰遺跡群（8 合目以上）」「須山口登山道（現在の御殿場口登山道、須山口下山歩道の一部）が構成資産になっています。

●富士山をはじめとした指定登録文化財

国指定の特別名勝及び史跡である「富士山」、国の天然記念物である「印野の熔岩隧道」「駒門風穴」等、指定文化財及び登録文化財合わせて 29 件が文化財に指定・登録されています。

御殿場市内の指定・登録文化財

区分	種別	名称
国指定	特別名勝	富士山
	史跡	富士山
	天然記念物	印野の熔岩隧道、駒門風穴
	重要文化財	手焙形土器
県指定	史跡	深沢城跡
	天然記念物	二枚橋のカシワ、永塚の大スギ、川柳浅間神社のスギ、宝永のスギ、東山のサイカチ
	無形民俗文化財	沼田の湯立神楽
	工芸	刀銘（葵文）主水正藤原正清、刀銘備州長船家重
市指定	天然記念物	二岡神社の社叢、永塚のカシワ、駒門の大公孫樹、神山のタブノキ、印野内山のヒノキ
	無形民俗文化財	鮎沢の祈祷三番
	工芸	光真寺の三十三体仏、二岡神社の灯笼、善龍寺の喚鐘、久成寺の鰐口
	建造物	林氏の長屋門、旧石田家住宅、旧秩父宮御殿場御別邸
国登録	建造物	神山復生病院事務所棟、富士カントリー倶楽部クラブハウス
国選択	無形民俗文化財	沼田の湯立神楽

【資料：御殿場市教育委員会】

国の指定文化財「富士山」「駒門風穴」「印野の熔岩隧道」

日本の最高峰であり国の象徴といわれ、世界文化遺産に登録されている富士山。国立公園であるとともに、文化財保護法に基づいて国の特別名勝及び史跡に指定されています。

名勝とは風致景観の優秀なものを指し、特別名勝とは名勝の中でも一段上の位置づけがされたものです。一方、史跡とは我が国の歴史を理解する上で欠くことができない重要な遺跡を指します。富士山において、特別名勝の指定地は富士山の山体に限定されていますが、史跡の指定地は富士山の山体に留まらず、山麓の神社や富士山信仰に深く関わる遺跡も含まれます。

市内には、国の天然記念物に指定され、市民から「風穴（かざあな）」「御胎内（おたいない）」と呼ばれて親しまれている溶岩洞窟があります。駒門風穴はおよそ 1 万年前に富士山の山頂噴火で噴出した新富士溶岩流の中に形成された溶岩洞窟で、本穴は 244m、枝穴は本穴との分岐点から 106m もあります。

また、印野の熔岩隧道はおよそ 1,500 年前に富士山の中腹、御殿場口新 5 合目に程近い側火口の「赤塚」「馬の頭」から噴出した、印野丸尾溶岩流の中に形成された溶岩洞窟です。印野の熔岩隧道として国の天然記念物に指定されている場所は 2 か所あり、1 か所は御胎内と呼ばれている字古印野の指定地、もう 1 か所は現在、印野丸尾苑として整備され一般公開されている字丸尾の指定地です。



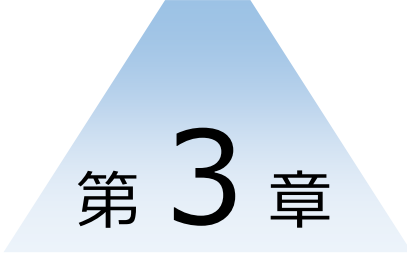
印野の熔岩隧道

環境市民懇話会

市民や事業者、市民団体の代表者等で組織する「御殿場市環境市民懇話会」を平成27年度に4回開催しました。

会議は主にワークショップ形式で行い、御殿場市の環境課題の整理、目指す環境像や環境目標の検討、目指す環境像の実現に向けた市・市民・事業者・滞在者の取り組みについて意見を出し合いました。会議では毎回、熱心で活発な話し合いが行われ、その成果をもとに、「第二次御殿場市環境基本計画」の原案が出来上がりました。



A blue triangle with a gradient, pointing upwards, containing the chapter title.

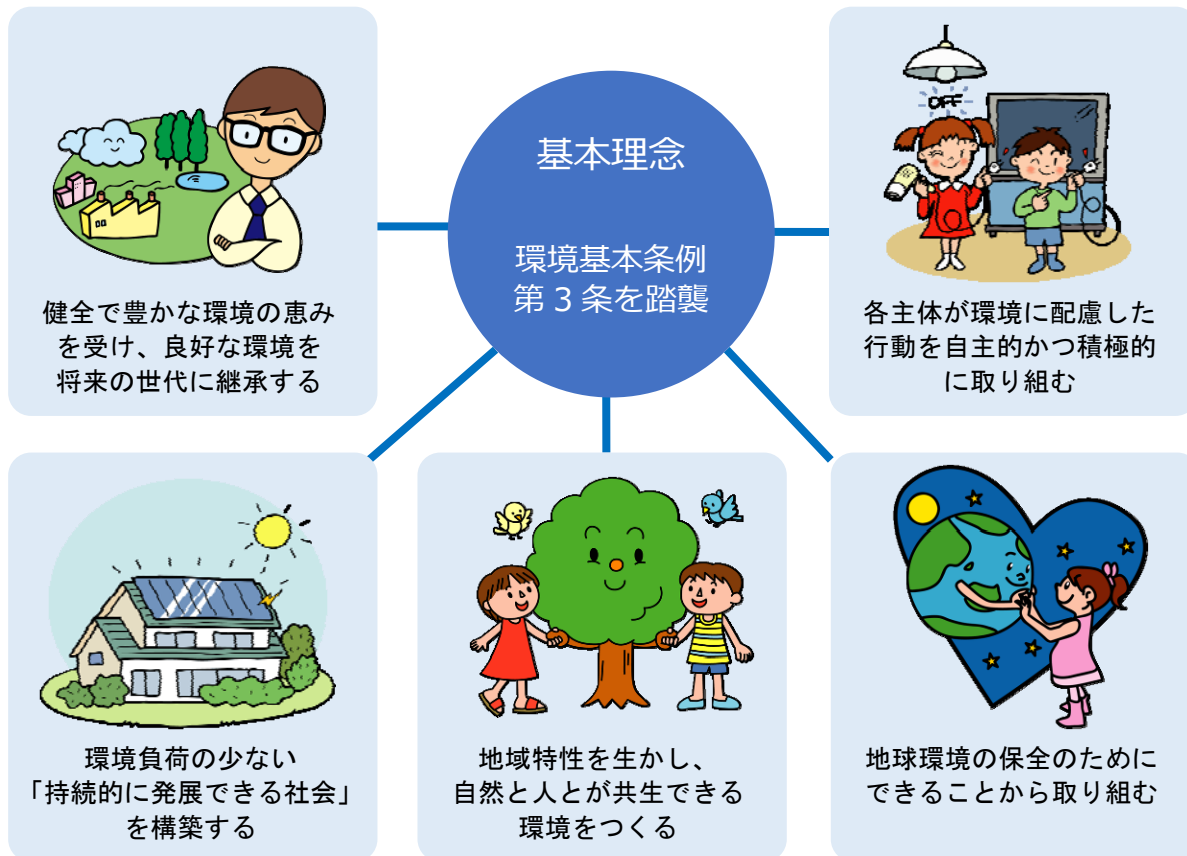
第 3 章

目指す環境像と環境目標

第1節 基本理念と目指す環境像

1 基本理念

基本理念とは、環境の保全及び創造に当たって、市民・事業者・滞在者・市が共通認識とすべき事項を示したものであり、本計画では「御殿場市環境基本条例」の第3条に規定する基本理念を踏襲して掲げます。



御殿場市環境基本条例 第3条

- 環境の保全及び創造は、すべての市民が健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできない健全で豊かな環境の恵みを受受するとともに、良好な環境を維持し、将来の世代に継承されるよう適切に行われなければならない。
- 環境の保全及び創造は、すべてのものが、公平な役割分担の下に、環境の保全及び創造に関する行動に自主的かつ積極的に取り組むことにより、環境への負荷の少ない持続的に発展できる社会を構築するよう行われなければならない。
- 環境の保全及び創造は、多様な自然環境に恵まれた地域特性を生かし、自然と人との共生できる環境が確保されるよう行われなければならない。
- 環境の保全及び創造は、日常生活や事業活動が地球環境の保全に影響を及ぼすとの共通認識の下に、積極的に推進されなければならない。

2 目指す環境像

「御殿場市環境基本条例」の第3条で定められた基本理念のもと、本市としてどんな環境のまちを目指すかを示したものが「目指す環境像」であり、第一次計画では、「富士・人・未来 はぐくむ自然郷（エコトピア）御殿場」としました。

第二次計画では、第一次計画の環境像を継承しつつ、更に発展させた目指す環境像を設定します。

目指す環境像

富士山のふもとで 自然と人が共生するまち 御殿場
～未来輝く エコライフシティをめざして～

●市の最大の象徴であり、すべての環境に通じる富士山

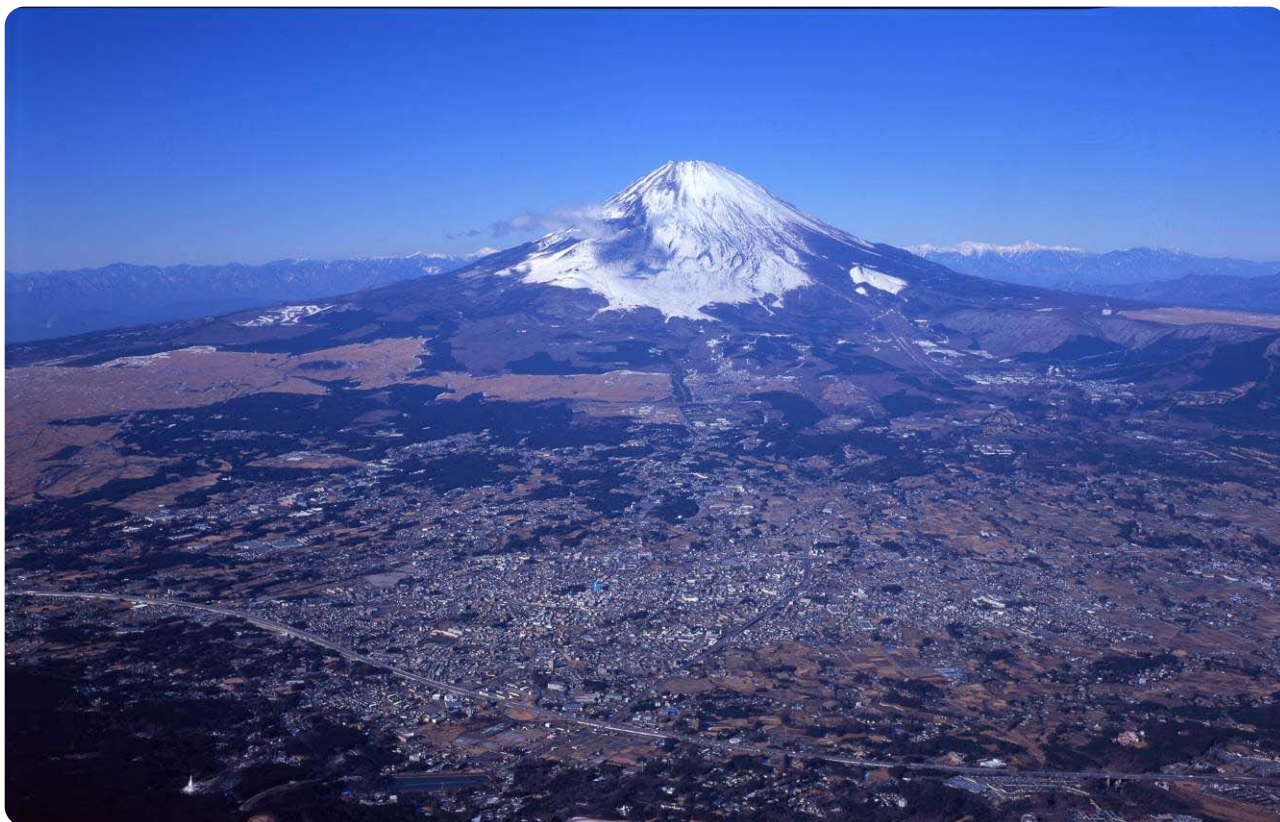
日本の象徴である「富士山」を、御殿場市にとっては単に象徴として捉えるだけではなく、箱根外輪山を含んだ壮大な自然と、この地の歴史や文化といった環境のすべてに通じるものとして捉えます。

●自然とまちを形成する人との共生

御殿場市で暮らす人々は、何代にもわたって歴史・文化をつくり、豊かな自然を守ってきました。このように、「自然」と「人」と人が暮らす「まち」が「共生」していることがとても重要です。

●輝く星、輝く人、輝く未来

本市では「御厨^{みくりや}のわたくし雨」といわれる雨と霧や冬の厳しい寒さなど、私たちに試練や苦難を与えてきました。そんな中でも、輝く星がきれいに見え、活気があって輝く人が多く、環境面や社会経済面でも将来に向け、輝く未来のあるまちを目指します。



第2節 環境目標

目指す環境像の実現に向けて、5つの環境目標を掲げて取り組みの推進を図ります。

1 自然と人との調和をつくる【自然共生社会】

本市は富士山や箱根外輪山に広がる森林、黄瀬川や鮎沢川等の河川、水稻を主体とした農地等の自然環境があります。また、広大な森林にかん養された良質で豊富な地下水に恵まれているほか、豊かな自然環境を反映して多様な動植物が生息・生育しています。

これらの自然環境は私たちの暮らしに潤いや安らぎを与えてくれるとともに、社会経済活動の基盤としても重要です。私たちの暮らしや社会経済活動は、これら自然からもたらされる恵みによって支えられていることを認識し、自然と人が調和した社会をつくります。

自然共生社会の将来イメージ

■森林が健全な状態で保たれる



広大なスギ・ヒノキ林は、人の手入れが行き渡った健全な森林となり、木材の利用も進んでいます。

■四季の彩りが楽しめる森がある



スギ・ヒノキ林の一部が落葉広葉樹へ樹種転換されており、四季の移ろいや彩りが楽しめる森となっています。

■田園等の農地がある



おいしい米づくりが行われている広大な田園が残っており、水田の水面には雄大な逆さ富士が眺められます。

■地産地消が進む



旬の地元産品を購入することが当たり前になり、物流にかかるエネルギーの低減や環境保全型農業の推進につながっています。

■湧水がみんなに大切にされる



湧水が貴重な水資源であることをみんなが認識し、大切にするようになっています。

■多様な生きものがいて自然とふれあえる



たくさんの生きものがすむことができる自然があり、自然を満喫できるようなハイキングコース等が気軽に利用できるようになっています。

2 安全・安心に暮らせるまちをつくる【安全・安心な社会】

私たちが健康で文化的な生活を送るためには、空気・水・土がきれいで不快な臭いや音がない環境があることが前提となります。そのため、大気汚染や水質汚濁、悪臭、騒音・振動などの環境への負荷を限りなく低減し、環境面で安全・安心な社会をつくります。

また、富士山に代表されるすばらしい景観は、私たちの心を豊かにするとともに、地域を魅力的なものにする要素となります。良好な景観形成を進めていくことで、安らぎのある社会づくりを目指します。

安全・安心な社会の将来イメージ

■ホテルが住める環境が増える



最近ではあまり見なくなってしまうホテルが、環境の改善によって増加し、いろいろな場所で見られるようになっています。

■空気がきれいで星がきれいに見える



大気汚染や光害がなく、富士山周辺を中心にきれいな星空があるまちとして、今以上に有名になっています。

■人々がみんな住みたくなる



環境汚染のない安全・安心なまちで、人々がみんな住みたいと思うようなまちになっています。

■富士山がどこからでもよく見える



富士山への眺望を確保するように配慮され、どこからでも富士山が見えるまちになっています。

3 ごみのないきれいなまちをつくる【循環型社会】

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムは、現在の私たちに豊かな暮らしをもたらしたものの、資源の枯渇や廃棄物の増大などを引き起こしました。また、ごみはポイ捨てや不法投棄などの点でも大きな問題になっています。そのため、今までの社会の在り方やライフスタイルを見直し、ごみの減量・資源化や省資源、環境美化に取り組むことで、ごみのない循環型社会をつくります。

循環型社会の将来イメージ

■ごみが減る



ごみを減量し、使えるものを再利用し、最後は原料としてリサイクルすることで、ごみのない社会になっています。

■分別が徹底される



御殿場市のごみ処理のしくみを市民・事業者が理解し、分別が徹底されています。

■ごみが散乱していない



ごみ箱がなくても、ごみが散乱することなく、ごみはみんなが自分で持ち帰っています。

■不法投棄がない



山間部にも不法投棄はみられなくなっています。

4 地球環境にやさしいまちをつくる【低炭素社会】

化石燃料の使用やそれに伴って生じる地球温暖化の問題が深刻化しつつあります。その主な原因は、先進国の一員である私たち一人ひとりの環境負荷が積み重なって生じたものです。そのため、地球温暖化など、環境への影響を市民一人ひとりが自覚するとともに、再生可能エネルギーの利用や省エネルギーを推進し、地球環境にやさしい低炭素社会をつくります。

低炭素社会の将来イメージ

■スマートハウスが増える



再生可能エネルギーや省エネルギー機器等を取り入れたスマートハウスが増えています。

■エネルギーや温室効果ガスの見える化が進む



家庭や事業所では、エネルギー使用量や温室効果ガス排出量が見える化され、状況を把握した上で削減に取り組んでいます。

■道路の渋滞がなくエコカーが走る



道路は渋滞がなくなり、電気自動車や燃料電池自動車等、環境への負荷の少ないエコカーが街中を走っています。

■街中に緑が増える



街路樹、生け垣、緑のカーテン、屋上緑化など、街中に緑が増えています。

5 御殿場の環境を後世につなぐ【環境教育等】

御殿場市の環境を良好な状態で後世につなぐためには、御殿場市の環境についての基本的な知識を修得し、その理解を深め、環境の保全及び創造のために活動する人づくりが重要です。そのため、市民・事業者・滞在者・市のあらゆる年代層を対象として、環境教育や環境保全活動などの推進を図ります。

環境教育等の将来イメージ

■地域の環境資源が環境教育に活かされる



市内の豊かな環境資源を題材にして環境教育が行われ、地域の環境保全意識の向上にも役立っています。

■あらゆる場所で環境活動が行われる



市役所、学校、企業、地域、家庭等、あらゆる場所で環境活動が行われ、市内全体に広がっています。

第3節 総合指標



1 総合指標とは

第4章「目指す環境像の実現に向けた取り組み」で掲げる数値目標とは別に、計画全体の進捗状況や目標を示すための総合指標を設定します。

環境の保全及び創造に関する取り組みの推進は、地域の環境を保全することと、地域で暮らす人々の健康で文化的な暮らしを守ることを目的としています。すなわち、目指す環境像に近づけるためには、環境に対する市民の満足度を高めることが重要であると考えられます。

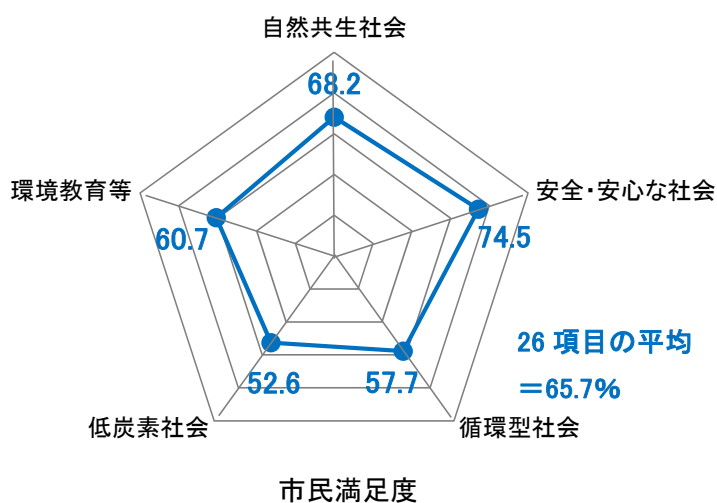
そこで、第二次計画では環境に対する「市民満足度」を総合指標として掲げることとします。

2 市民満足度

●市民満足度の現状

平成26年度に実施したアンケート調査では、市民の皆さんを対象に環境に対する満足度を把握しました。26の項目を5つの環境目標ごとに分類して平均値を算出しました。

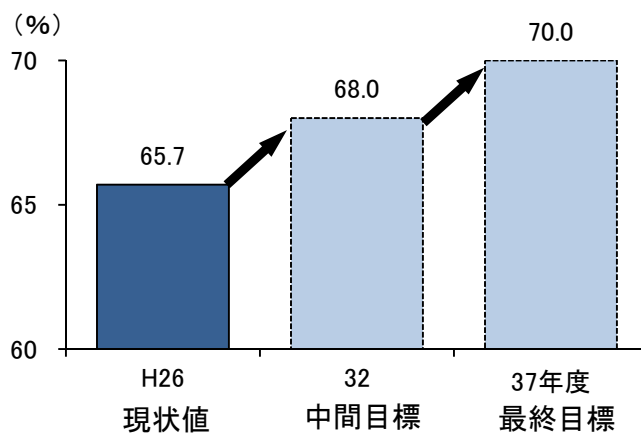
その結果、「安全・安心な社会」が74.5%で最も高く、「低炭素社会」が52.6%で最も低くなりました。また、全項目の平均値は65.7%でした。



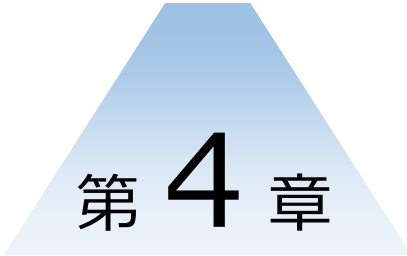
【資料：第二次御殿場市環境基本計画に関するアンケート調査（平成26年度）】

●市民満足度の目標

環境に対する市民満足度（平均値）は現状で65.7%となっています。計画の推進によって満足度を高め、中間目標（平成32年度）として68.0%、最終目標（平成37年度）として70.0%を目指します。



市民満足度の現状及び目標

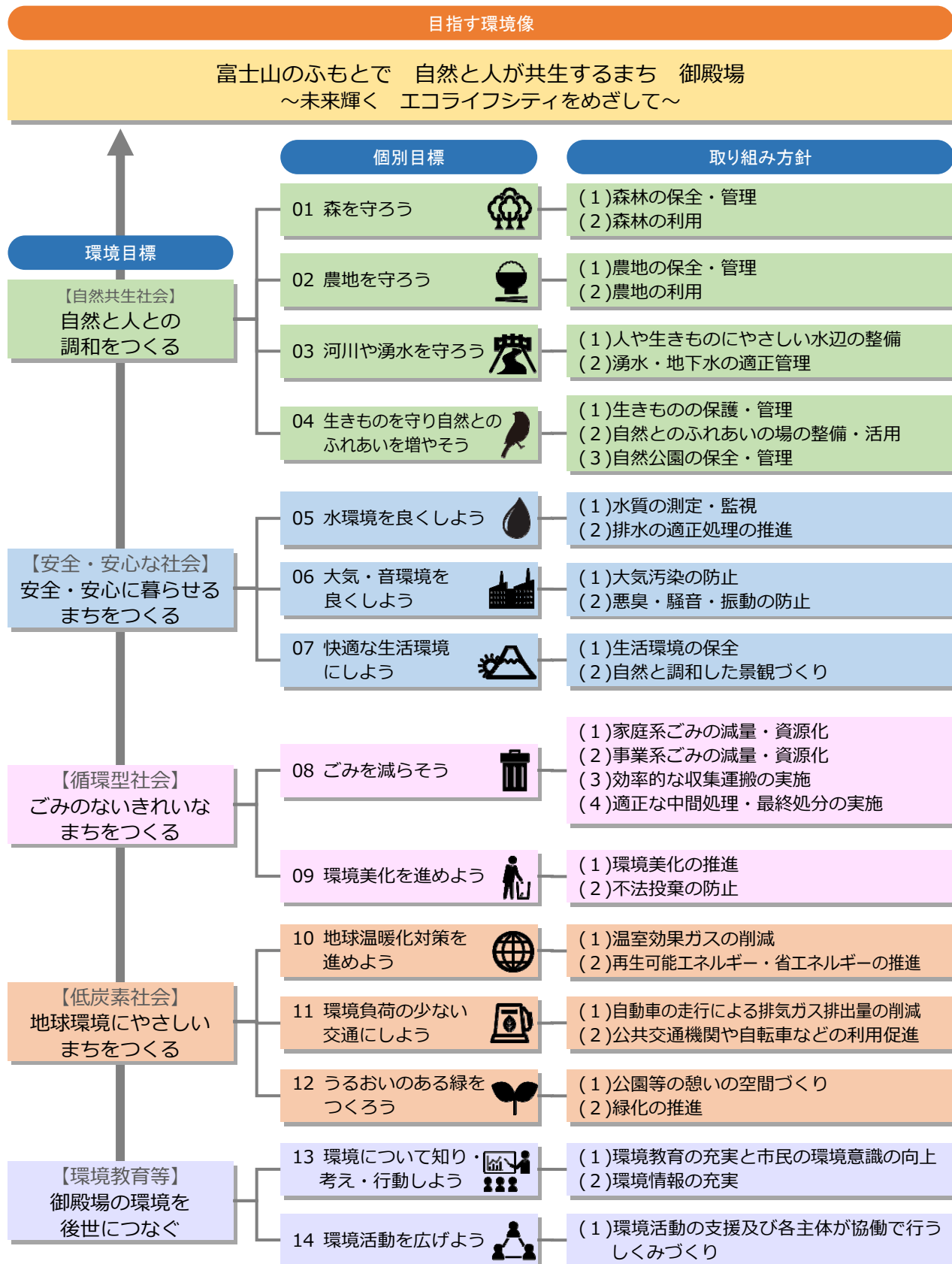
A blue triangle with a gradient, pointing upwards, containing the chapter title.

第 4 章

目指す環境像の実現に向けた取り組み

第1節 取り組みの体系

目指す環境像の実現に向けた取り組みを以下の体系にまとめます。



第2節 取り組みの推進



個別目標ごとに、課題、数値目標、市の推進する取り組み、市民・事業者・滞在者の取り組みについて掲載します。

「第2節 取り組みの推進」のページの見方

■環境目標

目指す環境像を実現するために掲げた5つの環境目標を示しています。

■個別目標

5つの環境目標の下に14の個別目標を掲げています。

■課題

環境の現状を踏まえた課題を示しています。

■数値目標

基準年度（平成26年度）及び中間目標（平成32年度）、最終目標（平成37年度）の数値目標を示しています。

◎印は第一次環境基本計画から継続して設定している数値目標を示しています。

■市の推進する取り組み

市が市民、事業者、滞在者とともに推進する取り組みを示しています。

数ある取り組みのなかで、重点的・優先的に取り組んでいく「重点取り組み」を★印で示しています。

■市民・事業者・滞在者の取り組み

市民、事業者、滞在者に期待される取り組み内容を示しています。



自然共生社会 | 自然と人との調和をつくる

1 森を守ろう

■ 課題

- 本市には広大な面積の森林がありますが、戦後一斉に植林されたスギやヒノキ等の人工林は木材価格の低迷などから手入れが行き届かず、荒廃している場所が多く見られます。そのため、間伐や下刈りなど人工林の適正管理のほか、生物多様性の視点からは広葉樹への樹種転換なども推進していく必要があります。
- 森林所有者の森林整備に対する関心の薄れや、所有者の大半が零細所有であることから、まとまった区域での森林整備が困難な状況にあります。
- 人工林の約98%は40年生以上で伐採期を迎えた材であり、今後積極的な利用が望めます。
- 生活様式の変化により、市民が森林と接する機会が減少しており、森林の有する公益機能¹についての十分な理解がされていない状況です。



■ 数値目標（◎印は第一次計画から継続）

指標	基準年度（H26）	中間目標（H32）	最終目標（H37）
◎間伐実施面積（累計）	1,452.20ha	1,840.00ha	2,440.00ha
林道整備延長（舗装延長）	17,504m	19,687m	20,357m
広葉樹への転換面積（累計）	4.19ha	5.40ha	6.40ha

■ 市の推進する取り組み（★印は重点取り組み）

（1）森林の保全・管理

【農林整備課 | 社会教育課】

① 森林を適正に管理する	◇ 森林組合等整備者が森林所有者を集約化し、まとまった区域での森林整備を実施します。 ◇ 必要に応じ、市として森林所有者に事業実施の呼び掛け斡旋を行い、更なる森林整備の推進を図ります。
② 林道を整備する	◇ 年度計画により、市内林道の改良整備をします。 ◇ 林道の機能を正常に維持するために、路面補修、草刈りなどを実施します。
③ 里山や鎮守の森 ² を保全する★	◇ 森林所有者の希望及び同意に基づき、竹林の拡大防止や広葉樹の植栽・間伐などを行います。 ◇ 天然記念物等に指定されている樹木について、所有者や関係団体と連携し、保全活動を実施します。

¹森林の有する公益機能：森林が持つ生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源のかん養、保健休養の場の提供など、私たちの生活と関わる多くの機能のこと。

²鎮守の森：神社に付随して参道や拝所を囲むように設定・維持されている森林。

(2) 森林の利用		【農林整備課 市民協働課】
① 木材の利用を増やす	◇ 充実した木材資源を有効に利用する利用間伐¹を推進するとともに、地産地消の体制づくりを促進します。 ◇ 「御殿場市公共建築物等の木材利用推進プラン」により、建築物での木材利用を推進します。	
② 森林公園の管理や森林イベントを行う	◇ 乙女森林公園等を適正に維持管理します。 ◇ 広報や体験イベントなどを通じて、市民が木とふれあう場を増やし、森林の大切さを伝えます。	
③ 市民の森づくりを推進する	◇ 市民の参画を得て「市民の森」の整備及び維持管理を推進します。	

■市民・事業者・滞在者の取り組み

市 民	○ 林業体験（植林、下刈りなど）や地域の緑化活動に参加します。 ○ 森林について知識を広げ、環境のためになぜ保護が必要かを考えます。 ○ 住宅の新築や建て替えの際には地場産材を活用します。 ○ 暮らしのなかで木材や木製品を積極的に利用します。 ○ 屋敷林や鎮守の森の保全に努めます。 ○ キャンプやハイキングなど、森林レクリエーションを楽しみ、森とふれあいます。
事業者	○ 森林所有者は利用間伐を実施し、森林を適正に管理します。 ○ 敷地内の森林などを保全します。 ○ 事業活動のなかで木材や木製品を積極的に利用します。 ○ 建物の新築や建て替えの際には地場産材を活用します。
滞在者	○ キャンプやハイキングの時は、ごみを持ち帰るなど維持管理に協力します。

森林の持つ公益的機能

森林は、私たちの生活を支えてくれる色々な役割を持っています。まず一つには、建物の柱や床等の材料である「木材」を作る役割があります。これを「木材生産機能」と呼んでいます。「木材」は、金属等に比べて暖かみのある良い材料として、近年再び注目されてきています。

「木材生産機能」以外には、主に以下の7つの役割があります。

- ①水のタンクとしての機能（水源かん養機能）
- ②土砂崩れを防止する機能（山地災害防止機能／土壌保全機能）
- ③強風や騒音を抑制する機能（快適環境形成機能）
- ④自然とのふれあいや教育の場としての機能（保健・レクリエーション機能）
- ⑤自然の景観や神社等の歴史的な景観としての機能（文化機能）
- ⑥貴重な生物の生息のための機能（生物多様性保全機能）
- ⑦地球温暖化を緩和する機能（地球環境保全機能）



これらの機能を森林の「公益的機能」と呼んでいます。このように、森林は、私たちの生活を守り、また豊かにしてくれる役割を持っています。森林がこの役割をしっかりと発揮できるように、森林を大切にし、手入れをしていきましょう！

¹利用間伐：間伐で伐採した人工林をその場所に放置せず、搬出して木材等に有効利用すること。



自然共生社会 | 自然と人との調和をつくる

2 農地を守ろう

■課題

- 農家数・農家人口の減少や、農業者の高齢化が進む中で、農業経営基盤の強化や若い世代の担い手育成をはかり、遊休農地の拡大を防ぐ必要があります。
- ニホンジカやイノシシ等による農林産物被害が深刻になっていることから、国・県・周辺市町との連携による有害鳥獣への対策が急務となっています。
- 旬の地場産品の消費拡大や、輸送の際の省エネルギーなどの視点からも、地産地消の推進を図っていく必要があります。
- 農薬や化学肥料等の過度な利用は、農地を取り巻く生物多様性や人の健康に影響を与えることから、環境に配慮した環境保全型農業の推進が必要です。



■数値目標

指標	基準年度 (H26)	中間目標 (H32)	最終目標 (H37)
エコファーマー認定数	36 人	40 人	45 人
多面的機能支払対象面積 ¹	137.3ha	170.0ha	200.0ha
有害鳥獣による被害面積	1,291a	720a	150a

■市の推進する取り組み（★印は重点取り組み）

(1) 農地の保全・管理		【農政課 農林整備課】
① 農業経営基盤を強化する	◇ 農業経営の効率化を進めるため、農地の整備を進めるとともに農地中間管理機構等を活用し、担い手に農地を集約します。 ◇ 農業経営基盤強化促進法による農地利用集積円滑化団体である御殿場農協と連携し、農地の貸し手、借り手の掘り起こしを実施します。 ◇ 農地パトロールなどを実施し、現状の把握と農家の意向調査の実施と活用を図ります。	
② 担い手を育成する	◇ 経営改善計画の支援などを行い、認定農業者や担い手組織を育成します。 ◇ レクリエーション農園、親子農業体験教室などを実施します、農業の魅力をPRします。 ◇ 北駿若手担い手交流会事業の支援を行います。	

¹多面的機能支払対象面積：農業と豊かな農村風景を後世につないでいくために、農業・農村の有する多面的機能（国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成など）の維持と発揮を図るための地域の共同作業に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進するための制度のことを「多面的機能支払交付金制度」という。その多面的機能支払交付金の対象となっている土地の面積のこと。

(前頁からつづき)

(1) 農地の保全・管理		【農政課 農林整備課】
③ 環境に配慮した農地を整備する	◇ 化学肥料や農薬が環境に与える負荷の軽減に配慮した持続的な農業である「環境保全型農業」の普及に努めます。	
	◇ 集落協定により、地域の連携で農道、水路の共同管理、農地の保全活動の取り組みを促進します。	
	◇ 農家だけでなく、地域住民の参加で実施する農業用水路・農道の草刈りや補修、花の植付けなどの環境向上活動を支援します。	
④ 有害鳥獣対策を行う★	◇ 「御殿場市鳥獣被害防止計画 ¹ 」に基づき、有害鳥獣による被害の防止を図るとともに、計画的な捕獲活動の取り組みを行います。	
⑤ 地産地消を推進する	◇ 地産地消に向けた消費拡大対策などの取り組みを行います。	

(2) 農地の利用		【農政課 農林整備課】
① グリーンツーリズム ² を推進する	◇ トウモロコシの種蒔から収穫、イモ堀り、水かけ菜の収穫と漬込体験及びあぜ道ウォーキングなど、地域資源を活用した体験事業を実施します。	
② 農地の貸借を推進する	◇ 農業に意欲のある多様な担い手に対し、市民農園制度などを活用した、農地の貸借を推進し、農地の有効利用を図ります。	

■市民・事業者・滞在者の取り組み

市 民	○ 農業用水路・農道の草刈り、花の植付けなどの環境向上活動に参加します。
	○ 地元の農産物の消費に心掛け、地産地消に協力します。
事業者	○ 耕作放棄地とならないように農地を適正管理します。
	○ 農業用水路・農道の草刈り、花の植付けなどの環境向上活動を行います。
	○ 農薬や化学肥料等を低減した環境保全型農業を行います。
	○ 地元の農産物の消費・販売を心掛け、地産地消に協力します。
滞在者	○ 地元の農産物の消費に心掛け、特産品等の普及に協力します。

エコファーマーとは

エコファーマー制度は、農業者が堆肥や有機質肥料を中心による土づくり、化学肥料や農薬使用の削減に関する環境にやさしく持続性の高い農業の「導入計画」を作成し、知事の認定を受けるというもので、この認定を受けた農業者を「エコファーマー」と呼びます。導入計画の認定期間は認定書の交付日から5年間で、国の「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（通称：持続農業法）」に基づいています。導入計画に基づいて生産された農作物には、エコファーマーのロゴマークを添付することができます。



¹鳥獣被害防止計画：鳥獣被害防止特別措置法（平成20年2月施行）の第4条第1項に基づく計画。市町村は被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、農林水産大臣の策定する基本指針に即して、被害防止計画を定めることができる。計画には、対象鳥獣の種類や計画期間、基本方針、対象鳥獣の捕獲、防護柵の設置、実施体制、捕獲などを行った対象鳥獣の処理などについて記載する。

²グリーンツーリズム：緑豊かな農山村地域において、その自然・文化や人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。訪れた人への環境教育効果が期待できる他、都市と農山村地域との交流の手段として注目されている。



自然共生社会 | 自然と人との調和をつくる

3 河川や湧水を守ろう

■ 課題

- 市内には黄瀬川や鮎沢川等の河川が流れていますが、洪水対策などを目的とした河川改修により、川に近づけない場所も多いのが実情です。そのため、河川整備を行う際には自然環境に配慮した整備をするなど、川とふれ合うこともできる場所の確保が求められます。しかしながら、市内の河川の特徴上、多自然川づくり¹には不向きなところが多く、整備後の安全確保には特別な維持管理が必要になります。
- 有収率（配水量に対し実際に使用された水量の割合）が、県平均より低い水準にあるため、漏水の防止など有収率を高めていく必要があります。
- 市内には多くの湧水地点がありますが、静岡県調査結果によると、30地点のうち約半分に当たる14地点の湧水が減っているとされています。今後は、湧水地点の保全とともにPRなどをしていく必要があります。
- 地下水の採取に関しては、「御殿場市土地利用事業指導要綱」及び「御殿場市地下水の採取に関する要領」に基づく自主規制のため、法的な規制はかけられず、水源買収などの問題に対して対応が困難となっています。



■ 数値目標（◎印は第一次計画から継続）

指標	基準年度（H26）	中間目標（H32）	最終目標（H37）
◎有収率 （配水量に対し実際に使用された水量の割合）	83.5%	86.8%	88.0%
◎年平均地下水位	306.27m （基準年度 H25）	306.27m	306.27m
◎環境に配慮した河川整備箇所数（累計）	12 か所	14 か所	16 か所

■ 市の推進する取り組み（★印は重点取り組み）

（1）人や生きものにやさしい水辺の整備		【道路河川課 管理維持課】
① 環境に配慮した 河川づくりをする★	◇ 河川の改修に当たっては、川床を岩や砂礫にするなど環境に配慮した工法を検討するとともに、県河川等についても環境への配慮を要望します。 ◇ 動植物の生育環境に配慮し、また水とふれあえる川づくりの調査・研究に努めます。	
② 水辺の美化を推進する	◇ 地域住民や事業者、環境保全団体との連携や支援により、水辺の美化などに努め、心安らぐ水辺の創出を図ります。	

¹多自然川づくり：河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うことをいう。以前は「多自然型河川づくり」と呼ばれていた。

(2) 湧水・地下水の適正管理		【水道工務課 環境課】
① 水道施設を維持管理する	◇ 水道管の漏水調査を配水ブロックごと計画的に実施し、随時漏水箇所の修繕を行い、有収率の向上に努めます。 ◇ 年次計画に基づき水道施設の更新や耐震化を行い、適正な維持管理を行うことにより安定した水の供給を行います。	
② 地下水を保全する	◇ 地下水位や湧水量の監視を実施し、地下水障害の防止を図ります。 ◇ 地下水の分布と利用可能量を把握し、地下水障害の防止と有効活用の両立を図るために、地下水の管理体制とその手法について、県及び周辺市町と検討を行います。 ◇ 揚水設備設置事業者に揚水設備設置届出と採取量の報告を求め、助言や指導を行います。 ◇ 透水性舗装等の雨水浸透設備の整備を推進します。	

■市民・事業者・滞在者の取り組み

市 民	○ 水辺とのふれあいを大切にします。 ○ 河川清掃（草刈り、ごみ拾い）や植栽などの各種ボランティアに参加します。 ○ 雨水の利用に対する意識改革や貯水する工夫をして、植木への散水などに雨水を利用します。 ○ 水道の蛇口はこまめに閉めます。 ○ 透水性舗装や浸透マス等を設けることにより、雨水を地下に浸透させます。 ○ 湧水について関心を持ち、保全・活用に協力します。
事業者	○ 河川清掃（草刈り、ごみ拾い）や植栽などの各種ボランティアに参加します。 ○ 適正な地下水利用に努めます。 ○ 水道の蛇口はこまめに閉め、冷却水を循環式にするなど、節水に心掛けます。 ○ 水の使用制限や再利用を行うことで水資源を保全します。 ○ 雨水利用や雨水浸透設備の導入に努めます。
滞在者	○ 水辺や湧水地点を訪れる場合は、マナーを守るとともに、汚したり周囲に迷惑をかけたりしないようにします。

富士山は水の山

富士山の中身は玄武岩質の溶岩でできているので、大量の水を蓄えたり通過させたりできます。富士山に降る雨や雪の量は、1年間で約25億トンといわれています。地中にしみ込んだ水は、長い時間をかけてろ過され、伏流水になります。本市ではこの水を、飲み水やお米・わさび・水かけ菜等の農作物の栽培、工業用水等に広く利用しています。

また、市内にはあらゆる場所で湧水が湧き出しており、遠方から水を汲みにやってくる利用者も多く見られます。私たちの暮らしや産業に欠かせないこの貴重な水資源を将来まで残していく必要があります。





自然共生社会 | 自然と人との調和をつくる

4 生きものを守り自然とのふれあいを増やそう

■ 課題

- 都市化が進むなか、動植物の生息・生育環境の減少や有害鳥獣の増加、外来種による問題など、生態系に少なからず影響が出ていると考えられます。特にニホンジカやイノシシ等の増加により、富士山麓や箱根山麓における固有の植物が消滅しているほか、特定外来生物の分布拡大など、生物多様性の減少が懸念されています。そのため、傷病鳥獣の保護や有害鳥獣の管理、外来種への対応などが必要です。
- 富士山山腹部のフジアザミやオンタデ等の貴重な植物が、オフロード車やオフロードバイクの乗り入れにより、踏み荒らされる被害が発生しており、車両の乗り入れ防止などの対策が必要です。
- 湧水や森林、緑豊かな公園等、身近に自然とふれあえる場所は、私たちに快適性や安らぎを与えてくれるだけではなく、環境保全意識の醸成にとっても重要です。そのため、自然とふれあえる環境の保全やビオトープ等による環境の創造が必要です。
- 富士山は世界文化遺産に登録されたことにより、国内外からの登山者やハイキング利用者が増加する傾向にあります。利用者が増加することで、富士山の貴重な自然環境に影響を与えることが懸念されるため、保全のためのマナーなどを周知する必要があります。



■ 数値目標

指標	基準年度 (H26)	中間目標 (H32)	最終目標 (H37)
富士山樹空の森の利用者数	388,500 人	400,000 人	420,000 人
自然観察会などへの参加者数	670 人	750 人	800 人

■ 市の推進する取り組み

(1) 生きものの保護・管理		【環境課 農林整備課】
① 野生生物を保護・管理する	◇ 鳥獣保護管理員や保護機関等と連携し、傷病鳥獣の保護をします。 ◇ 鳥獣保護管理員、猟友会、関係機関等と連携し、野生生物の保護と適正化を図ります。 ◇ 特定外来生物等の情報を収集し、外来生物の防除や啓発を行います。 ◇ 富士山のフジアザミやオンタデ等の貴重な植物を保全するため、車両乗り入れ防止パトロールを実施します。	
② 愛玩動物の適正飼育を推進する	◇ 県や動物病院等と連携し、飼い犬・猫の適正な飼育について、指導・啓発を行います。 ◇ 飼い主のいない猫（野良猫）対策として地域猫活動を、地域住民・ボランティア・県と協働して実施します。	

(2) 自然とのふれあいの場の整備・活用		【商工観光課 環境課】
① 自然とのふれあいの場を整備・活用する	◇ 箱根山系や富士山麓のハイキングコースの提案や整備及び活用を行います。 ◇ 富士山と富士山麓の自然や歴史、環境保全のマナーなどを周知するため、富士山樹空の森を拠点として活用します。 ◇ 各種団体や地域と連携し、トンボ池等の自然とふれあえる場所の整備及び活用を推進します。	

(3) 自然公園の保全・管理		【環境課 商工観光課】
① 自然公園の環境を保全する	◇ 自然公園内に設置する工作物等に係る許可申請について、調査の上意見を付して、県へ進達します。	
② 富士山の環境を保全する	◇ 世界文化遺産富士山の保全が確固たるものになるよう、県の関係機関や環富士山の市町村と連携・協力して保全を図ります。 ◇ 富士山での各種環境保全活動の実施、支援を行います。 ◇ 関係団体と連携し、環境保全啓発のための活動の実施や、マナーなどの周知の徹底を図ります。 ◇ 環境配慮型トイレの適正な管理を実施します。	

■市民・事業者・滞在者の取り組み

市 民	○ 実のなる木や花を植えるなど、野鳥や昆虫等の生きものの生息空間づくりをします。 ○ 貴重な動植物の生息・生育地を踏み荒らしたり、採取をしたりしません。 ○ 特定外来生物を野外に放ったり、飼育や栽培、運搬をしたりしません。 ○ 自然観察会や体験学習に参加し、動植物の生態について学びます。 ○ できるだけ自然とのふれあいの機会を増やします。 ○ 自然のなかで活動した場合は、ごみを持ち帰るなどのマナーを守ります。 ○ 自然に親しめる場の設置に協力します。
事業者	○ 貴重な動植物の生息・生育地での開発を回避・低減するとともに、新たに環境を創出します。 ○ 事業所の敷地内について、緑地の造成やビオトープといった生きものが生息できる空間づくりなどを進め、自然とのふれあいの場として活用します。 ○ 駆除した特定外来生物を適切な処理をせず、そのまま放置しません。
滞在者	○ 貴重な動植物の生息・生育地を踏み荒らしたり、採取をしたりしません。 ○ 富士山等、自然とのふれあいの場でマナーを守ります。 ○ ごみの持ち帰りを徹底します。

地域猫活動

飼い主のいない猫（野良猫）の繁殖を抑え、殺処分をせず、自然淘汰で数を減らすことを目的に実施する、TNR（猫を捕獲「Trap」、不妊、去勢手術を施し「Neuter」、もとの縄張りに戻す「Return」）及び TNR 後の猫の食事やふん尿の管理などについて、地域でルールを定め、地域で適正管理を行う活動です。本市では、自治会が主体となり、市・保健所等と協働しながら事業を実施しています。



安全・安心な社会 | 安全・安心に暮らせるまちをつくる

5 水環境を良くしよう

■課題

- 市内の河川における BOD の数値は年々減少傾向にあります。これは、下水道や合併処理浄化槽等の普及による生活排水処理の適正化が進んでいることが大きな要因であると考えられます。しかし、下水道供用区域でも下水道管に未接続の世帯があることから、接続率の向上が求められます。
- 合併処理浄化槽については、定期的な法定検査が義務付けられていることから、受検率の向上を図っていく必要があります。



■数値目標（◎印は第一次計画から継続）

指標	基準年度（H26）	中間目標（H32）	最終目標（H37）
◎汚水処理人口普及率	61.8%	70.0%	78.8%
◎河川の水質環境基準目標値 ¹ の達成度	92.8%	100%	100%

■市の推進する取り組み（★印は重点取り組み）

（1）水質の測定・監視		【環境課】
① 水質を測定する	◇ 黄瀬川水系、鮎沢川水系の水質などを測定し、河川の水質汚濁状況を適正に把握します。 ◇ 地下水及び湧水の水質や水位・水量を定期観測して、地下水の現状を把握します。	
② 水生生物調査をする	◇ 河川での水生生物観察会を実施します。	
（2）排水の適正処理の推進		【下水道課 環境課】
① 排水の適正処理をする★	◇ 合併処理浄化槽を設置する市民に対して補助金を交付します。 ◇ 県や関係機関と連携し、浄化槽設置者に対し、法定検査の受検など適切な維持管理の指導に努めます。 ◇ 市街地の生活環境の改善や河川の汚濁防止を図るため、下水道管渠整備事業などを促進します。 ◇ 特定地域において公設浄化槽の設置普及を図ります。	
② 水質保全の啓発をする	◇ 下水道管への未接続世帯や施設への個別訪問を中心とした加入促進活動を行い、接続率の向上に努めます。 ◇ 下水道管への接続や、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えなどについて意識啓発します。 ◇ 御殿場市水質保全協議会の会員（市内企業・団体）と連携し、水質汚濁防止及び環境保全の啓発事業を実施します。	

¹環境基準目標値：省令及び県が定めた環境基準に準じて、市で設定した目標値。BOD（生物化学的酸素要求量）値が鮎沢川水系の調査箇所では2 mg/ℓ以下、黄瀬川水系の調査箇所では3 mg/ℓ以下としている。

■市民・事業者・滞在者の取り組み

市 民	○ 下水道供用区域の世帯は、早く下水道へ接続します。 ○ 下水道整備計画区域外や農業集落排水事業区域外及び富士見原住宅団地整備区域外は適正な汚水処理設備へ切り替えます。 ○ 浄化槽の清掃や保守点検及び法定検査の受検を定期的に行い、適正に維持管理します。 ○ 洗剤の適量使用など、環境に配慮した排水に努めます。 ○ 食べ物の残り等を直接、排水口に流しません。
事業者	○ 下水道供用区域の事業所は、早く下水道へ接続します。 ○ 下水道整備計画区域外や農業集落排水事業区域外及び富士見原住宅団地整備区域外は適正な汚水処理設備へ切り替えます。 ○ 排水処理設備の清掃や点検を定期的に行い、適正に維持管理します。 ○ 定期的に水質検査を行い、排出基準を遵守します。
滞在者	○ 河川等にごみの投棄を行いません。

浄化槽の法定検査

浄化槽を使用する人は浄化槽法により、法定検査を受けることが義務付けられています。

この検査は県の指定を受けた専門の業者が行う外観検査・水質検査・書類検査などによって、浄化槽が正しく機能し、きれいな水を放流していることを確認するものです。

法定検査には浄化槽を設置して機能がおおむね発揮する頃に処理機能や設置状況を確認する水質検査（7条検査）と、浄化槽の維持管理が基準に従って行われ、浄化槽の機能が十分に保たれているかを年に一回調べる定期検査（11条検査）の2種類があります。

また、浄化槽を使用する人には法定検査のほかに、浄化槽の機能を維持するための点検・調整・消毒薬の補充などを行う保守点検と、浄化槽に溜まった汚泥等を取り除き、槽内をきれいにする清掃を行うことが浄化槽法第10条で義務付けられています。

汚れた川をきれいにするには？

汚れた水をそのまま流した場合、比較的汚染に強いコイやフナがすむことができる水質（BOD 5mg/ℓ以下）にするためには、どれくらいの水（浴槽で何杯分）が必要になるでしょうか。



使用済み天ぷら油
(200mlを廃棄)

200 杯分



ビール
(200mlを廃棄)

11 杯分



牛乳
(200mlを廃棄)

10.4 杯分



味噌汁
(200mlを廃棄)

4.7 杯分



ラーメンの汁
(200mlを廃棄)

3.3 杯分

【資料：よりよい水環境のための浄化槽の自己管理マニュアル（環境省）】



安全・安心な社会 | 安全・安心に暮らせるまちをつくる

6 大気・音環境を良くしよう

■課題

- 大気汚染物質は概ね環境基準を達成していますが、光化学オキシダント¹は全国的にも環境基準の達成が難しく、国全体の課題にもなっています。
- 近年、新たに環境基準が設定された微小粒子状物質（PM2.5²）について、国内各地で基準値を上回っていることから、今後の測定体制と緊急時の連絡体制の構築が必要です。
- 一般国道 246 号や県道沼津小山線等における自動車騒音は、環境基準を超過している路線があります。



■数値目標（◎印は第一次計画から継続）

指標	基準年度（H26）	中間目標（H32）	最終目標（H37）
◎大気汚染に係る環境基準達成率 （二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質）	100%	100%	100%
自動車騒音に係る環境基準超過割合	7.4%	5%	3%

■市の推進する取り組み

（1）大気汚染の防止

【環境課】

① 大気質を測定する	◇ 大気汚染物質の常時監視を行い、大気環境の現状を把握します。 ◇ 光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM2.5）について、県内外の測定結果を注視し、変化が見られれば県と連携を図り、広報などを使用し市民への注意喚起を行います。 ◇ 更なる監視体制の構築を目指し、測定機器の設置、更新について県と協議を行います。
② 大気汚染対策を行う	◇ 事業者に対して大気汚染防止の指導と啓発を行います。 ◇ 違法な屋外焼却に対する指導や啓発を行います。

（2）悪臭・騒音・振動の防止

【環境課】

① 悪臭対策を行う	◇ 事業者に対して臭気指数による悪臭防止の指導や啓発を行います。
② 騒音・振動対策を行う	◇ 事業者に対して騒音・振動防止の指導や啓発を行います。 ◇ 近隣騒音や振動についての意識啓発を行います。 ◇ 自動車騒音の常時監視を行います。

¹光化学オキシダント：自動車や工場等から排出された窒素酸化物や炭化水素が、強い紫外線によって光化学反応を起こし、オゾン等の酸化物質が生成される。これらの物質が高い濃度になり、人の粘膜や呼吸器に影響を及ぼすほか、植物にも影響を与えるものを光化学オキシダントという。

²微小粒子状物質（PM2.5）：浮遊粒子状物質より小さい粒子で、粒径が2.5マイクロメートルの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。通常の浮遊粒子状物質よりも小さく、肺の奥まで入り込むため、ぜん息や気管支炎を起こす確率が高いといわれている。

■市民・事業者・滞在者の取り組み

市 民	○ 住宅に隣接する場合や花壇のある駐車場では、前向き駐車を心掛けます。 ○ 悪臭や煙などを出さないようにします。 ○ 騒音や振動により、周囲に迷惑が掛からないようにします。
事業者	○ 各種法令や排出基準などを遵守し、大気汚染物質の排出抑制に努めます。 ○ 住宅に隣接する場合や花壇のある駐車場では、前向き駐車を心掛けます。 ○ 事業活動に伴う悪臭や騒音・振動の発生防止に努めます。
滞在者	○ 住宅に隣接する場合や花壇のある駐車場では、前向き駐車を心掛けます。

星がきれいに見える富士山麓

星を観察するには空気の透明度がとても大切です。標高の高い場所ほどチリや水蒸気の影響が少なく、天体観察に適した条件になります。特に富士山麓は自動車でも気軽に行くことができるため、多くの天文ファンがよく天体観測や写真撮影をしています。特に富士山五合目等では、雲の上に出られることもあり、地上の明かりが押さえられることによって最高の星空になります。

ただし、標高が高く気温が冷え込むことや、夏山登山シーズンのマイカー規制、冬期の道路通行止めなどには注意が必要です。



12月は「大気汚染防止月間」

冬季は1年の中でも、窒素酸化物や微小粒子状物質（PM_{2.5}）等の大気汚染物質濃度が高くなる季節です。特に12月は毎年、自動車交通量の増加やビル・家庭等の暖房などにより、窒素酸化物の濃度が高くなるため、「大気汚染防止月間」に位置付けられています。静岡県、神奈川県、山梨県の3県が連携して、大気汚染防止のための取り組みを推進する運動も行っています。



近隣騒音とは？

人は人との関わりのなかで暮らしています。時には、自分の出した音がまわりの人に迷惑をかけていることもあります。でも、私たちのちょっとした気づかいや気くばりで、やさしい音環境をつくりだすことができます。「騒音をなくす5つの気くばり」を参考にしながら、人にやさしい暮らしをしましょう。

騒音をなくす5つの気くばり

- ①時間帯に配慮しましょう
- ②音がもれない工夫をしましょう
- ③音は小さくする工夫をしましょう
- ④音の小さい機器を選びましょう
- ⑤ご近所とのおつきあいを大切にしましょう



安全・安心な社会 | 安全・安心に暮らせるまちをつくる

7 快適な生活環境にしよう

■ 課題

- 日常生活上において不快感を伴うものや、法律では対応しきれない個人間の感情的トラブルから発生する苦情が増えています。これらについては、双方のコミュニケーションを図り、解決していくことが必要です。
- 本市には、富士山を眺望できる場所が多く存在し、市民の身近な景観になっているだけではなく、貴重な観光資源にもなっています。しかし、道路整備や建物の建設などにより、眺望が遮られることでトラブルが生じることも考えられます。このような景観を保全していくために制定・策定された総合景観条例や景観計画の推進には、市民や事業者の理解と協力が必要不可欠となるため、その趣旨や内容について広く啓発していく必要があります。



■ 数値目標（◎印は第一次計画から継続）

指標	基準年度（H26）	中間目標（H32）	最終目標（H37）
◎立入検査による違反指導事業所の割合	0%	0%	0%
公害苦情件数	31 件	25 件	20 件
眺望遺産の認定件数（累計）	5 件 （基準年度 H27）	7 件	8 件

■ 市の推進する取り組み（★印は重点取り組み）

（1）生活環境の保全

【環境課】

① 公害を未然に防止する★	◇ 公害関係法令に係る届出の受付審査をし、規制基準などの指導を行います。 ◇ 市民から寄せられる、大気汚染・水質汚濁・騒音・振動・悪臭などによる苦情の受付及び苦情発生源の除去を行います。 ◇ 環境負荷の大きい事業所と公害防止（環境保全）協定の締結をします。 ◇ 中小企業融資制度の利子補給などにより、事業所の環境保全対策を支援します。
② 化学物質等の監視・指導をする	◇ 県と連携して事業所への立入検査を実施し、ダイオキシン類の監視・指導を行います。 ◇ 各種法令に基づきアスベストの適正処理の監視・指導を行います。 ◇ フロン使用機器の適正な管理について啓発・指導を行います。 ◇ 放射線量の調査を実施します。
③ 公衆衛生の向上を図る	◇ 伝染病の媒体となる害虫の駆除に努めるとともに、地域住民や団体等に対する薬剤の供給などにより、害虫の駆除活動を支援します。

(2) 自然と調和した景観づくり

【都市計画課】

① 良好な景観をつくる

- ◇ 総合景観条例や景観計画を運用し、建築物や工作物については、周辺の景観やまちなみに調和するよう規制し、誘導します。
- ◇ 総合景観条例に適合する広告物の設置指導などを行います。
- ◇ 良好な景観を形成している資源の保全を行います。
- ◇ 国や県等の行う公共工事についても景観への配慮を要望します。

■ 市民・事業者・滞在者の取り組み

市 民	○ 事業者とのコミュニケーションに努め、公害苦情となる前に解決するようにします。 ○ 殺虫剤等は、自然環境への負荷の少ない薬品を選び、使用方法を守ります。 ○ 景観づくりに関心を持ち、理解を深めて自分のことから実践します。 ○ 富士山と調和した景観や街並みを形成するため、地域に適応した建物の用途・色彩・高さや植栽などのルールづくりに協力します。
事業者	○ 地域住民とのコミュニケーションに努め、公害苦情が発生しないようにします。 ○ 公害苦情が発生した場合は速やかに対処します。 ○ 化学物質を適正に使用・管理します。 ○ 景観づくりに関心を持ち、理解を深め、できることから実践します。 ○ 道路沿いの景観緑化を行います。 ○ 市民とともに景観形成のルールづくりに協力します。 ○ 看板・広告物等を設置する際には、景観に配慮します。
滞在者	○ 公衆トイレ等、滞在先の施設はきれいに使用します。

野外焼却（野焼き）による公害苦情が増えています

野外焼却（野焼き）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や「静岡県生活環境の保全等に関する条例」により、構造基準を満たした焼却炉での焼却及び一部の例外行為（稲わらの焼却など）を除き禁止されており、違反すると罰則が適用されます。なお、例外による行為であっても、住宅地等での焼却は生活環境にも悪影響を及ぼすと共に、近所同士のトラブルや火災の原因ともなりますので、周辺環境に配慮し、極力控えるようにしてください。

残していきたい、育てていきたい、良好な景観

平成24年8月に市民の皆さんから、これからも残していきたい、育てていきたい景観を募集し、ご意見をいただきました。

① 御東原循環線沿線から富士カントリークラブ入口付近までの自然環境

東山観音堂の桜、閑静な別荘地、富士山への眺望などの自然環境に恵まれた地域

② 高根の自然林

高原都市を強く感じられる景観

③ 黄瀬川高橋付近の河川景観

住宅地でありながら、自然の川を見ることができる貴重な景観

④ 市内に数多くある古寺

庭園の開放、観光マップの作成を希望

⑤ 沼田ブルーベリー園から望む里山風景

地域住民が育てたブルーベリー園。観光ポイントとして育てていきたい。



⑥ 原里バラ園から望む富士山



循環型社会 | ごみのないきれいなまちをつくる

8 ごみを減らそう

■課題

- 市内のごみ発生量は近年、横ばいで推移しています。家庭系ごみが減少している一方で、事業系ごみが増加していることから、家庭系とともに事業系ごみの減量を推進していく必要があります。
- 近年は民間事業者による資源回収も進んでいますが、更なるリサイクルを進めるため、資源となる物の分別周知や、新たな資源となる物の回収方法・回収場所などの検討が必要となります。
- 可燃ごみの多くを占める生ごみを減量化するため、発生抑制や堆肥化を推進する必要があります。
- 資源物の有効利用を念頭において、効率的かつ衛生的な収集・運搬を実施するため、システムの改善及び委託・許可業者への指導に努める必要があります。
- 本市及び小山町の分別収集の方法を平成27年4月から統一しました。これに伴い指定ごみ袋や回収方法などが変更されたため、周知徹底を図っていく必要があります。
- 中間処理については、循環型社会の形成を念頭におき、ごみの減量・資源化を促進するとともに、施設の適正な運営・維持管理により、安全かつ安定したごみ処理を効率的に行う必要があります。
- ごみの排出抑制、資源化の促進により最終処分量の減量化を図る必要があります。



■数値目標（◎印は第一次計画から継続）

指標	基準年度（H26）	中間目標（H32）	最終目標（H37）
◎ごみ総排出量	29,044 t	27,364 t	中間見直し時に設定
◎家庭系ごみリサイクル率	14.77%	21.57%	中間見直し時に設定
生ごみ処理機の設置補助件数（累計）	8,403 件	8,700 件	8,950 件
最終処分場の埋立残容量	19,329 m ³	15,100 m ³	11,600 m ³
不適切排出ごみの件数	2,535 件	2,000 件	1,300 件

生ごみ処理の救世主！だっくす食ん太くん NEO 登場！！

生ごみには70%以上の水分が含まれており、可燃ごみの総重量の約半分が水分という分析結果があります。水分たっぷりのごみを燃やすには多くの時間がかかり燃焼効率も悪くなります。

家庭でできる生ごみ処理には多くの方法がありますが、このダンボールコンポストは誰でも手軽に生ごみを処理でき、微生物の力で堆肥化を進めるものです。

☆庭や畑がなくても大丈夫。雨・風に当らない所ならばどこでも置ける。

☆ダンボールでできているのでエコ。低コストで始められ、維持費（電気代）もかからない。
入れる→混ぜる→待つだけ、の簡単3ステップ。家庭で環境を意識した生活を始めてみませんか？



■市の推進する取り組み（★印は重点取り組み）

(1) 家庭系ごみの減量・資源化	【環境課 リサイクル推進課】
① 家庭系ごみの減量に向けた広報・啓発を行う	◇ 説明会や出前講座などにより、3R¹についての理解を深めます。 ◇ ごみ減量等推進員と連携し、地域での排出抑制・資源化の浸透を図ります。 ◇ 富士山エコパーク焼却センターの施設等の見学会などを行います。 ◇ ごみ減量月間や3R推進月間・各種イベントなどでの啓発活動を行います。 ◇ 小学生を対象としたごみ分別ゲームの実施や副読本作成への協力、資料提供を推進します。 ◇ NPO法人等との協働により、3Rの啓発活動を強化します。 ◇ 市の広報紙、パンフレット、ホームページ等、さまざまな媒体を活用し、ごみの減量に関する周知を図ります。
② 生ごみを減量する★	◇ コンポストや生ごみ処理機等の購入補助を行います。 ◇ 廃棄物処理事業者と協働し、モデル地区²での生ごみの回収及び堆肥化を実施します。 ◇ 生ごみの減量・資源化の啓発を行うとともに、ダンボールコンポストの販売や使い方教室を開催するなどして、各家庭での生ごみの減量・資源化の活動を推進します。
③ 簡易包装・マイバッグの活用・グリーン購入を推進する	◇ 流通・販売関連事業者と消費者に簡易包装の普及やレジ袋有料化を拡大し、マイバッグの活用などに対する理解と協力を求めます。 ◇ 市内の流通・販売関連事業者への使い捨て商品の販売や使用、消費者への使用自粛を図るとともに、詰め替え商品の販売や使用促進を図ります。 ◇ ごみ減量大作戦実行店認定制度の拡充を図り、市ホームページで認定店を公開します。 ◇ 市内の流通・販売関連事業者と消費者に再生品使用に対する理解と協力を求め、再生品需要の安定に努めます。
④ ごみの資源化を推進する	◇ ビン・カン・ペットボトル・古紙・金属類・小型家電を集積所で回収し、トレイ・発泡スチロールは拠点回収を行います。 ◇ 現状の可燃ごみや不燃ごみ等から資源化できるもの（古着・古布、ミックスペーパー等）を分別し、集積所回収や拠点回収による資源化を推進します。 ◇ 御殿場市資源回収奨励金交付要綱により、回収した資源ごみに対する奨励金を交付します。 ◇ 民間事業者を活用する剪定枝等の資源化を推進します。 ◇ 再資源化施設及びリサイクル活動の拠点施設等、循環型社会に配慮したごみ処理総合施設の整備を小山町と広域的に進めます。

¹3R：Reduce（減らす）、Reuse（再使用する）、Recycle（再生利用する）の3つの頭文字Rをとったもの。ごみの量を「減らす」、ものをできるだけ「再使用する」、再生できるものは資源回収に回して「再生利用する」ことにより、ごみを減量化し、ごみ問題を解決しようとするキーワードのこと。

²平成27年度時点では、新橋・湯沢・萩原・森之腰（新橋・萩原は一部地域）で実施している。

(2) 事業系ごみの減量・資源化		【環境課 リサイクル推進課】
① 事業系ごみの減量に向けた啓発・指導を行う★	◇ 事業活動に伴って発生するごみは、基本的に事業者自らの責任において適正にリサイクル及び処理・処分するよう指導します。 ◇ 適正な処理及び分別・資源化についての説明会を開催し、協力を要請するとともに、事業者への情報提供を行う事業系ごみ減量化等相談窓口を開設します。 ◇ 自主的なルールづくりを促すため、市と事業者との懇話会を開催します。 ◇ 多量にごみを排出する事業所に対し、ごみ減量化・資源化計画の提出を求め、ごみの発生抑制やリサイクルの状況を把握・指導します。	
② 事業系ごみの分別を徹底する	◇ 定期的に直接搬入ごみ及び許可業者収集ごみの内容を検査し、分別が不十分であったり資源物が多く含まれていたりする場合には、搬入者あるいは許可業者に直接指導します。 ◇ 小規模事業者の家庭系・事業系ごみの排出区分を明確にします。	
③ 食品廃棄物を減量する	◇ 食品リサイクル法¹により、事業者は食品廃棄物等の発生の抑制や再生利用を促進するよう努めなければならないことから、事業者に対して食品廃棄物の排出抑制及びリサイクルの推進を指導します。	
④ 優秀な事業者・リサイクル推進店を紹介する	◇ 資源物の分別・リサイクルや再生品利用などが円滑に実施されている事業者等を、ごみ減量大作戦実行店・実行事業所として市で認定することにより、広報紙やチラシ・パンフレット等で広く紹介します。	

(3) 効率的な収集運搬の実施		【リサイクル推進課 環境課】
① 効率的な収集運搬を実施する	◇ 排出されたごみを速やかに収集・運搬し、適正処理を実施することにより、生活環境の保全に努めます。 ◇ 地域特性に応じた効率的な収集・運搬体制を確立します。 ◇ ごみの排出に際し、定められた排出方法が守られるよう、市民への啓発を図り、効率的に分別収集を行います。 ◇ 事業系ごみの運搬については、原則として事業者自ら行うものとし、自ら運搬が不可能な場合は、自己責任において適正な業者に委託することを指導します。	

¹食品リサイクル法：正式名称は「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」で、平成13年5月から施行されている。食品廃棄物を減らし、再生利用を促すための基本事項を定めた法律。食品循環資源（食品廃棄物等のうち有用なもの）の再生利用（飼料・肥料等）及び熱回収、廃棄物の発生抑制と減量を図り、国、地方公共団体、食品関連事業者、消費者の役割と責務を規定する。

(4) 適正な中間処理・最終処分の実施		【リサイクル推進課 環境課】
① 適正な中間処理を行う	◇ 適正処理困難物を明確にし、適正な処理ルート確保とその情報提供に努め、適正な処理を誘導します。 ◇ 中間処理施設の適正な維持管理により、ごみ処理の安全性を確保するとともに、搬入されたごみ処理の安定化・効率化に努めます。 ◇ 収集・搬入された資源物の再利用・再資源化を促進します。 ◇ 中間処理過程で発生するもののうち、再資源化が可能なものについては、可能な限り再資源化します。 ◇ 公害の防止や周辺の自然環境の保全、二酸化炭素排出量の削減や省エネルギー対策も推進します。	
② 最終処分量を減量する	◇ ごみの排出抑制、資源化の促進により、最終処分量の減量化を図ることにより、施設の延命化に努めます。	

■ 市民・事業者・滞在者の取り組み

市 民	○ リサイクル製品を積極的に購入します。 ○ ものを大切に使い、必要なものを選択して購入します。 ○ マイバッグを携帯して利用します。 ○ 調理では食材をすべて使い切るようにします。 ○ 料理を余分に作らず、食べ残しをしないよう心掛けます。 ○ 生ごみを廃棄する際、水切りネットの使用などにより水切りを徹底します。 ○ 学習会や施設見学会などに参加します。 ○ 生ごみの堆肥化や減量化を行います。 ○ 生ごみを堆肥化した肥料を利用します。 ○ ごみの分別排出を徹底します。 ○ ごみ出しのルールを守ります。
事業者	○ リサイクル製品を積極的に購入します。 ○ 包装の簡素化に努めます。 ○ できるだけ量り売りにします。 ○ 従業員に対して、ごみ減量行動を徹底させます。 ○ 段ボール等の資材は繰り返し使用します。 ○ 生ごみの堆肥化や減量化を行います。 ○ ごみの分別排出を徹底します。 ○ 事業活動に伴うごみは適正に排出・処理します。
滞在者	○ ごみは持ち帰ります。 ○ ごみの分別に協力します。



循環型社会 | ごみのないきれいなまちをつくる

9 環境美化を進めよう

■課題

- 住宅周辺の川や道路の清掃は、環境美化活動の一環として市内各区の年間行事として組み込んでいただき、毎年約3万人以上の参加があります。このような環境美化活動を今後も維持・拡大していくことが重要です。
- コンビニエンスストア等、小売店周辺の道路沿いにごみのポイ捨てが目立つ場所が見られます。そのため、事業者と課題認識を共有するとともに、消費者への呼び掛けを行う必要があります。
- 市内では年間約100件を超える不法投棄物が発見され、回収した不法投棄物はそのほとんどを市で処理しており、大きな課題となっています。不法投棄は一度行われると周辺の生活環境に重大な悪影響を与え、更なる不法投棄を招くことにもなるため、早期の発見と適切な土地管理が必要です。



■数値目標

指標	基準年度 (H26)	中間目標 (H32)	最終目標 (H37)
環境美化活動参加者数	34,064 人	36,100 人	38,000 人
不法投棄発見数	106 件	75 件	55 件

■市の推進する取り組み (★印は重点取り組み)

(1) 環境美化の推進		【リサイクル推進課 管理維持課】
① 環境美化を推進する★	◇ 環境美化活動を実施した区に対して、奨励金を交付します。 ◇ 環境整備事業と委託業務により道路・河川等の清掃を実施します。 ◇ 一斉清掃活動など、事業者や地域住民と協働して道路や河川の清掃を行います。 ◇ 街の景観を損なう、道路脇等のポイ捨てごみの回収を実施します。	
(2) 不法投棄の防止		【リサイクル推進課 環境課】
① 不法投棄を未然に防止する	◇ 市民・事業者・滞在者への不法投棄防止の啓発を行います。 ◇ 地権者に対して投棄を未然に防止するため、所有地の適切な管理を啓発・指導します。	
② 不法投棄パトロールを実施する	◇ 一般廃棄物の不法投棄について、静岡県産廃不法投棄監視員、ごみ減量等推進員、NPO法人等との連携により、富士山及び箱根山の林道等を中心にパトロール活動を実施します。 ◇ 「廃棄物の不法投棄等の情報提供に関する協定」の締結団体と連携を図り、早期の対応を実施します。	

■市民・事業者・滞在者の取り組み

市 民	○ 環境美化や公衆衛生に関する意識の向上を図ります。 ○ 所有・管理している場所に不法投棄されないよう、適切に管理します。 ○ ごみのポイ捨てをしません。 ○ 不法投棄を発見した場合は、直ちに関係者に通報します。 ○ 地域の清掃活動に子どもたちの積極的な参加を呼びかけます。
事業者	○ 所有・管理している場所に不法投棄されないよう、適切に管理します。 ○ 廃棄物の不法投棄をしません。 ○ 消費者にポイ捨てをしないように呼び掛けします。 ○ 店舗周辺の清掃活動などを積極的に行います。 ○ 不法投棄を発見した場合は、直ちに関係者に通報します。
滞在者	○ 不用品は極力持ち帰り、ごみのポイ捨てはしません。

不法投棄は犯罪です！静岡県 不法投棄 110 番



廃棄物の不法投棄を早期に発見し、迅速かつ適正に対応することにより、生活の保全を図ることを目的として、県に不法投棄通報用回線（不法投棄 110 番）を設けています。

一般廃棄物、産業廃棄物の別を問わず通報を受けており、通報のうち、生活環境の保全上支障がある不法投棄に係る情報で、不法投棄行為者が判明したものについては、報奨金を交付しています。

報奨金の対象となる廃棄物

県内に不法投棄され、又は不法投棄されようとしている廃棄物で、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるものが対象となります。

このため、例えば空き缶、空きびん等の軽微なものは対象としません。

報奨金の対象となる情報

不法投棄者の特定に結びつく情報を対象とします。

受付は主として静岡県庁廃棄物リサイクル課内の回線（不法投棄 110 番（054-221-3810））としていますが、郵便、来庁、メール、FAX等でも可能です。

【資料：静岡県公式ホームページ 不法投棄 110 番】



低炭素社会 | 地球環境にやさしいまちをつくる

10 地球温暖化対策を進めよう

■ 課題

- 市内全域から排出される温室効果ガスの量は増加傾向にあり、特に増加率の高い家庭やオフィスからの排出量への対策が必要です。
- 環境及び防災の視点からエネルギーの自給自足について必要性が高まっているため、本市の気候や地理的条件に適した再生可能エネルギー導入の検討が必要となっています。
- 再生可能エネルギーや省エネルギーの機器については年々、設置費用が低コスト化されているものの、財政的負担を懸念する市民が少なくないため、更なる補助制度の検討が必要です。



■ 数値目標（◎印は第一次計画から継続）

指標	基準年度（H26）	中間目標（H32）	最終目標（H37）
◎太陽光発電等新・省エネルギー機器 設置費補助件数	3,427 件	6,200 件	8,600 件
温室効果ガス排出量削減率（市の事務事業）	0% （基準年度 H22）	2.5%	15.2%

■ 市の推進する取り組み（★印は重点取り組み）

（１）温室効果ガスの削減

【環境課】

① 地球温暖化対策 実行計画を推進する	◇ 「地球温暖化対策地方公共団体実行計画」（区域施策編）に基づき、エネルギー使用の抑制等を図り、当市から排出される温室効果ガスの削減に取り組みます。 ◇ 「地球温暖化対策地方公共団体実行計画」（事務事業編）に基づき、環境マネジメントシステムを活用し、市の事務事業から排出される温室効果ガス排出量の削減に努めます。
② エネルギービジョンを 策定・推進する	◇ 当市に合った再生可能エネルギーや効果的な省エネルギーの普及促進を目指すため、調査・研究を行い、情報提供・普及啓発を行います。

（２）再生可能エネルギー・省エネルギーの推進

【環境課 | 商工観光課 | 建築住宅課 |
都市計画課 | 】

① 再生可能エネルギー・ 省エネルギー機器を 普及させる★	◇ 住宅に太陽光発電システム、太陽熱高度利用システムを設置する場合に導入支援を行います。 ◇ 既築の住宅の給湯機器を高効率給湯器等に付け替える場合に導入支援を行います。 ◇ 住宅に家庭用エネルギー管理システム（HEMS）、蓄電池システムを設置する場合に導入支援を行います。 ◇ 省エネルギー設備等を設置する事業者に対しての導入奨励・支援の検討を行います。 ◇ エネルギー消費量がゼロになる ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・
-------------------------------------	--

	ハウス)・ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の普及啓発を行います。
② 再生可能エネルギーを活用する	◇ 公共施設への再生可能エネルギーを活用した設備の導入を推進するとともに、これらの設備を環境教育・環境学習に活用します。
③ 省エネルギーを推進する	◇ アースキッズ事業や緑のカーテンコンテストなどを実施し、家庭や学校を対象とした省エネルギーの推進を図ります。 ◇ 当市の気候・風土に適した御殿場型住宅の普及啓発及び導入促進を図ります。
④ 再生可能エネルギーや省エネルギーのモデル事業を促進する	◇ 産学官民協働で行う「駒門周辺地域エコシティ化構想」に基づき、駒門工業団地を中心とした再生可能エネルギーの創出と利活用、森林資源の活用などを図るモデル事業を促進します。

■市民・事業者・滞在者の取り組み

市 民	○ 太陽光発電、太陽熱高度利用システムの導入など、再生可能エネルギー¹の利用を検討します。 ○ 省エネルギー診断の活用や、エネルギー管理システム(HEMS)の導入などにより、建物全体の省エネルギー化を図ります。 ○ 蓄電池システム、電気自動車などの活用によって蓄電し、電気使用のピークカットに協力します。 ○ 住居を新築する場合はエネルギー消費量がゼロになる ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)を選び、改築時には高断熱・高気密な住居にリフォームをします。 ○ 自然の風や光を室内に取り入れるとともに、庭木の植栽、緑のカーテンの設置などにより、省エネルギーを心がけます。 ○ 電気製品等を購入する際には、トップランナー機器など省エネルギー型のものを積極的に選択します。 ○ 冷暖房機器やテレビ、照明等の適正利用(環境負荷の少ない温度設定や待機電力の削減など)を図ります。 ○ 季節に合わせた服装(クールビズ、ウォームビズ)を心がけます。 ○ 「ふじのくにエコチャレンジ KIDs」「アースキッズ」など、省エネルギーのイベントに参加します。
事業者	○ 太陽光発電や太陽熱利用、風力発電、小水力発電、バイオマス発電・熱利用など、再生可能エネルギーをできるだけ利用します。 ○ 省エネルギー診断の活用や ESCO 事業の導入、エネルギー管理システム(BEMS、FEMS)の導入などにより、建物全体の省エネルギー化を図ります。 ○ 蓄電池システムの活用、操業時間の調整などによって電気使用のピークカットに協力します。 ○ 事業所を新築する場合はエネルギー消費量がゼロになる ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)を選び、改築時には高断熱・高気密な建物にリフォームをします。 ○ 自然の風や光を室内に取り入れるとともに、事業所敷地内への植栽、緑のカーテンの設置などにより、省エネルギーを心がけます。

¹再生可能エネルギー：再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス等をエネルギー源として利用することを指す。

	○ 冷暖房機器の適正運転や電気設備の待機電力削減、高効率照明への転換などを図ります。 ○ 設備等を導入する際には、省エネルギー型のもや温室効果ガス排出量の少ない燃料種への転換を図ります。 ○ フロンの適正回収を実施し、環境負荷の少ない冷媒への代替を行います。 ○ 季節に合わせた服装（クールビズ、ウォームビズ）を心がけます。 ○ 宿泊施設では宿泊者に向け、節電や省エネルギーの表示に努めます。 ○ 「駒門周辺地域エコシティ化構想」に参画・推進します。
滞在者	○ 宿泊の際には、冷暖房の設定温度の最適化など、各種の節電・省エネルギー活動に協力します。

駒門周辺地域エコシティ構想

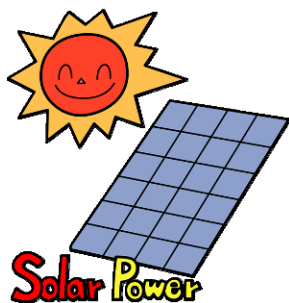
本市と関係企業等 8 団体で検討を重ね、駒門周辺地域のエコシティ化に向けた構想が、平成 27 年 11 月 5 日、県内陸フロンティア推進区域に指定されました。

本構想は産学官民が協働し、大規模災害に対応した自立エネルギーの確保や新産業の創出を目指したエコシティを創出するもので、対象地は駒門工業団地や富士岡地区森林整備推進モデル地区の合計 118ha です。

具体的には、太陽光発電、小水力発電、木質バイオマスや天然ガスの活用、廃プラスチックの油化など最先端の環境技術を駆使し、地域住民の参画も得ながら、3～10 年の期間に取り組みを推進します。このような駒門周辺地域の取り組みをモデル事業とし、将来的には全市域にエコシティ化を波及していくことを目指します。

短期（3 年程度）

- 太陽光発電
- 小水力発電
- 災害時の協力体制構築
- 森林保全
- 景観形成 など



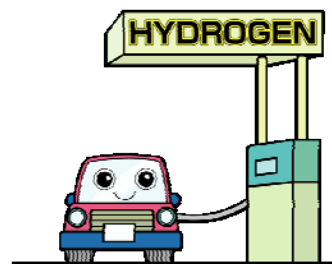
中期（5 年程度）

- 木質バイオマスの活用
- 天然ガスの活用
- 廃熱エネルギーの高度利用
- 農業の自動化・工場化
- 廃プラスチックの油化



長期（10 年程度）

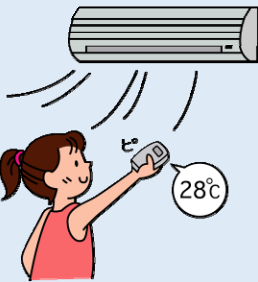
- 水素ステーションの設置
- エコシティ化の普及
- エネルギーの分散利用



やってみよう！省エネルギーの取り組み

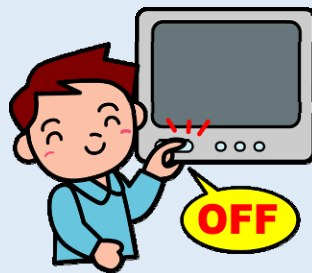
地球温暖化を防止するためには、私たちの暮らしから発生する二酸化炭素の排出量をできるだけ減らすことが重要です。そのため、省エネルギーに関する取り組みの実践が重要です。しかも、省エネルギーは環境にやさしいだけでなく、お金の節約にもつながるという大きなメリットもあります。私たち一人ひとりの取り組みは小さくても、みんなで行動すればとても大きなものになります。ここに示した取り組みなどを参考にして、できることから実践してみましょう。

【資料：家庭の省エネ徹底ガイド（資源エネルギー庁）】



冷房の温度を1℃高く、
暖房の温度を1℃低く設定
→年間約 48kg の CO₂ 削減
→年間約 2,250 円の節約

※冷房は1日9時間で年間112日、
暖房は1日9時間で年間169日使用した場合。



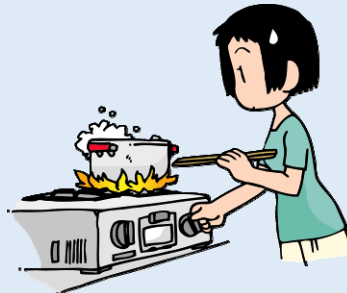
テレビを見ないときは消す
→年間約 10kg の CO₂ 削減
→年間約 580 円の節約



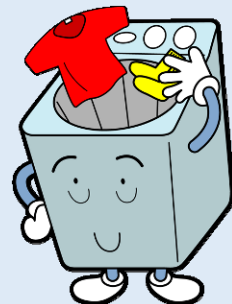
長時間使用しない場合は
電気ポットのプラグを抜く
→年間約 61kg の CO₂ 削減
→年間約 2,900 円の節約



冷蔵庫にもものを詰め込みすぎない
→年間約 25kg の CO₂ 削減
→年間約 1,180 円の節約



炎が鍋底からはみ出さないように調節
→年間約 5.4kg の CO₂ 削減
→年間約 410 円の節約



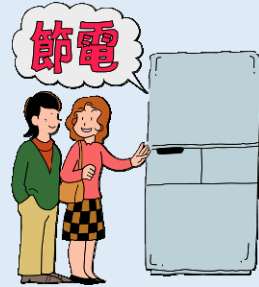
洗濯物はまとめて洗う
→年間 16.75m³ の水削減
→年間約 3.4kg の CO₂ 削減
→年間約 3,980 円の節約



食器を洗う時には低温に設定
→年間約 19.9kg の CO₂ 削減
→年間約 1,490 円の節約



デスクトップパソコンを使わない時は消す
→年間約 18.0kg の CO₂ 削減
→年間約 850 円の節約



省エネ型家電に買い換える
(冷蔵庫の場合)
→年間約 245kg の CO₂ 削減
→年間約 11,600 円の節約



低炭素社会 | 地球環境にやさしいまちをつくる

11 環境負荷の少ない交通にしよう

■ 課題

- 新東名高速道路やそのほかの幹線道路の整備などで自動車交通量が増加することにより、排気ガスの問題が発生する可能性があるため、交通量や大気環境の測定・監視が必要です。
- プラグインハイブリッド自動車や電気自動車、燃料電池自動車等、先進環境対応車の普及のためのインフラ整備が必要です。
- 自動車保有台数が増加する一方で、バスや鉄道等の公共交通機関の利用者が減少しています。利用者の減少により路線の休廃止や減便となり、更に利用者の減少を招く悪循環に陥っていることから、利用者ニーズに応じた地域公共交通体系の構築が急務となっています。



■ 数値目標

指標	基準年度 (H26)	中間目標 (H32)	最終目標 (H37)
歩道(自転車歩行者含む)の延長(道路台帳)	76.9 km	81.9 km	86.9 km
公共交通機関利用者数	(バス) 696,294 人 (電車) 9,752 人	(バス) 700,000 人 (電車) 10,000 人	(バス) 705,000 人 (電車) 11,000 人

※バスは年間利用者数、電車は一日平均乗降客数

■ 市の推進する取り組み

(1) 自動車の走行による排気ガス排出量の削減

【環境課 | 道路河川課】

① エコドライブを推進する	◇ エコドライブの普及・啓発を図ります。
② 先進環境対応車の普及を図る	◇ 公共施設や宿泊施設等への電気自動車充電施設の設置促進を図ります。 ◇ 公用車への低公害車の導入を推進します。
③ 道路環境の監視及び渋滞対策を行う	◇ 国道や県道の整備促進及び市道の整備を行うとともに、関係機関と連携し渋滞緩和対策を推進します。 ◇ 各種イベントなどの開催に当たっては、公共交通機関や自転車・徒歩による参加を促します。

(2) 公共交通機関や自転車などの利用促進

【企画課 | 道路河川課 | 管理維持課】

① 公共交通の利用を増やす	◇ 御殿場市地域公共交通協議会において、生活交通の確保維持と、利用者ニーズに応じた地域公共交通体系の構築を図ります。 ◇ 収支悪化バス路線事業者に維持費助成を行うなどのバスの活性化対策について取り組みます。
② 自転車を使いやすくする	◇ 幹線道路の整備に当たっては自転車歩行者道等の設置を推進します。

■市民・事業者・滞在者の取り組み

市 民	○ 近い場所への移動は歩くように心掛けます。 ○ 自転車を積極的に利用します。 ○ 買い換え時に先進環境対応車¹等、環境に配慮した車両の購入を検討します。 ○ ノーカーダーに協力し、公共交通機関を利用します。 ○ 自動車を利用する際には、相乗りを心掛けます。 ○ エコドライブやアイドリングストップに努めます。
事業者	○ 社員に近い場所への移動は極力歩くよう指導します。 ○ 社員に公共交通機関や自転車を利用するよう呼び掛けます。 ○ 社用車の更新時に先進環境対応車等、環境に配慮した車両への転換を検討します。 ○ ノーカーダーを実施します。 ○ エコドライブやアイドリングストップの励行指導を行います。 ○ 交通渋滞の緩和を図るため、時差通勤制度の導入を検討します。 ○ 相乗りなど、できるだけ自動車の有効な利用方法を考えます。
滞在者	○ エコドライブやアイドリングストップに努めます。

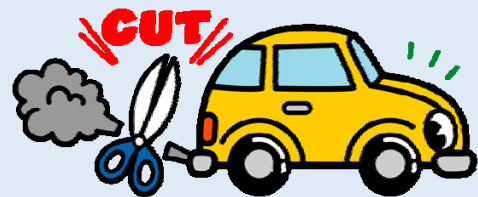
エコドライブ 10 のすすめ

「エコドライブ」とは環境負荷の軽減に配慮した自動車の使用のことです。自動車から排出される窒素酸化物等の排出削減とともに、省エネルギーや地球温暖化防止にもつながります。

自動車を運転する際には、以下に示すようなエコドライブを実践しましょう。

- ①ふんわりアクセル「eスタート」
→年間で約 194kg の CO₂ 削減、13,040 円の節約
- ②車間距離にゆとりを持って、加速・減速の少ない運転
→年間で約 68kg の CO₂ 削減、約 4,570 円の節約
- ③減速時は早めにアクセルを離そう
→年間で約 42kg の CO₂ 削減、約 2,820 円の節約
- ④エアコンの使用は適切に
- ⑤ムダなアイドリングはやめよう
→年間で約 40kg の CO₂ 削減、約 2,700 円の節約
- ⑥渋滞を避け、余裕を持って出発しよう
- ⑦タイヤの空気圧から始める点検・整備
- ⑧不要な荷物はおろそう
- ⑨走行の妨げとなる駐車はやめよう
- ⑩自分の燃費を把握しよう

※普通乗用車 2,000cc、年間 10,000km 走行、平均燃費 11.6km/ℓで計算。



【資料：エコドライブ普及連絡会】

¹先進環境対応車：次世代自動車及び将来において、その時点の技術水準に照らして環境性能に特に優れた従来車を含めた自動車のことであり、「次世代自動車戦略 2010」（平成 22 年 4 月）で定義された。



低炭素社会 | 地球環境にやさしいまちをつくる

12 うるおいのある緑をつくろう

■ 課題

- 1人当たりの都市公園等面積¹は県平均や国平均よりも低い水準にあり、更なる整備の推進が必要となりますが、新たな財源の確保が難しい状況にあります。
- 緑のカーテンづくりなど、低炭素社会の構築につながる取り組みを市全域に広げていく必要があります。
- 公共緑化用花苗配布事業では、緑化団体要望数の7割程度の配布に限られており、十分に行き渡っていないという課題があります。そのため、グリーンバンク事業の活用などにより、地域と連携した植栽を進めていく必要があります。



■ 数値目標（◎印は第一次計画から継続）

指標	基準年度（H26）	中間目標（H32）	最終目標（H37）
◎市民1人当たりの都市公園面積	3.52 m ² /人	4.90 m ² /人	5.50 m ² /人
ごてんば花と緑のマイスター ² 認定者数（累計）	0人	145人	270人
団地間連絡道路への植栽総延長	0 km	14.5 km	中間見直し時に設定

■ 市の推進する取り組み（★印は重点取り組み）

（1）公園等の憩いの空間づくり		【都市整備課 管理維持課】
① 公園の維持管理を行う	◇ 緑豊かなまちづくりを推進するための公園整備を行います。 ◇ 公園施設長寿命化計画に基づき施設の安全を確保します。 ◇ 指定管理者制度³により、秩父宮記念公園・中央公園等、市内に点在する公園を常に良い状態に維持管理し、近隣住民に日常生活のなかでの憩い、安らぎ、遊びの場を提供します。 ◇ 市民ボランティアとともに公園や公共花壇等の整備を実施します。	
② 街路樹等を整備する	◇ 市道の両側に樹木を連らねて植栽し、緑の並木を作ります。 ◇ 街路樹の剪定・害虫駆除作業など適正な管理を行います。	

¹都市公園等：都市公園法に基づき、国または地方公共団体が設置する都市公園、及び都市計画区域外において都市公園に準じて設置されている特定地区公園（カントリーパーク）を指す。

²ごてんば花と緑のマイスター：NHK「趣味の園芸」や「あさイチ」の園芸講師でおなじみの矢澤秀成先生が、ご自身で書き下ろしたオリジナルテキストを使って、園芸の基礎を学ぶ初級コース、その後実践を中心とした上級コース、それぞれ全12回修了した方が、「ごてんば花と緑のマイスター」の資格が取得できる講座。

³指定管理者制度：地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO法人・市民グループ等、法人その他の団体に包括的に代行させることができる制度。

(2) 緑化の推進

【都市整備課 | 都市計画課 | 環境課】

① 緑化によるまちづくりをする	◇ 緑化推進団体等のネットワーク化、具体的な緑化推進計画の策定、緑化活動の実施を行います。 ◇ 市民の緑化に対する意識を高め、花とみどり豊かなまちづくりを進めます。 ◇ 団地間連絡道路沿いに桜を植栽し、魅力ある景観づくりに寄与します。 ◇ 公の施設・団体に対し樹木の提供を行います。
② 家庭・事業所の緑化を推進する★	◇ 家庭・事業所・学校を対象に緑のカーテンコンテストを実施し、設置の普及を促します。 ◇ 生垣整備助成、誕生記念樹・新築記念樹の配布を行うことで家庭内の緑化推進を行います。行うことで家庭内の緑化推進を行います。 ◇ 事業者の一定規模以上の土地利用に当たっては、緑地の整備を指導します。

■市民・事業者・滞在者の取り組み

市民	○ 花いっぱい事業の推進に協力します。 ○ 花の会等のボランティア活動や緑化フェアなどに参加し、緑化意識を高めます。 ○ 建物の屋上や壁面の緑化に努めます。
事業者	○ 花いっぱい事業の推進に協力します。 ○ 敷地内における樹木整備を行い、緑化に努めます。 ○ 建物の屋上や壁面の緑化に努めます。
滞在者	○ 公園はマナーを守って使用します。

緑のカーテン

つる性の植物を窓辺に植えて、カーテンのように仕立てた、植物でつくる日よけのことを「緑のカーテン」といいます。夏の強い日差しを抑えることができるため、室内温度の上昇を抑制し、植物の蒸散作用によって周囲を冷やす効果があったり、エアコンの使用を控えたりできるなどの省エネルギーに有効な手段のひとつです。緑のカーテンに適した植物としては、アサガオ、ゴーヤー、ヘチマ、キュウリ、クレマチス等があります。本市では、一般家庭等の「緑のカーテン」の普及を図るため、平成23年度から「御殿場市 緑のカーテンコンテスト」を開催しています。



平成26年度緑のカーテンコンテストの入賞作品



環境教育等 | 御殿場の環境を後世につなぐ

13 環境について知り・考え・行動しよう

■ 課題

- 都市化や情報化の進展に伴い、自然にふれあう機会が減少しており、環境教育の必要性が一層高まっています。富士山・箱根山麓、里山と農業、生きもの等、地域の環境資源を活かしたきめ細かな体験学習が必要です。
- 環境教育は、総合的な学習の時間をはじめとして、社会科、生活科、理科等、学校教育のさまざまな学習のなかに盛り込まれています。今後、より充実した環境教育を推進していくためには、さまざまな学習活動における環境教育の位置付けを明確にし、それを意識した指導が必要です。
- 環境イベントの内容や開催日時、天候などにより、年によって参加者のばらつきがあります。市民ニーズを踏まえて、参加率が高くなるような環境イベントを企画していく必要があります。
- 富士山エコパーク焼却センターや富士山樹空の森等の環境教育施設の活用を図るほか、市街地周辺における環境教育や啓発のための施設の設置が求められています。



■ 数値目標（◎印は第一次計画から継続）

指標	基準年度（H26）	中間目標（H32）	最終目標（H37）
◎環境教育イベント・講座などの参加者数	987 人	1,100 人	1,200 人
富士山豆博士認定者数（累計）	5,805 人	8,800 人	11,300 人

■ 市の推進する取り組み（★印は重点取り組み）

（1）環境教育の充実と市民の環境意識の向上

【環境課 | 学校教育課】

- | | |
|--------------------------|--|
| ① 学校等での環境教育を充実させる★ | <ul style="list-style-type: none"> ◇ 学習活動における環境教育の位置付けを明確にし、それを意識して指導していきます。 ◇ リサイクル活動などを通し、物を大事にする心を育てます。 ◇ 学校や地域の行事において、御殿場市のさまざまな環境要素を体験できるような取り組みを推進します。 |
| ② 地域の環境資源や人材を活用した環境教育を行う | <ul style="list-style-type: none"> ◇ 富士山自然誌リレーセミナー、富士山自然観察会を実施し、市民や小中学生が身近な自然について学び、直接ふれあう機会を提供します。 ◇ 富士山基金を活用し、富士山の自然環境の維持保全活動、富士山の学術・文化の振興に寄与する事業、「ごてんばの富士山豆博士事業」などを実施します。 |

（2）環境情報の充実

【環境課】

- | | |
|-----------------|---|
| ① 環境情報の収集と発信を行う | <ul style="list-style-type: none"> ◇ 環境に関する情報を収集するとともに、広報紙やホームページ及びケーブルテレビやコミュニティFM等、さまざまな媒体を用いて、分かりやすい環境情報の発信に努めます。 |
|-----------------|---|

■市民・事業者・滞在者の取り組み

市 民	○ 環境に関するイベントに積極的に参加します。 ○ 家庭で環境問題を考え、できることから実践に移します。 ○ 地域や市民団体等では、子どもたちが自然体験できる催しを積極的に行います。
事業者	○ 環境に関するイベントに積極的に参加します。 ○ 社員に対する環境教育を行います。
滞在者	○ 滞在先の環境について興味を持ち、調べます。

富士山基金

富士山の雄大な自然を守り、より豊かで、より美しい富士山を後世に伝えていくため、平成8年度に「富士山基金」を創設し、市民をはじめとする、富士山に思いを寄せる多くの皆様から浄財を募っています。

基金の適切な活用を図るため、基金の使用に当たっては、「御殿場市富士山基金委員会」への諮問、答申を経て、富士山の自然環境の維持保全、富士山の学術文化の振興などの資金として活用しています。

平成25年6月に富士山が世界文化遺産に登録されたことを受け、更なる有効な活用方法を検討していきます。



御殿場市富士山基金募金箱

ごてんばの富士山豆博士事業

本市では、富士山の豊かな自然と恵みを後世に継承するために「富士山基金」の一部を活用して「ごてんばの富士山豆博士事業」を実施しています。

富士山豆博士事業とは、御殿場の子どもたちが身近な存在である富士山及び富士山麓の自然に触れ親しみ、富士山を取り巻く自然環境の大切さや素晴らしさを再認識するとともに、新たな発見をして、一人ひとりが「富士山豆博士」になることを目的とした事業です。

市内の小・中学校全16校を対象に、平成18年度から4校ずつ地域性を活かした事業を実施しており、平成26年度までに5,805人の富士山豆博士が誕生しました。



H26年度ごてんばの富士山豆博士事業の成果品(例)



環境教育等 | 御殿場の環境を後世につなぐ

14 環境活動を広げよう

■ 課題

- 市民や事業者が自主的に環境活動を広げていくための情報提供や、経済的支援などの体制づくりが必要です。
- 市民・事業者・市がそれぞれに知識と技術や人材を提供し合い、環境に関する取り組みを協働で進めることができる仕組みづくりが必要です。



■ 数値目標（◎印は第一次計画から継続）

指標	基準年度（H26）	中間目標（H32）	最終目標（H37）
◎エコアクション 21 ¹ 認証取得事業所数（累計）	29 社	40 社	50 社
環境活動に係る市民協働事業数（累計）	26 事業	40 事業	50 事業
環境活動登録件数（累計）	0 件	30 件	50 件

■ 市の推進する取り組み（★印は重点取り組み）

（1）環境活動の支援及び各主体が協働で行うしくみづくり

【環境課 | 市民協働課】

① 環境活動への支援・協力を行う	◇ 環境保全活動などを実施している団体等への支援・協力を行います。 ◇ 事業者への環境マネジメントの取り組みについてのセミナーを開催するなど支援を行います。 ◇ 環境開発部門や環境保全に積極的に取り組んでいる企業の誘致を推進します。
② 各主体が協働で行うしくみをつくる★	◇ 御殿場市民活動支援センターと連携し、各種団体への支援を実施します。 ◇ 市民協働事業モデル地区事業²や市民協働型まちづくり事業³を活用し、各主体の協働による環境活動を推進します。 ◇ 環境保全活動に取り組む団体等の把握に努めるとともに、情報提供や、連携のための支援を行います。

¹エコアクション 21：中小事業者等の環境への取り組みを支援するとともに、その取り組みを効果的・効率的に実施させる簡易な環境経営システム。二酸化炭素や廃棄物排出量などを把握し、省エネルギーや廃棄物の削減・リサイクルなどに取り組むことが規定されている。

²市民協働事業モデル地区事業：各区の問題解決の方法として、平成 15 年度より御殿場市市民参加・市民協働事業モデル地区補助金を交付している。これは、区単位でのワークショップを開催し、地域住民の力で課題解決を図り、明るく住み良い個性豊かなコミュニティづくりを目指すため、その期待できる事業に対し交付するもの。

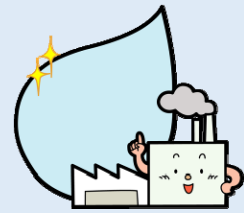
³市民協働型まちづくり事業：平成 17 年 4 月に御殿場市市民協働型まちづくり推進指針を策定し、市民参加のまちづくりを目指し、市民協働型まちづくり推進協議会にて市民協働事業の進め方などを検討してきた。平成 18 年度から市民と行政が協力・連携して公共的な課題に取り組む“市民協働事業”を募集し、審査会を経て事業を決定して実施している。

■市民・事業者・滞在者の取り組み

市 民	○ 環境リーダーとして活動します。 ○ 一人ひとりが環境リーダーとなる意識を持ちます。 ○ 環境リーダーに協力して、環境に対する各種取り組みを率先して行います。 ○ 積極的に環境保全活動に参加します。 ○ 家庭や学校、自治会、地元商店、事業者、各種団体等の間の交流を積極的行います。 ○ 環境施策に係る市民参画の機会には積極的に参加します。 ○ ボランティア同志の横のつながりを持ちます。
事業者	○ 環境リーダーを育成します。 ○ 環境保全に積極的に努めます。 ○ ISO14001 やエコアクション 21 の認証取得など、環境マネジメントシステムを導入します。 ○ 地域の環境活動に積極的に参加・支援します。 ○ ボランティア活動に参加する従業員を支援します。
滞在者	○ 滞在先で実施している環境保全活動などへ積極的に参加します。

環境マネジメントシステムとは

事業者が事業活動を行うと、二酸化炭素やごみ、排水など環境への負荷が少なからず発生しますが、その負荷の量はできるだけ減らしていくことが必要です。そこで、事業者が自主的かつ積極的に環境保全の取り組みを進めていくための有効なツールとなるのが「環境マネジメントシステム」です。



環境マネジメントシステムは、事業者が省エネルギーや省資源の取り組みを進めるに当たり、環境に関する目標を定めて、組織が一体となって取り組んでいくための仕組みをいいます。環境マネジメントシステムの有名なものとしては、ISO14001 やエコアクション 21 等があります。

環境マネジメントシステムの効果としては、①省資源や省エネルギーを通じて、経費節減や管理体制の効率化につながる、②環境保全に対するさまざまな規制や要請に効果的に対応することができる、③環境に配慮した企業であることを証明することで、消費者等へアピールできる、などがあります。

興味を持ったもの、できることから参加してみよう！

環境活動にはいろいろなものがあります。

まずは自分が興味を持ったことや、できそうな活動から気軽に参加してみましょう。



自然観察会



植樹活動



環境美化活動

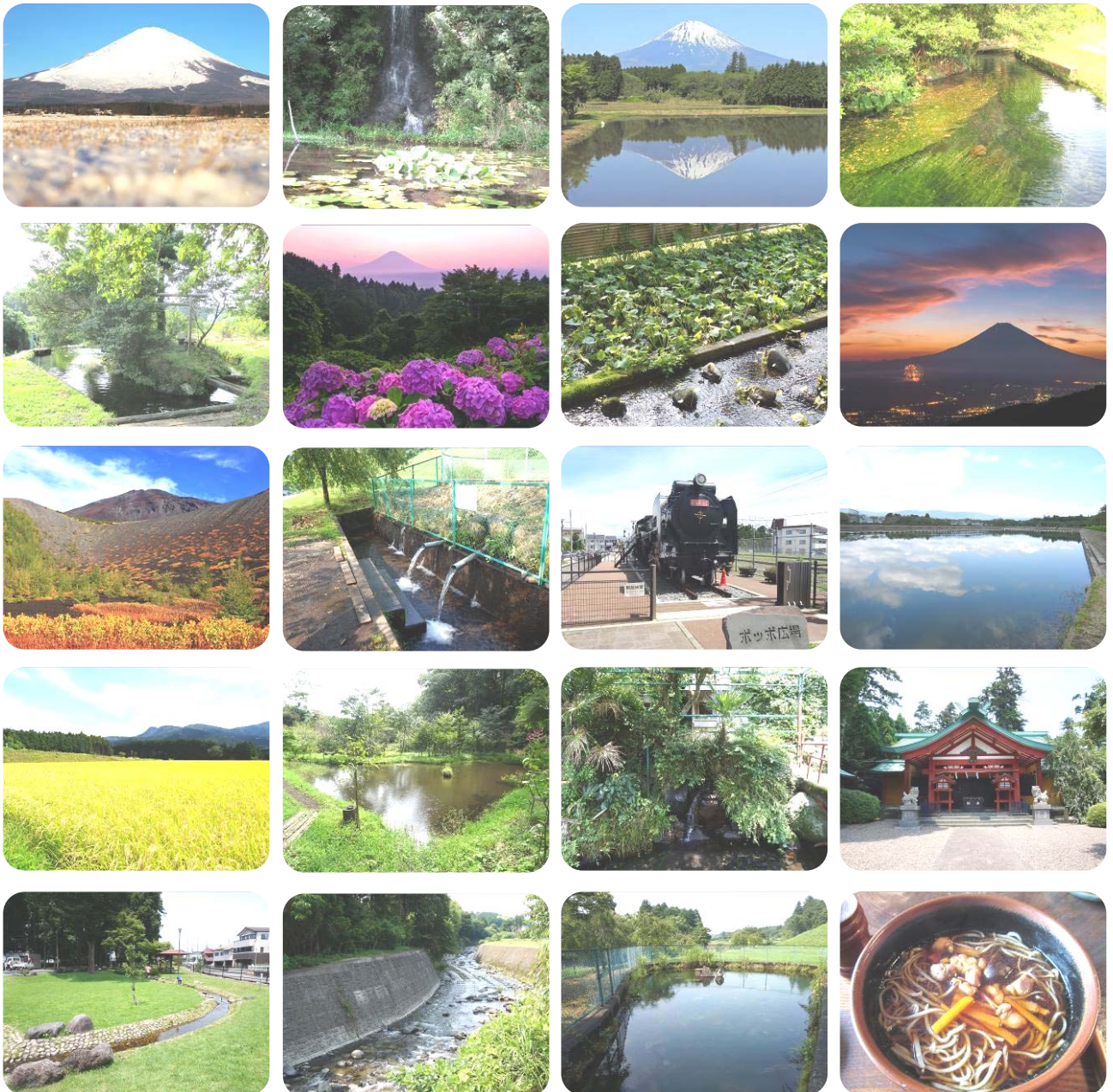


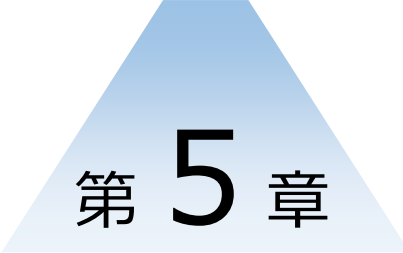
フリーマーケット

富士山憲章

富士山の貴重な自然を次代に引き継いでいくことを目指して、静岡県と山梨県が平成10年に策定した憲章です。平成9年の「富士山サミット」の開催や、「富士山環境保全共同宣言」の発表などを受けて、富士山はひとつであるという共通認識の下、両県が連携して富士山の環境保全に取り組むことを確認したものです。

- 1 富士山の自然を学び、親しみ、豊かな恵みに感謝しよう。
- 1 富士山の美しい自然を大切に守り、豊かな文化を育もう。
- 1 富士山の自然環境への負荷を減らし、人との共生を図ろう。
- 1 富士山の環境保全のために、一人ひとりが積極的に行動しよう。
- 1 富士山の自然、景観、歴史・文化を後世に末長く継承しよう。





第 5 章

地球温暖化対策地方公共団体実行計画 (区域施策編)

第1節 実行計画策定の背景

1 地球温暖化とは？

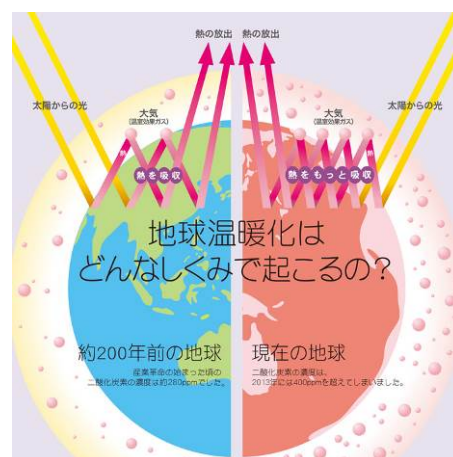
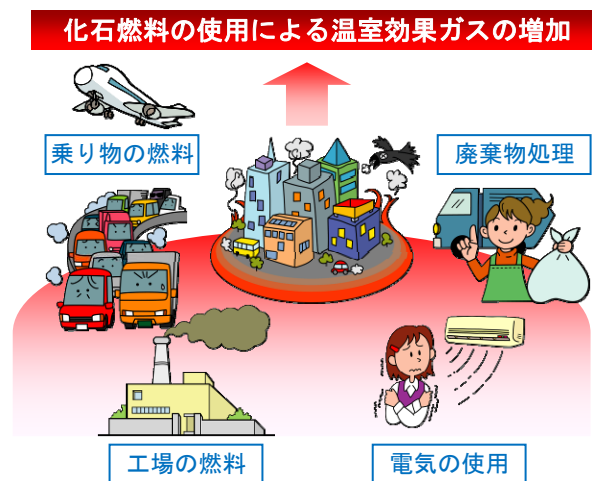
■ 私たちの暮らしとの関わり

18世紀後半から19世紀前半に起こった産業革命以降、人間の活動が活発になり、石油や石炭、天然ガスなどの化石燃料の使用が増加しました。例えば、工場や乗り物の燃料、電気の使用、廃棄物処理などにより、二酸化炭素やメタンなどが大量に排出され、地球温暖化の主な原因となっています。

■ 地球温暖化の起こるしくみ

二酸化炭素やメタンのように赤外線を吸収する働きを持つ気体のことを「温室効果ガス」といいます。大気中にある二酸化炭素が地表から放射される赤外線を吸収することで、地球上は人や生き物にとって住みやすい温度に保たれています。もし大気中に二酸化炭素がなかった場合、地球の気温は今よりもかなり低く、人間にとっては生活しにくい環境になると考えられています。

しかし、大気中の温室効果ガス濃度が高くなると、太陽からの日射や宇宙へ放出する熱もこれまでより多く温室効果ガスに吸収されることになり、地球温暖化が進むと考えられています。

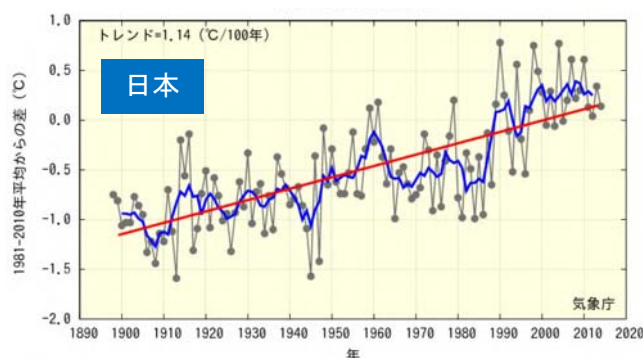
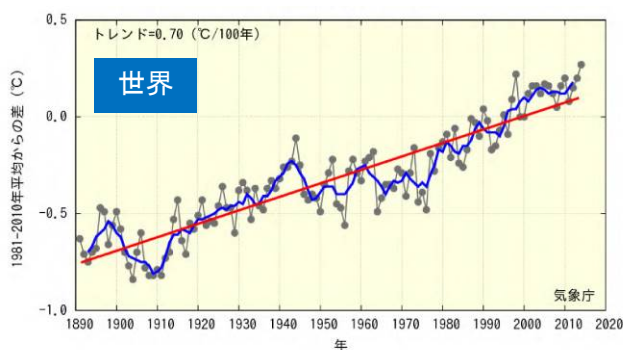


地球温暖化のメカニズム

【全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org/>) より】

■ 上がり続けている世界や日本の平均気温

世界の平均気温は上下動を繰り返しながら、100年当たり約0.7℃の割合で上昇しており、2014年は統計を取り始めた1891年以降では最も高い値となりました。なお、日本の平均気温は世界平均を上回る割合で上昇しており、100年当たり1.14℃の割合で上昇しています。



注）細線（黒）は各年の基準値からの偏差を示している。

太線（青）は偏差の5年移動平均、直線（赤）は変化傾向を示している。基準値は1981～2010年の30年平均値。

世界及び日本の年平均気温の経年変化（1891～2014年）

【資料：気候変動監視レポート2014（気象庁）】

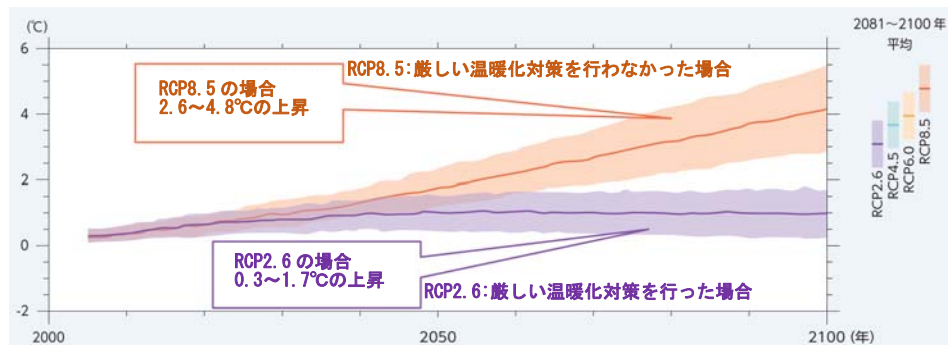
2 地球温暖化の予測と影響

■最悪のシナリオでは気温 4.8℃の上昇

「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」が 2014（平成 26）年に発表した「第 5 次評価報告書・統合報告書」によると、人間活動により地球温暖化が進行していることが改めて確認されました。

また、本報告書では 2081～2100 年の地球の気温を、今後すぐに強力な温室効果ガス排出規制が実施された場合（RCP*2.6：約 1.0℃上昇、予測幅 0.3～1.7℃）から、温室効果ガスの排出がずっと増加した場合（RCP8.5：約 3.7℃上昇、予測幅 2.6℃～4.8℃）まで、全部で 4 つのシナリオを予測しています。

最悪の予測シナリオで推移すると、今世紀末には最大で気温が 4.8℃、海面が 82cm 上昇することになります。



世界平均地上気温の変化（1986～2005 年の平均値との差）

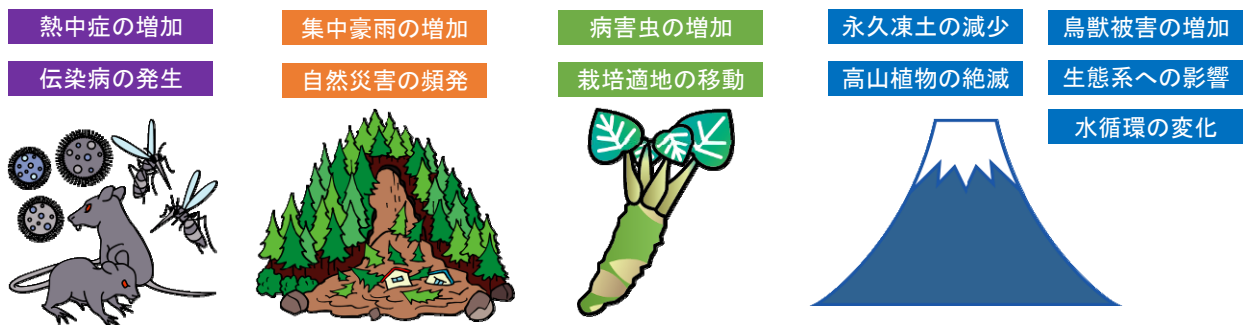
*RCP（Representative Concentration Pathways）：代表濃度経路シナリオと呼ばれ、大気中の温室効果ガス濃度などがどのように変化するかを仮定したもの。

【資料：平成 27 年版環境白書（環境省）】

■御殿場市への影響

気温の上昇による地球環境への影響としては、北極・南極の氷や氷河が溶ける、海面水位の上昇による陸地の減少、豪雨や干ばつなどの異常現象の増加など、さまざまな影響が懸念されています。

本市においても、熱中症の増加や自然災害の頻発、農産物の栽培適地の移動、生態系への影響などが生じる可能性があります。



地球温暖化による本市への影響の例

■気温上昇を 2℃未満にするためにすべきこと

IPCC の報告書によると、産業革命（今から 250 年前：18 世紀後半から 19 世紀前半）前からの気温上昇を 2℃未満に抑えるという国際目標を達成するためには、今後の二酸化炭素排出量を 1 兆 t 以下に抑える必要があることや、地球温暖化の深刻な悪影響を避けるために、今世紀末に温室効果ガスの排出量を実質ゼロ（排出と吸収のバランスをとる）にする必要があると指摘しています。

3 地球温暖化対策に向けた動向

■ 京都議定書

平成9年に京都で開催された「国連気候変動枠組条約第3回締約国会議」（COP3）では、地球温暖化を防止するための温室効果ガス排出削減を規定した国際的な枠組みである「京都議定書」が締結されました。京都議定書の中で日本は、第一約束期間の2008（平成20）年から2012（平成24）年の5年間に、温室効果ガス排出量を1990（平成2）年比で6%削減するという目標が設定されました。

その後、平成17年に閣議決定した「京都議定書目標達成計画」に基づく温室効果ガスの削減や森林吸収量の目標達成、京都メカニズムクレジット¹の活用などにより、第一約束期間中に日本は基準年の1990（平成2）年比で8.4%削減して目標を達成しました。

■ 地球温暖化対策推進法

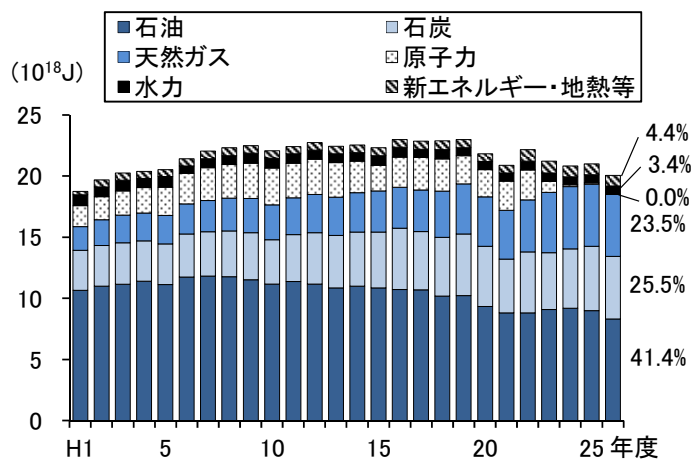
平成10年10月に公布、平成11年4月に施行された「地球温暖化対策の推進に関する法律」（地球温暖化対策推進法）では、地球温暖化対策への国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれの責務を明らかにするとともに、国、地方公共団体の実行計画の策定、事業者による温室効果ガス排出量算定報告公表制度など、各主体の取り組みを促進するための法的枠組みを整備しています。

また、平成20年6月には地球温暖化対策推進法が改正され、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」の策定が地方自治体にも求められるようになりました。

■ 震災等によるエネルギー需要の変化

国全体のエネルギー需要（一次エネルギー国内供給）は近年、ほぼ横ばいで推移してきましたが、平成20～21年度は世界金融危機による景気後退で大きく落ち込み、平成22年度に回復したものの、平成23年の東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故の発生で再び減少しました。

原子力発電所の設備利用率は、震災前（平成23年2月）の約71%から急速に減少し、平成24年6月にはゼロとなりました。



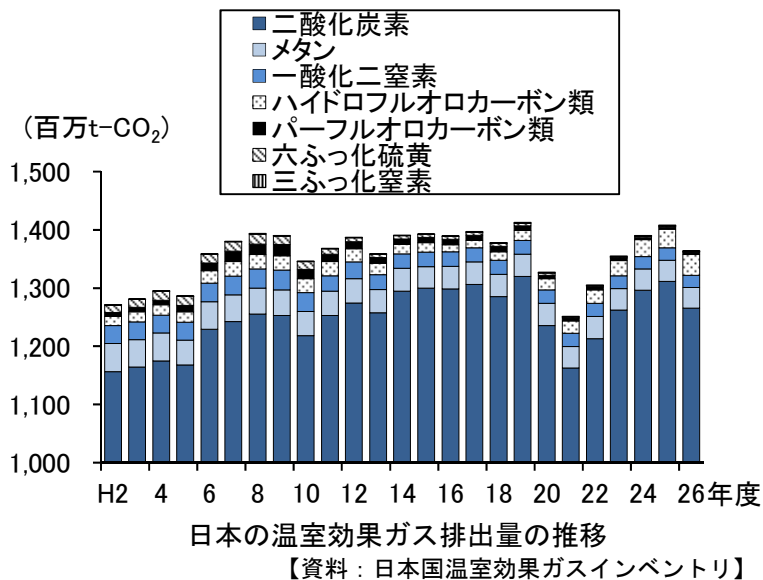
一次エネルギー国内供給の推移
【資料：総合エネルギー統計（資源エネルギー庁）】

■ 震災後の温室効果ガス排出量の増加

平成25年度のわが国の温室効果ガス総排出量は、14億800万tであり、過去2番目の多さとなりました。これは、温室効果が高いハイドロフルオロカーボン（HFC）などの代替フロン²の排出量が増えたことや、火力発電の増加で二酸化炭素排出量が増えた影響が大きいとされています。

なお、平成26年度は震災以降で初めて減少に転じ、13億6,400万tと前年度比3.1%減少となりました。

¹京都メカニズムクレジット：発展途上国への省エネの技術支援などの排出量削減プロジェクトへの投資や、国際排出量取引などを活用し、効率よく温室効果ガス排出量の削減義務を達成することを認める仕組みで、これにより生まれた自国排出枠を京都クレジットと呼ぶ。



■エネルギー政策の転換

日本のエネルギー政策の基本的な方向性を示し、個々のエネルギー政策の元となる新たな「エネルギー基本計画」が平成 26 年 4 月に閣議決定されました。エネルギー基本計画の中では、再生可能エネルギーの導入を最大限加速し、積極的に推進していくことや、現在の電気、熱に加えて水素が二次エネルギーの中心的役割を担うと明記し、定置用燃料電池や燃料電池自動車の普及・拡大、水素発電等の新たな技術の実現などが示されました。

■地球温暖化対策の新たな枠組み「パリ協定」

平成 27 年 12 月、「国連気候変動枠組み条約第 21 回締約国会議」（COP21）で地球温暖化対策の新たな枠組みである「パリ協定」が採択されました。日本を含め、アメリカや中国など 195 か国の国が参加しており、先進国だけの参加に留まった京都議定書以来となる歴史的な枠組みとなっています。パリ協定の主なポイントは、以下のとおりです。

- 産業革命前からの気温上昇を 2℃未満にする（1.5℃に抑えるよう努力する）。
- 今世紀後半に温室効果ガス排出量を実質ゼロにする。
- 全ての国が温室効果ガスの排出削減に取り組み、その内容を報告する。
- 対策の進み具合を確認して強化するため、目標を 5 年ごとに見直す。 など

■日本における温室効果ガス排出量の削減目標

平成 20 年 7 月、政府は低炭素社会の実現に向けた具体的な施策を明らかにした「低炭素社会づくり行動計画」を閣議決定しました。同計画では「2050 年（平成 62）までの長期目標として、我が国の温室効果ガスの排出量を現状から 60～80%削減する」という目標を掲げています。

平成 25 年 11 月、京都議定書に代わる新たな温室効果ガス排出量の削減目標として「2020（平成 32）年までに 2005（平成 17）年度比 3.8%削減」を COP19 で発表しました。また、平成 27 年 7 月には日本の約束草案（2030（平成 42）年の削減目標として 2013（平成 25）年度比 26%削減）を決定しました。

更に、平成 27 年 12 月に採択されたパリ協定を踏まえ、平成 28 年 5 月に政府は温室効果ガスの 26%削減に向けた新たな「地球温暖化対策計画」を閣議決定しました。

第2節 実行計画の概要



1 計画策定の目的と位置付け

「御殿場市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」（以降、本実行計画と呼ぶ）は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく計画として位置付けます。

また、この実行計画は「御殿場市環境基本条例」に基づく「第二次御殿場市環境基本計画」の環境目標4「地球環境にやさしいまちをつくる【低炭素社会】」を実現することを目的として、具体的な削減目標を明らかにしたものです。市民・事業者・市・滞在者の各主体が、市域の温室効果ガス排出量の現状や削減目標について共通認識をもち、率先・協働し、市域の自然的社会的条件に応じた地球温暖化対策（第4章に掲載）を総合的かつ計画的に実施するために策定します。

2 基準年度と目標年度

本実行計画は、国・静岡県の計画や目標との整合を図るため、基準年度を平成17（2005）年度、短期目標を平成32（2020）年度、中期目標を平成42（2030）年度、長期目標を平成62（2050）年度とします。また、毎年対策の進捗を把握し、環境基本計画の見直しに合わせて見直しを行います。



3 対象ガスの種類

対象とする温室効果ガスは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」で規定する7種類のガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄、三フッ化窒素）のうち、排出のないパーフルオロカーボン、三フッ化窒素を除く5種類のガスとします。

対象ガスの概要

ガスの種類	主な排出源	GWP 値*
二酸化炭素 (CO ₂)	産業、運輸、家庭、業務その他部門などで、ガソリンや灯油、重油、LPG、都市ガス、石炭などを燃焼する際に発生。全温室効果ガス排出量の約96%を占め、温暖化への影響が大きい。	1
メタン (CH ₄)	稲作や家畜の腸内発酵などの農業部門から出るのが約8割を占め、廃棄物の埋立てから出るのが1割強を占める。	25
一酸化二窒素 (N ₂ O)	農業部門からの排出が約5割を占め、燃料の燃焼に伴うものが約4割を占める。	298
ハイドロフルオロカーボン (HFCs)	カーエアコンや冷蔵庫の冷媒、断熱発泡剤、エアゾール製品の噴射剤などに使用されている。	77～ 14,800
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	変電設備に封入される電力絶縁ガスや半導体等製造用などとして使用されている。	22,800

* GWP 値：Global Warming Potentials の略。「地球温暖化係数」と呼ばれ、二酸化炭素を基準にして、他の温室効果ガスがどれだけ温暖化の効果を持つかを示している。温室効果ガス排出量 (t-CO₂) の算定時には、GWP 値を乗じて二酸化炭素換算した数字を用いる。

【資料：御殿場市温室効果ガス排出量算出業務報告書】

4 対象とする部門

対象とする部門及びその内容は以下のとおりです。

対象とする部門

部門	内容
エネルギー 起源 CO ₂ * ¹	産業
	家庭
	業務その他
	運輸
エネルギー 起源 CO ₂ 以外 * ²	廃棄物処理
	工業プロセス
	農業
	代替フロン類

*1：燃料の燃焼、他者から供給された電気または熱の使用に伴い排出される二酸化炭素。

*2：非エネルギー起源 CO₂（廃棄物の燃焼など）、メタン、一酸化二窒素、代替フロン類など、エネルギー起源 CO₂ 以外のもの。

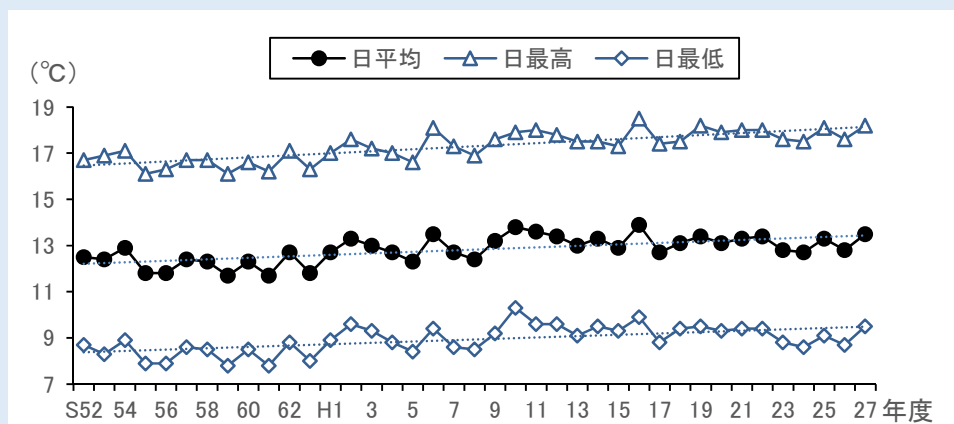
【全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト（<http://www.jccca.org/>）など】

5 温室効果ガス排出量の算定方法

温室効果ガス排出量の算定は、基本的に「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定マニュアル（平成21年6月、環境省）」や「地方公共団体における温暖化対策の計画的な推進のための手引き（平成26年2月、環境省）」に付記されている方法を用いることとし、地域特性を生かした算定方法がある場合はそれを用いることとしました。

御殿場市の気温変化

アメダス御殿場観測所のデータを見ると、昭和52年以降、日平均、日最高、日最低気温ともに上下動を繰り返しながら上昇しており、地球温暖化やヒートアイランド現象などの傾向が見られます。



アメダス御殿場観測所の気温

【資料：気象庁】

第3節 温室効果ガス排出量等の現状

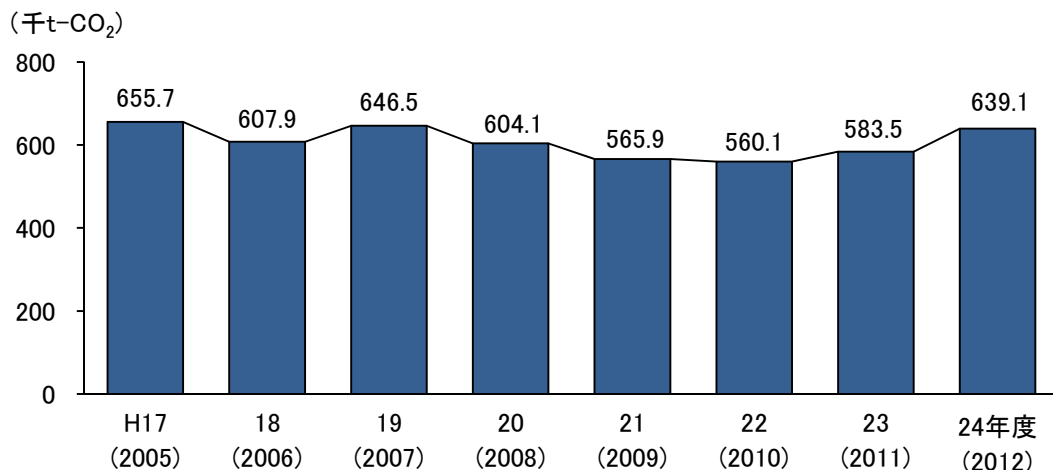
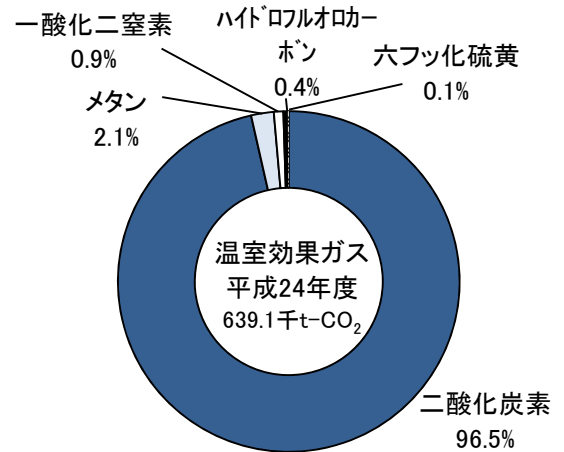
1 温室効果ガス別排出量

■二酸化炭素が全体の96.5%

本市における平成24年度のガス種類別シェアは、二酸化炭素が96.5%と最も大きく、次いでメタンが2.1%、一酸化二窒素が0.9%、ハイドロフルオロカーボン（HFCs）が0.4%、六フッ化硫黄が0.1%となっています。

■平成17年度に比べて2.5%減少

本市における平成24年度の温室効果ガス排出量は639.1千t-CO₂で、平成17年度の排出量と比べると2.5%の減少となっています。



温室効果ガス排出量の推移

温室効果ガス排出量の推移（単位は千 t-CO₂）

ガスの種類	H17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	H24	
									構成比	H17 比
二酸化炭素(CO ₂)	634.0	586.3	623.6	580.2	541.7	535.4	557.3	616.4	96.5%	-2.8%
メタン(CH ₄)	5.6	5.3	5.3	5.2	5.3	5.3	5.3	13.7	2.1%	144.4%
一酸化二窒素(N ₂ O)	8.6	8.0	7.8	7.5	6.4	6.0	5.9	5.7	0.9%	-33.8%
ハイドロフルオロカーボン(HFCs)	7.0	7.8	9.3	10.7	12.1	13.0	14.6	2.7	0.4%	-61.9%
六フッ化硫黄(SF ₆)	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4	0.3	0.4	0.6	0.1%	22.0%
総排出量	655.7	607.9	646.5	604.1	565.9	560.1	583.5	639.1	100.0%	-2.5%

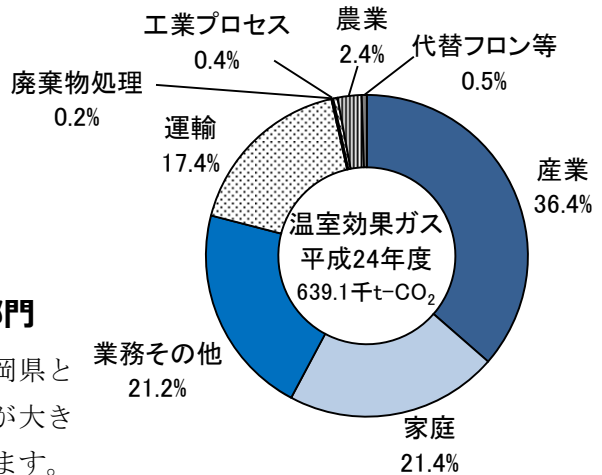
注）端数処理の関係上、各温室効果ガス排出量の和や比が合計値や基準年度比と合わない場合がある。

平成17～23年度までと平成24年度は算定方法が異なる。

2 部門別温室効果ガス排出量

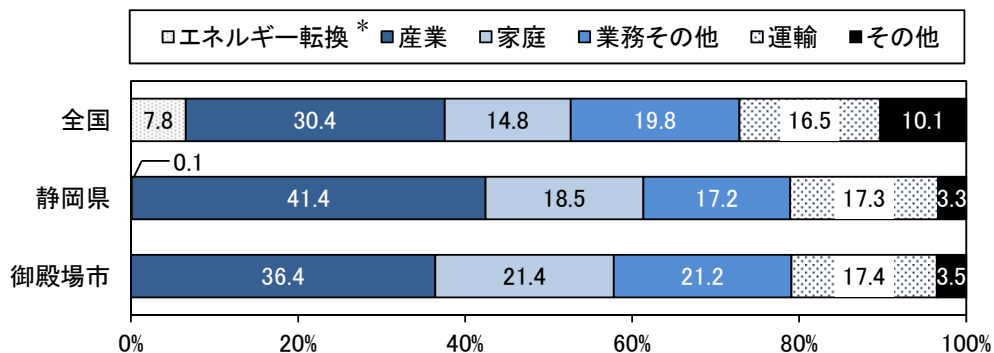
■最も排出の多い産業部門

平成24年度の部門別温室効果ガス排出量は、産業部門（36.4%）が最も多く、次いで家庭部門（21.4%）、業務その他部門（21.2%）、運輸部門（17.4%）の順になっています。



■他と比べて割合の大きい家庭及び業務その他部門

温室効果ガス排出量の部門別構成比を、全国及び静岡県と比較すると、本市は家庭部門、業務その他部門の比率が大きく、産業部門の比率は静岡県と比較して少なくなっています。

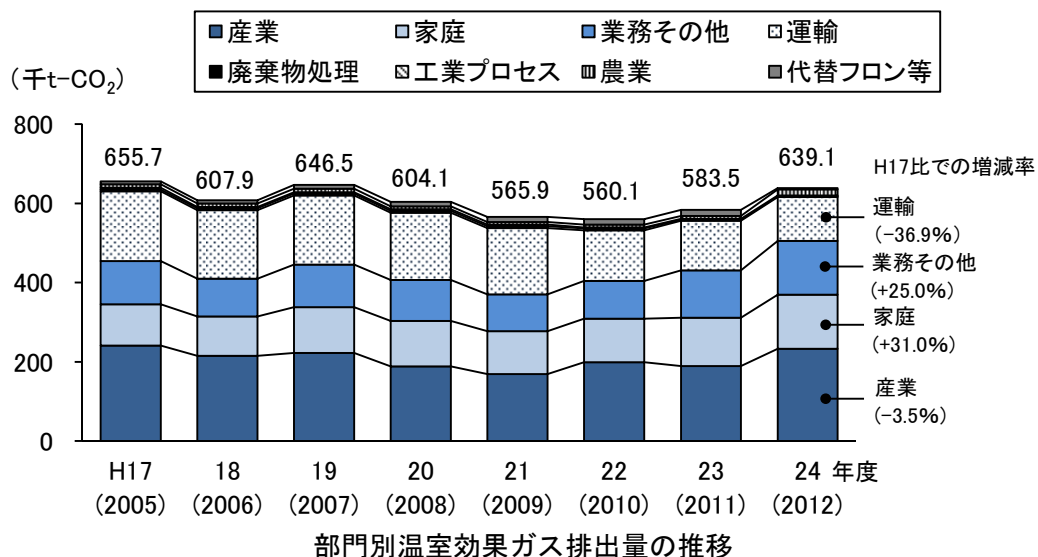


*エネルギー転換：石油、石炭等の一次エネルギーを産業、家庭、業務、運輸部門で消費される最終エネルギーに転換する部門（発電、石油精製など）。

温室効果ガス排出量の部門別構成比の比較（平成24年度）

■増加する家庭及び業務その他部門からの排出量

平成24年度と平成17年度を比較すると、家庭部門（+31.0%）、業務その他部門（+25.0%）が増加傾向にある一方、運輸部門（-36.9%）、産業部門（-3.5%）は減少傾向にあります。なお、廃棄物処理については今まで RDF 化されていましたが、平成27年度以降は富士山エコパーク焼却センターにて焼却処理されているため、排出量は増える見込みです。



部門別温室効果ガス排出量の推移（単位は千 t-CO₂）

部門	H17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	H24	
									H17-24 増減量	H17 比
産業	241.3	215.3	222.6	189.0	168.8	198.8	189.6	232.8	-8.5	-3.5%
家庭	104.2	99.3	115.4	114.4	108.4	110.5	122.2	136.6	32.4	31.0%
業務その他	108.6	95.4	107.2	103.1	93.1	94.7	118.9	135.8	27.1	25.0%
運輸	176.6	173.3	174.5	169.9	167.7	128.2	125.7	111.3	-65.2	-36.9%
廃棄物処理	4.3	4.2	5.0	5.1	4.7	4.3	1.9	1.2	-3.1	-71.8%
工業プロセス	4.3	4.0	3.9	3.6	3.5	3.0	2.9	2.8	-1.6	-36.0%
農業	8.8	8.3	8.2	7.9	7.0	7.2	7.3	15.4	6.5	73.6%
代替フロン等	7.5	8.3	9.8	11.2	12.5	13.4	14.9	3.3	-4.2	-56.5%
総排出量	655.7	607.9	646.5	604.1	565.9	560.1	583.5	639.1	-16.7	-2.5%

注）端数処理の関係上、各温室効果ガス排出量の和や比が合計値や基準年度比と合わない場合がある。

平成 17～23 年度までと平成 24 年度は算定方法が異なる。

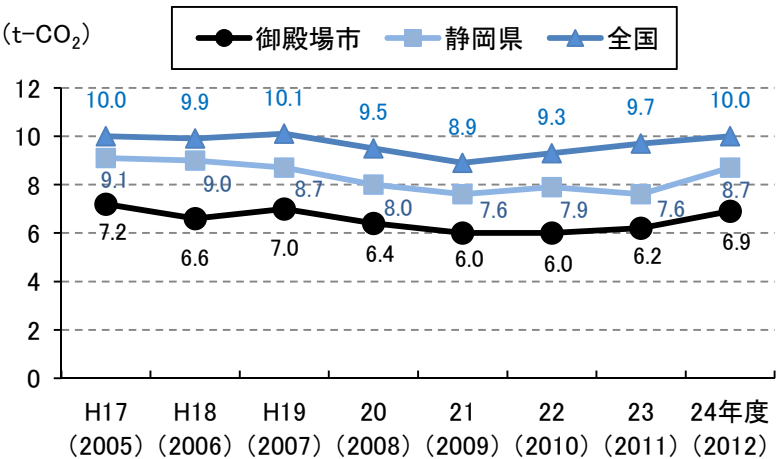
3 1 人当たり二酸化炭素排出量

本市の 1 人当たり二酸化炭素排出量を見ると、平成 24 年度は 6.9t-CO₂ であり、全国平均よりも 3.1 t-CO₂ 少なく、静岡県平均よりも 1.8t-CO₂ 少なくなっています。平成 17 年度と比較すると 4.2%の減少となっています。

【参考】

1 人当たり家庭部門からの二酸化炭素排出量（H24）は以下のとおり。

全国	1,581kg-CO ₂ /人・年
静岡県	1,641kg-CO ₂ /人・年
御殿場市	1,541kg-CO ₂ /人・年



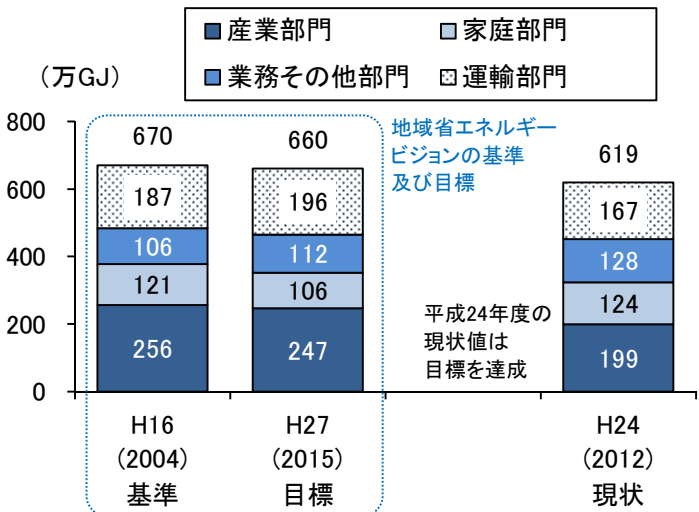
1 人当たり二酸化炭素排出量の推移

【御殿場市温室効果ガス排出量算出業務報告書 など】

4 エネルギー消費量

平成 19 年 2 月に策定した「御殿場市地域省エネルギービジョン」では、市全体のエネルギー消費量（基準年度：平成 16 年度、目標年度：平成 27 年度）を示しています。

平成 24 年度の市全体のエネルギー消費量は 619 万 GJ¹ であり、基準年度より 7.6%減少し、平成 27 年度の目標値よりも少なくなっています。



御殿場市全体のエネルギー消費量

【御殿場市地域省エネルギービジョン（平成 19 年 3 月、御殿場市）、御殿場市温室効果ガス排出量算出業務報告書 など】

¹ GJ（ギガジュール）：エネルギー熱量等の単位で、1J は地球上でおよそ 102g の物体を 1m 持ち上げる時の仕事に相当する。GJ は J の 10⁹ 倍。

第4節 温室効果ガス排出量等の予測

1 現状趨勢ケースの推計方法

今後、特に新たな対策を行わず、現状のまま推移した場合（現状趨勢ケース）の温室効果ガス排出量について将来推計を行いました。

現状趨勢ケースの温室効果ガス排出量は、部門ごとの温室効果ガス排出量が、それぞれの部門を代表する「活動量」（世帯数や自動車保有台数など）に比例すると想定して算定します。なお、最新の実績データである平成24年度の温室効果ガス排出量及び活動量を基準とします。将来の活動量については統計データや上位計画、個別計画などにおける目標値を使用し、目標値がないものは過去の経年変化などに基づく予測値を設定しました。

なお、廃棄物処理については、処理形態をRDF化から焼却処理に変更したため、平成27年度の可燃ごみ搬入量実績（31,253.08t）から算定した結果を用いて、温室効果ガス排出量原単位としました。

【計算例】 平成32年度の温室効果ガス排出量＝（平成24年度の温室効果ガス排出量/平成24年度の活動量）×平成32年度の活動量

活動量の推計結果

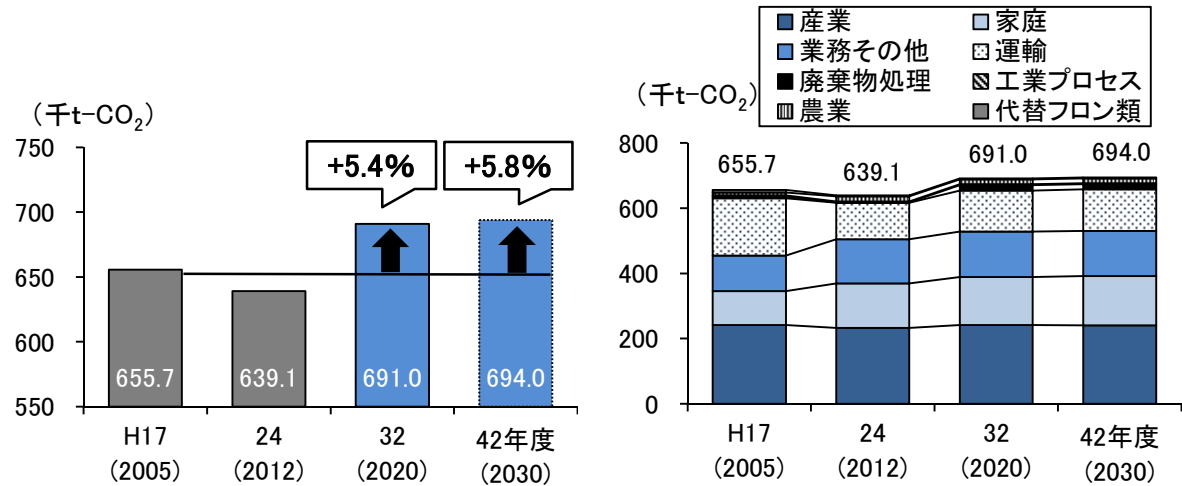
部門	活動量の指標	活動量				推計の考え方
		H17年度 (2005) (基準年度)	H24年度 (2012) (実績)	H32年度 (2020) (短期予測)	H42年度 (2030) (中期予測)	
産業	製造業	製造品出荷額等（万円）	52,579,548	38,878,310	40,460,000	①
	建設業・鉱業	従業者数（人）	13,753	13,866	14,189	②
	農林水産業	従業者数（人）	1,533	1,169	1,111	③
家庭	世帯数（世帯）	29,431	31,403	34,000	34,700	④
業務その他	業務用延べ床面積（㎡）	777,750	913,656	939,133	933,114	⑤
運輸	自動車保有台数（台）	65,880	69,585	78,293	79,905	⑥
廃棄物処理	一般廃棄物年間排出量（t/年）	30,450	29,695	28,991	27,765	⑦
工業プロセス	—	—	—	—	—	⑧
農業	農用地面積（a）	233,197	226,504	215,338	205,951	⑨
代替フロン類	—	—	—	—	—	⑧
【参考】	人口	85,976	88,652	91,000	91,000	⑩
	世帯当たり自動車保有台数	2.24	2.22	2.30	2.30	⑪

- ①現状値は「工業統計調査」を使用。将来推計は「第4次御殿場市総合計画」の目標（H31、H32）を達成するものとして、その間の年度は等差補間により設定。H33以降はH32の値で固定。
- ②現状値は「国勢調査（産業別人口）」を使用。将来推計は人口の将来推計から算定した増減率をH22の産業別人口に乗じるにより設定。
- ③現状値は「国勢調査（産業別人口）」を使用。将来推計はH22の産業別人口に⑨の地目別面積（田＋畑）の増減率に乗じるにより設定。
- ④現状値は「国勢調査」（H27は速報値）を使用。将来推計は「御殿場市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」「第4次御殿場市総合計画」の目標（H32、H37）を達成するものとして、その間の年度は等差補間により設定。H38以降はH37の数値で固定。
- ⑤現状値は「固定資産税の概要調査」を使用。将来推計は人口の将来推計から算定した増減率をH27の業務用延べ床面積に乗じるにより設定。
- ⑥現状値は「静岡県内の自動車保有台数」を使用。将来推計は世帯数の将来推計にH27の世帯当たり自動車保有台数（2.30台/世帯）に乗じるにより設定。
- ⑦現状値は「一般廃棄物総排出量」を使用。将来推計はH27～32は「御殿場市一般廃棄物処理基本計画」の現状趨勢のごみ総排出量。H33以降はH32までの削減率のまま推移すると設定。
- ⑧H24の排出量を固定して設定するため、活動量の将来推計はしない。
- ⑨現状値は「地目別面積（田＋畑）」（課税課）を使用。将来推計は「第3次御殿場市国土利用計画」のH24の現状値に対するH32（97.2%）及びH37（95.1%）の減少率を使用して、その間の年度は等差補間により設定。H38以降はH37までの削減率のまま推移すると設定。
- ⑩現状値は「国勢調査」（H27は速報値）を使用。将来推計は「御殿場市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」「第4次御殿場市総合計画」の目標（H32、H37）を達成するものとして、その間の年度は等差補間により設定。H38以降はH37の数値で固定。
- ⑪現状値は「静岡県内の自動車保有台数」「国勢調査」（H27は速報値）を使用。将来推計はH27で固定。

2 現状趨勢ケースの予測結果

温室効果ガスの総排出量は平成32年度が691.0千t-CO₂となり、基準年度（平成17年度）と比べて5.4%増加すると予測されます。平成42年度には694.0千t-CO₂となり、基準年度（平成17年度）と比べて5.8%増加すると予測されます。

部門別では特に家庭部門が世帯数の増加、業務その他部門が業務用延べ床面積の増加、廃棄物部門がRDFから焼却処理への変更に伴い、大幅に増加すると予測されます。



温室効果ガス排出量の将来推計（現状趨勢ケース）

部門別温室効果ガス排出量の将来推計（現状趨勢ケース）（単位は千 t-CO₂）

部門	H17 (2005)	24 (2012)	32 (2020)	基準年度比 (H17 比)	42 年度 (2030)	基準年度比 (H17 比)
産業	241.3	232.8	241.2	0.0%	240.8	-0.2%
家庭	104.2	136.6	147.5	41.6%	150.6	44.5%
業務その他	108.6	135.8	139.5	28.5%	138.7	27.7%
運輸	176.6	111.3	125.3	-29.1%	127.8	-27.6%
廃棄物処理	4.3	1.2	16.8	289.4%	16.1	272.9%
工業プロセス	4.3	2.8	2.8	-36.0%	2.8	-36.0%
農業	8.8	15.4	14.6	65.0%	14.0	57.8%
代替フロン類	7.5	3.3	3.3	-56.5%	3.3	-56.5%
合計	655.7	639.1	691.0	5.4%	694.0	5.8%

注）端数処理の関係上、各温室効果ガス排出量の和や比が合計値や基準年度比と合わない場合がある。



第5節 温室効果ガス排出量等の目標

1 削減目標

温室効果ガス排出量を段階的に削減していくため、短期目標、中期目標、長期目標を設定します。

■短期目標【平成32年度】

国の目標は、平成25年11月に気候変動枠組条約事務局に登録した「2005（平成17）年度比で3.8%削減」であり、「地球温暖化対策計画」（平成28年5月閣議決定）でも同じ削減目標が掲げられています。また、静岡県（改訂版ふじのくに地球温暖化対策実行計画、平成27年3月）では、「2005（平成17）年度比で20%削減」を目標に掲げています。

これらの条件を踏まえ、短期目標については国及び静岡県の施策波及による削減見込量、本市の対策・施策による削減見込量（「2 短期目標の達成に向けた削減見込量の推計」を参照）を推計することによって削減目標を設定しました。

■中期目標【平成42年度】

国の目標は、平成27年12月に開催されたCOP21（国連気候変動枠組条約第21回締約国会議）で提出された日本の約束草案に基づき、「2013（平成25）年度比26.0%削減〔2005（平成17）年度比では25.4%削減〕」であり、「地球温暖化対策計画」（平成28年5月閣議決定）でも同じ削減目標が掲げられています。なお、静岡県（改訂版ふじのくに地球温暖化対策実行計画、平成27年3月）では、中期目標は設定されていません。

これらの条件を踏まえ、中期目標については国の削減目標に合わせた削減目標を設定しました。

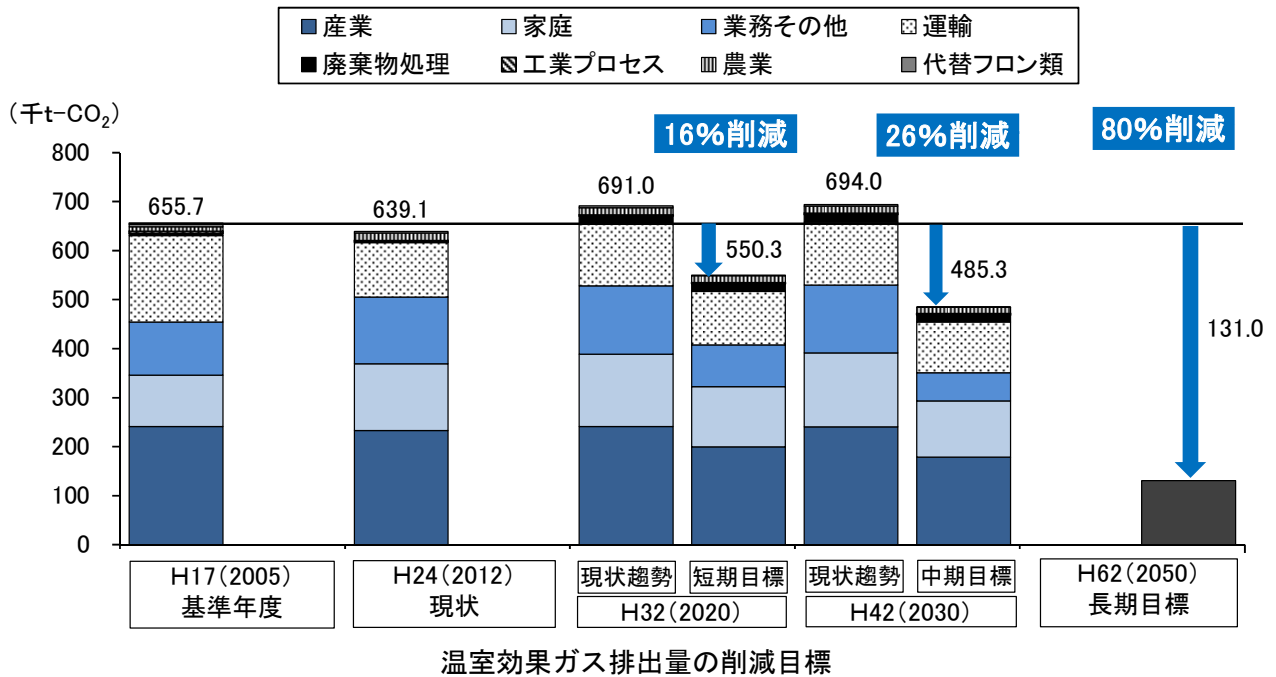
■長期目標【平成62年度】

「地球温暖化対策計画」（平成28年5月閣議決定）では、国の長期目標として、パリ協定を踏まえて地球温暖化対策と経済成長を両立させながら、「2050（平成62）年度までに80%の削減」を目指すとしています。また、静岡県（改訂版ふじのくに地球温暖化対策実行計画、平成27年3月）でも国と同様の削減目標を掲げています。

これらの条件を踏まえ、長期目標については国や静岡県の削減目標に合わせた削減目標を設定しました。なお、参考として短期目標及び中期目標についてはエネルギー消費量も掲載しました。

温室効果ガス排出量（エネルギー消費量）の目標

		基準年度 H17（2005）年度	短期目標 H32（2020）年度	中期目標 H42（2030）年度	長期目標 H62（2050）年度
目標 ()はエネルギー消費量		655.7千t-CO ₂	550.3千t-CO ₂ (5,266,250GJ)	485.3千t-CO ₂ (4,673,276GJ)	131.0千t-CO ₂
		—	16%削減	26%削減	80%削減
参考	国	—	(H17比) 3.8%削減	(H17比) 25.4%削減	現状より80%削減
	静岡県	—	(H17比) 20%削減	設定なし	(H17比) 80%削減



部門別温室効果ガス排出量の削減目標（単位は千 t-CO₂）

部門	H17 (2005)	H24 (2012)	H32 (2020)			H42 (2030)			H62 (2050)
	基準年度	現状	現状趨勢	削減見込	短期目標	現状趨勢	削減見込	中期目標	長期目標
産業	241.3	232.8	241.2	42.0	199.2	240.8	62.2	178.6	131.0
家庭	104.2	136.6	147.5	24.2	123.4	150.6	35.8	114.7	
業務その他	108.6	135.8	139.5	54.7	84.9	138.7	81.1	57.6	
運輸	176.6	111.3	125.3	16.3	108.9	127.8	24.2	103.7	
廃棄物処理	4.3	1.2	16.8	1.1	15.7	16.1	1.6	14.5	
工業プロセス	4.3	2.8	2.8	0.0	2.8	2.8	0.0	2.8	
農業	8.8	15.4	14.6	0.7	13.9	14.0	1.0	13.0	
代替フロン類	7.5	3.3	3.3	1.9	1.4	3.3	2.8	0.5	
合計	655.7	639.1	691.0	140.8	550.3	694.0	208.7	485.3	
基準年度比増減量	—	-2.5%	+5.4%	—	-16.1%	+5.8%	—	-26.0%	-80.0%

注）端数処理の関係上、各温室効果ガス排出量の和や比が合計値や基準年度比と合わない場合がある。

家庭部門からの二酸化炭素排出量の削減目標

本市における市民1人当たり家庭部門からの二酸化炭素排出量（H24）は1,541kg-CO₂/人・年ですが、短期目標（H32）の123.4千t-CO₂を達成するためには、市民1人当たり1,356kg-CO₂/人・年となり、1人当たり185kg-CO₂/年の削減が必要となります。これは平均世帯人員が2.68人/世帯（H32予測値）とすると、1世帯当たりで496kg-CO₂/年の削減となります。資料編（P.124 家庭部門における省エネルギー対策と効果）では省エネルギーの取り組みによって、どのくらいの二酸化炭素排出量を削減できるかの目安を示しています。これらの取り組みを各世帯で実施することにより、短期目標の達成を目指しましょう。



2 短期目標の達成に向けた削減見込量の推計

短期目標の平成32年度における取り組みの削減効果について、①国及び静岡県の施策波及による削減見込量、②本市の対策・施策による削減見込量を推計し、それらを合計しました。

削減見込量の推計結果(1)

部門	指標（◆は再生可能エネルギー）	削減見込量 (千t-CO ₂)
産業	◆ 太陽光発電の導入	5.80
	◇ 産業用燃料電池コージェネレーションシステムの導入	9.64
	◇ ESCO 事業による省エネ技術の導入	4.81
	◇ 石油化学部門における省エネ対策（排出エネルギーの回収技術、設備・機器効率の改善、プロセス合理化）	2.07
	◇ 低燃費型建設機械の導入（ハイブリッド建設機械の普及）	0.31
	◇ 農林水産業対策（施設園芸の省エネ機器導入）	0.30
	◇ 天然ガス転換（ボイラ等の灯油、重油を天然ガスに転換）	5.90
	◇ 業種横断的省エネルギー技術の普及 （産業モータ、高性能ボイラの普及）	6.17
	◇ 温室効果ガス排出削減計画、エコアクション 21 の普及、 建築物の省エネ化など	6.95
	小計	41.96
家庭	◆ 太陽光発電の導入	5.77
	◆ 太陽熱温水器の導入	0.30
	◆ ソーラーシステムの導入	0.62
	◇ 高効率給湯器の導入	3.12
	◇ 家庭用コージェネレーションの導入	4.09
	◇ 計画・制御システム（HEMS）の導入	1.44
	◇ 高効率照明（LED）の導入	3.39
	◇ 省エネルギー行動の実践	1.56
	◇ 高断熱住宅（新築、断熱改修）の導入	0.19
	◇ 高効率空調の導入	0.62
	◇ 高効率家電（トップランナー機器）の導入	3.08
	小計	24.18
業務その他	◆ 太陽光発電の導入	5.96
	◆ 太陽熱温水器、ソーラーシステムの導入	0.22
	◆ バイオマス発電・熱利用 （廃棄物系バイオマス、未利用バイオマスの利用促進）	9.94
	◇ 電気式高効率給湯器の導入	3.81
	◇ 潜熱回収型給湯器の導入	1.56
	◇ 業務用燃料電池コージェネレーションシステムの導入	0.17
	◇ ESCO 事業による省エネ技術の導入	3.43
	◇ 計画・制御システム（BEMS、FEMS）の導入	5.61
	◇ 高断熱建築物の導入	4.26
	◇ 高効率空調の導入	3.40
	◇ 高効率照明（LED）の導入	9.36
	◇ 動力他（暖房、厨房、給湯、照明を除く）の効率改善	6.81
	◇ 温室効果ガス排出削減計画、エコアクション 21 の普及、 建築物の省エネ化など	0.13
	小計	54.68

削減見込量の推計結果(2)

部門	指標（◆は再生可能エネルギー）	削減見込量 (千t-CO ₂)
運輸	◆ 太陽光発電、風力発電の導入	0.09
	◆ バイオ燃料比率の向上	1.31
	◇ クリーンエネルギー自動車（電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車）の導入、自動車の燃費改善	10.73
	◇ エコドライブの実践、カーシェアリングの実施	3.79
	◇ 公共交通機関の利用促進	0.13
	◇ 鉄道分野の対策（省エネ型車両への入替）	0.11
	◇ 温室効果ガス排出削減計画書制度の拡充	0.15
	小計	16.31
廃棄物処理	◇ ごみの発生抑制・分別の適正化	1.00
	◇ 温室効果ガス排出削減計画書制度の拡充	0.10
	小計	1.10
農業	◇ 水田の中干し期間延長、水田への稲わら施用から堆肥への転換、施肥量の削減 など	0.68
	小計	0.68
代替フロン類	◇ 冷媒廃棄時の回収率改善、地球温暖化係数の低いガスへの切り替え、ガス除去装置の設置 など	1.88
	小計	1.88
合計		140.8

注1) 端数処理の関係上、各温室効果ガス排出量の和や比が合計値や基準年度比と合わない場合がある。

注2) 国の施策を踏まえて策定された「〈改訂版〉ふじのくに地球温暖化対策実行計画」（平成27年3月改定）の削減見込量を参考とし、御殿場市分を按分して算定した。なお、家庭部門の「太陽光発電の導入」「太陽熱温水器の導入」「ソーラーシステムの導入」については、市でも補助制度を充実させて推進を図っていることから、市の施策による削減効果のみを計上した。按分に使用した指標は以下の通りである。

〔産業：従業者数 家庭：世帯数 業務その他：業務用延床面積 運輸：自動車保有台数
廃棄物処理：ごみ総排出量 農業：地目別面積（田畑） 代替フロン類：世帯数〕

注3) 市の施策による削減見込量は「第二次御殿場市環境基本計画に関するアンケート調査」（平成26年度）の結果及び市の施策による目標等を勘案して算定した。

注4) 算定方法などは資料編を参照。

二酸化炭素の吸収源として重要な森林や農地土壌

近年、地球温暖化対策としては二酸化炭素など温室効果ガスの削減が求められていますが、それと同時に二酸化炭素を吸収させ、閉じ込めることも必要です。例えば、森林は二酸化炭素を吸収して光合成を行い、二酸化炭素の吸収源として重要な役割を担っています。このような二酸化炭素吸収源には森林のほか、土壌や海洋があります。

二酸化炭素を吸収した植物などの有機質資材が土壌中に埋められて炭素が長い期間閉じ込められることで、土壌は吸収源になります。農地土壌は農地管理によっては貯蔵される炭素の量が増え、二酸化炭素の削減に貢献できます。また、農地は面積が広く長期間に渡って炭素を貯蔵できるため、その効果が期待されています。



3 中・長期目標の達成に向けた基本的考え方

「第4章 目指す環境像の実現に向けた取り組み」（P.47～82）では、環境基本計画の計画期間である平成28年度から平成37年度までの10年間に取り組むべきものをあげています。つまり、主に地球温暖化対策の短期目標の達成に向けた取り組みとなっています。

しかし、本実行計画で掲げている中期目標、長期目標の達成のためには、更に総合的かつ長期的な視点による低炭素なまちづくりを進めていく必要があります。

そのため、今後は以下のような中長期的な視点を掲げて、取り組みの推進を図ります。

■連携強化による高効率で低炭素なまちづくりの推進

都市の低炭素化を促進するため、平成22年12月には「都市の低炭素化の促進に関する法律」が施行され、その実現に向けて、それぞれの分野において取り組んできました。今後は、地球温暖化に加え、少子高齢化の進展、都市部インフラ管理・更新コストの増大などの課題の対応を踏まえ、まちづくりなど関連分野との連携を更に強化し、より高効率で低炭素なまちづくりを推進していきます。

■再生可能エネルギーの活用によるエネルギーの地産地消

再生可能エネルギー等について、現時点では、すぐに導入が可能な太陽エネルギー、廃棄物エネルギーなどの導入促進を図っていきますが、中・長期的には小水力エネルギーやバイオマスエネルギーなど、あらゆる新エネルギー等の本格的な普及に向けた取り組みを推進し、エネルギーの地産地消を目指します。

■御殿場市エコガーデンシティへの取り組み

市内では平成27年9月から産学官・地域連携により、「御殿場市駒門周辺地域エコシティ化事業」のモデル事業を進めており、同年11月には「静岡県内陸フロンティア推進区域」にも指定されました。将来的には市内全域のエコガーデンシティ化を視野に入れて取り組みます。

■国の長期低炭素ビジョンとの連携

国は平成28年3月に策定した「パリ協定から始めるアクション50-80」の中で、平成62年度までに温室効果ガス排出を80%削減するとの長期目標達成に向け、「長期低炭素ビジョン」を策定するとしています。こうした長期戦略は、平成27年末に採択された「パリ協定」でも策定が求められています。

そのため、国の長期低炭素ビジョンの策定後は、その内容との連携を図ることとします。

国が示す「温室効果ガス 80%削減を実現する社会」のイメージ

2050年

住宅・オフィス

- すべての建物が高断熱住宅・省エネ建築物になり、1年中快適に暮らすことができる。
- 新築の家は ZEH/ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス/ビル) になっており、使う電気よりも売る電気の方が上回っている。
- エネルギー管理システム（HEMS・BEMS） がすべての建物に導入され、省エネ・創エネ・蓄エネが自動制御で行われている。
- 高効率な冷暖房、給湯機器 が導入され、森林資源が バイオマス 燃料で使われている。
- 壁面緑化を兼ねた家庭菜園 が楽しめる。



ZEH



HEMS・BEMS



家庭用燃料電池



壁面緑化

交通・まちづくり

- 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車、水素自動車 が自動車の主流になっている。
- 燃料電池バス が街中を走っているほか、多くの人が公共交通機関を利用している。
- 燃料を使用する交通機関の多くは バイオ燃料 が使われている。
- 自転車専用道路や電動アシスト付き自転車の太陽光充電スタンド などが拡張され、自転車が使いやすくなっている。
- 駐車場など都市部の大部分が 緑化 され、ヒートアイランド防止に役立っている。
- スマートコミュニティ などの低炭素な街区があらゆる場所に整備されている。



水素自動車



燃料電池バス



自転車充電スタンド



駐車場緑化

再生可能エネルギー

- 自然的条件を活かして 太陽光、風力、バイオマス、小水力、地中熱 などの 再生可能エネルギー が地産地消されている。



太陽光発電



小型風力発電



小水力発電

社会全体のしくみ

- 市民1人ひとりが 低炭素なライフスタイル を楽しんでいる。
- 環境に配慮している事業者が優遇されるしくみ が普通になっている。
- 都市地域と中山間地域の交流 が盛んになり、環境面・経済面のつながりが強くなっている。

温室効果ガス 80%削減を実現する社会のイメージ

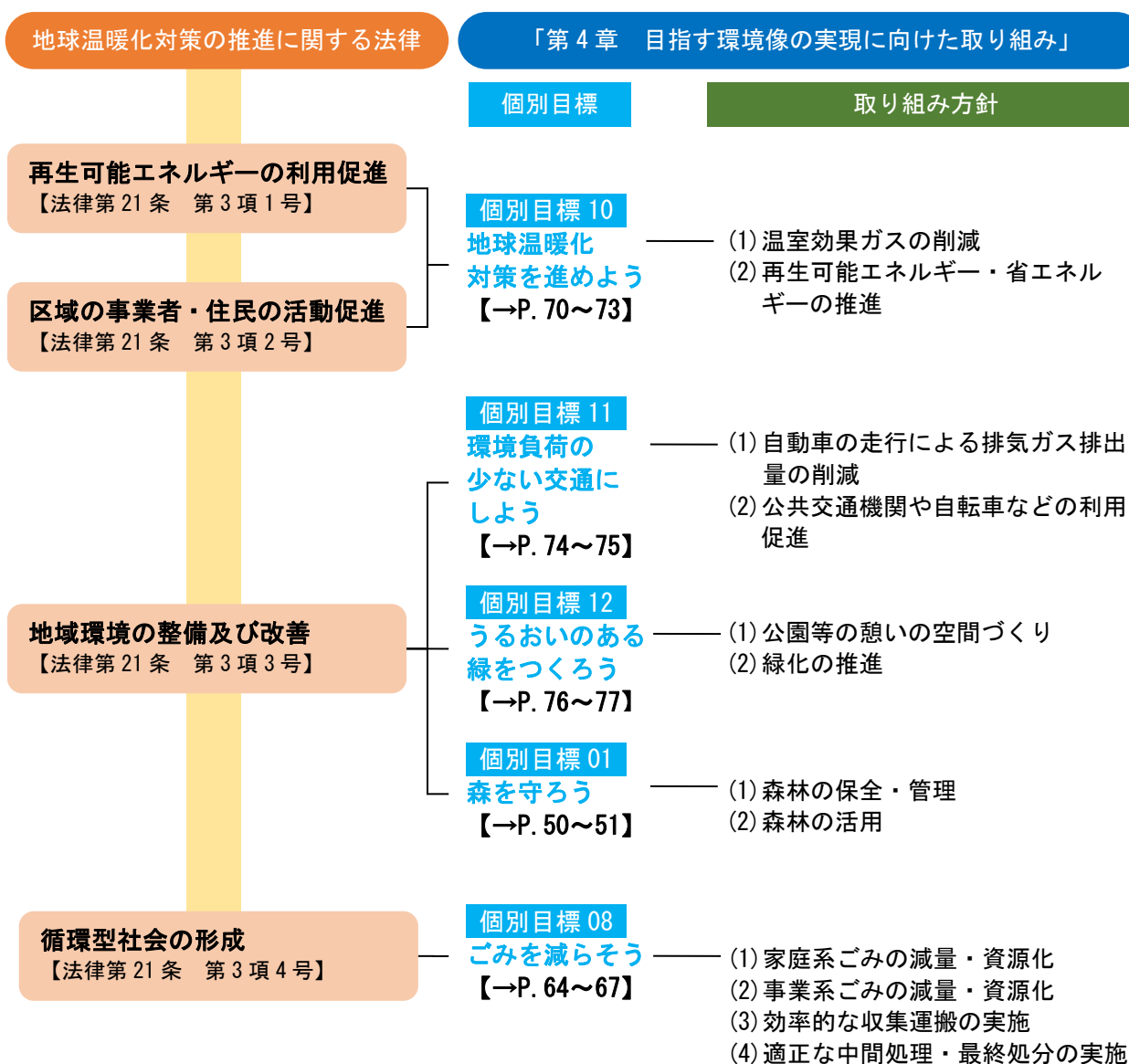
【資料：温室効果ガス 2050 年 80%削減のためのビジョン（平成 21 年 8 月、環境省）、パリ協定から始めるアクション 50-80（平成 28 年 3 月、環境省）】

第6節 地球温暖化対策の取り組み

1 地球温暖化対策の4つの柱【→「第4章」参照】

温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策として、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第3項に定める分類に従い、義務的記載事項として4つの分野について取り組みを掲載します。

本実行計画では、「第4章 目指す環境像の実現に向けた取り組み」（P.47～82）の中でも地球温暖化対策についての取り組みを掲載していることから、ここでは法律で定めている4つの分野に対応する個別目標、取り組み方針を示します。



2 気候変動に対応した今後の取り組み

地球温暖化対策には「緩和策」と「適応策」の大きく2つがあります。

「緩和策」は温室効果ガスの排出を減らして温暖化の進行を止める対策であり、省エネルギーや再生可能エネルギーの普及などがあります。地球温暖化対策の4つの柱及び「第4章 目指す環境像の実現に向けた取り組み」（P.47～82）に掲載した取り組みは、いずれもこの緩和策に関するものであり、まずは緩和策をしっかりと実施していくことが重要です。

その一方で、緩和策の実施だけでは、既に出始めている地球温暖化による影響に対応できません。そのため、地球温暖化による気候の変化と影響に備えていくのが「適応策」であり、防災や品種改良など、私たちの社会の仕組みや産業、生活を適応させて影響を減らします。

平成27年11月には、国として初めての適応計画となる「気候変動の影響への適応計画」が閣議決定されました。

本市においても、緩和策に加えて既に現れ始めている影響や今後避けることのできない影響への適応策の検討を進めていく必要があります。

今後は国や県の動向を踏まえた上で、適応策に関する情報を蓄積し、対策の検討を進めていきます。



緩和と適応の考え方

【資料：環境省】

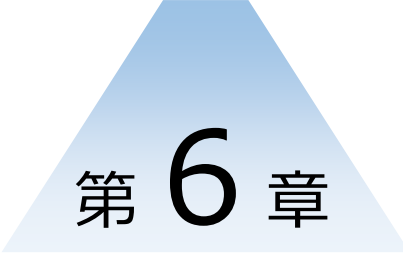
再生可能エネルギー等に関する静岡県の動向

静岡県では、温室効果ガス排出量を大幅に削減し、低炭素社会を構築するために新エネルギー等の導入拡大が不可欠であるとの認識の下、平成23年3月に「ふじのくに新エネルギー等導入倍増プラン」の策定、平成28年3月に改定を行いました。同プランの対象は、太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、バイオマス発電・熱利用、中小水力発電、天然ガスコジェネレーションとなっています。

これに加えて、地域におけるエネルギー需給を一体的に捉え、着実な経済成長の下でエネルギーを効率的に利用するとともに、災害に強い地域のエネルギー供給体系を構築して行くため、「静岡県エネルギー地産地消推進計画」を平成28年3月に策定しました。この計画では、①小規模分散型エネルギーの導入促進、②省エネルギー社会の形成、③小規模分散型エネルギーの効果的・効率的な活用、を柱にエネルギーの地産地消に向けた取り組みを推進しています。

本市においても、上記2つの計画と連携を図っていきます。



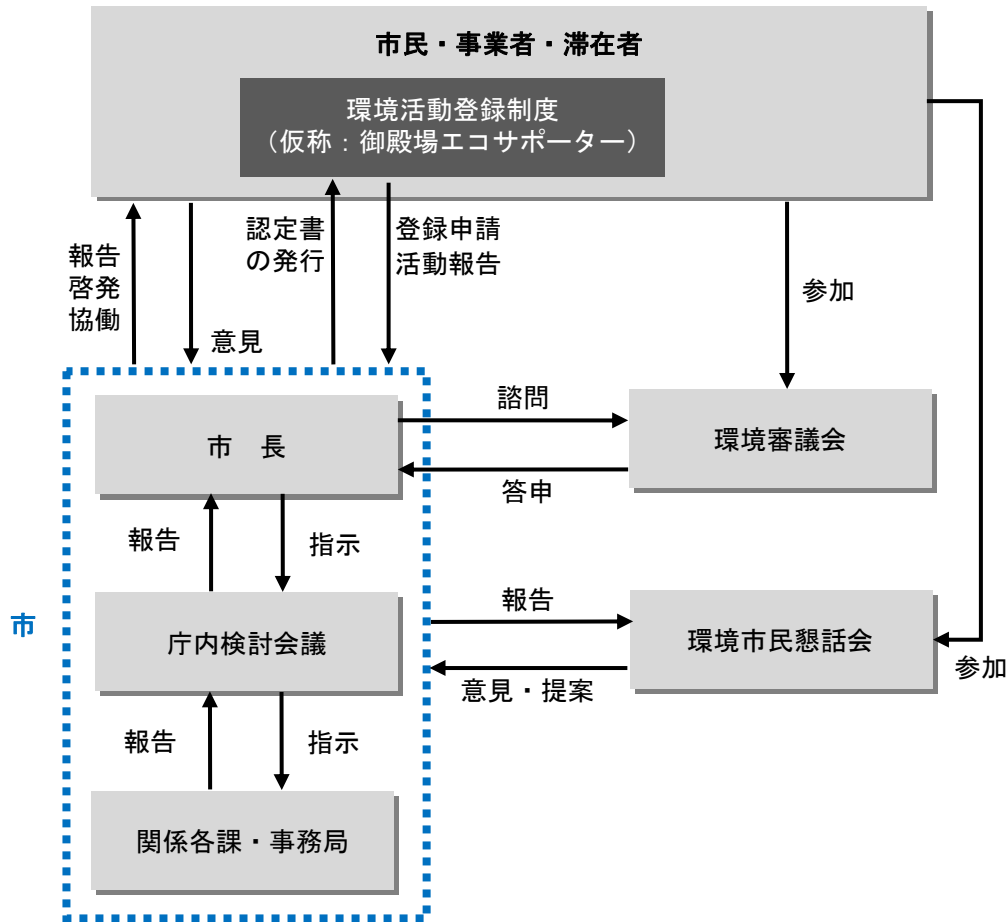
A blue triangle pointing upwards, containing the chapter title.

第 6 章

計画の進め方

第 1 節 計画の推進体制

計画を実効性のあるものとするため、市民・事業者・滞在者・市の各主体のほか、「御殿場市環境基本条例」の第 22 条に規定される「環境審議会」、市民・事業者等の代表者で組織する「環境市民懇話会」、庁内の横断的な組織である「庁内検討会議」等の組織を設置します。



計画の推進体制

1 市民・事業者・滞在者

市民・事業者・滞在者は、計画づくりに参加するとともに、環境に配慮した取り組みを自発的に実践していくことが期待されます。

PLAN	●市民・事業者・滞在者は環境基本計画に関心を持ち、アンケートへの協力や環境市民懇話会への参加、パブリックコメントなどで計画づくりに参加します。
DO	●市民・事業者・滞在者の取り組みに示したものを参考にしながら、環境に配慮した取り組みを積極的に実践します。 ●環境活動登録「（仮称）御殿場エコサポーター」を行い、環境基本計画の取り組みの推進に協力します。
CHECK	●市の発行する年次報告書（御殿場市環境基本条例第 19 条、御殿場市の環境）やホームページ等に目を通し、必要に応じて意見を述べます。

2 市（市長・庁内検討会議・関係各課・事務局）

市は、市長、庁内検討会議（御殿場市環境マネジメントシステムを活用）、関係各課、事務局（環境課）がそれぞれの役割を果たし、環境への取り組みを率先して推進していきます。

PLAN	●市民・事業者・滞在者の意見を十分反映した計画を策定します。 ●見直し結果を受けて、次年度の取り組みを検討します。
DO	●市の推進する取り組みに示したものについて積極的に実践します。 ●特に重点取り組みについては優先的・重点的に取り組みを推進します。
CHECK	●事務局及び庁内検討会議は、計画に基づく施策の実施状況や目標の達成状況を各課に照会してとりまとめ、環境市民懇話会及び環境審議会に報告し、意見や審議を求めます。 ●環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況などについてとりまとめた年次報告書（御殿場市の環境）をホームページ等で公表します。
ACTION	●市民・事業者・滞在者及び環境市民懇話会の意見並びに、環境審議会の審議を受け、事務局及び庁内検討会議による取り組みや数値目標の見直しを行います。 ●計画策定5年後を目途に計画全体を見直します。

3 環境審議会

「御殿場市環境基本条例」第22条に規定される環境審議会を設置し、環境の保全及び創造に関する事項について調査し、審議します。

PLAN	●市長の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する事項について調査・審議します。
DO	●各主体の取り組みを推進するための提案・助言などを行います。
CHECK	●計画に基づく施策の実施状況に関して、審議を行います。

4 環境市民懇話会

市民・事業者・市民団体の代表者で組織する環境市民懇話会では、協働による計画策定及び取り組みの実行、計画に基づく施策の実施状況に関して、意見を述べます。

PLAN	●計画案づくりに参加します。
DO	●各主体の取り組みの推進に協力します。
CHECK	●計画に基づく施策の実施状況に関して、意見を述べます。

第2節 計画の進行管理

計画の進行管理は、Plan（計画）、Do（実行）、Check（点検）、Action（見直し）のPDCAサイクルで行います。

1 PLAN | 計画

計画策定時には、市民・事業者・滞在者、環境市民懇話会の意見を十分反映した計画を市が策定します。また、環境審議会には市長から計画についての諮問を受けて審議を行い、市長へ答申します。

計画策定後は毎年度、見直し結果を受けて次年度の取り組みに反映します。

2 DO | 実行

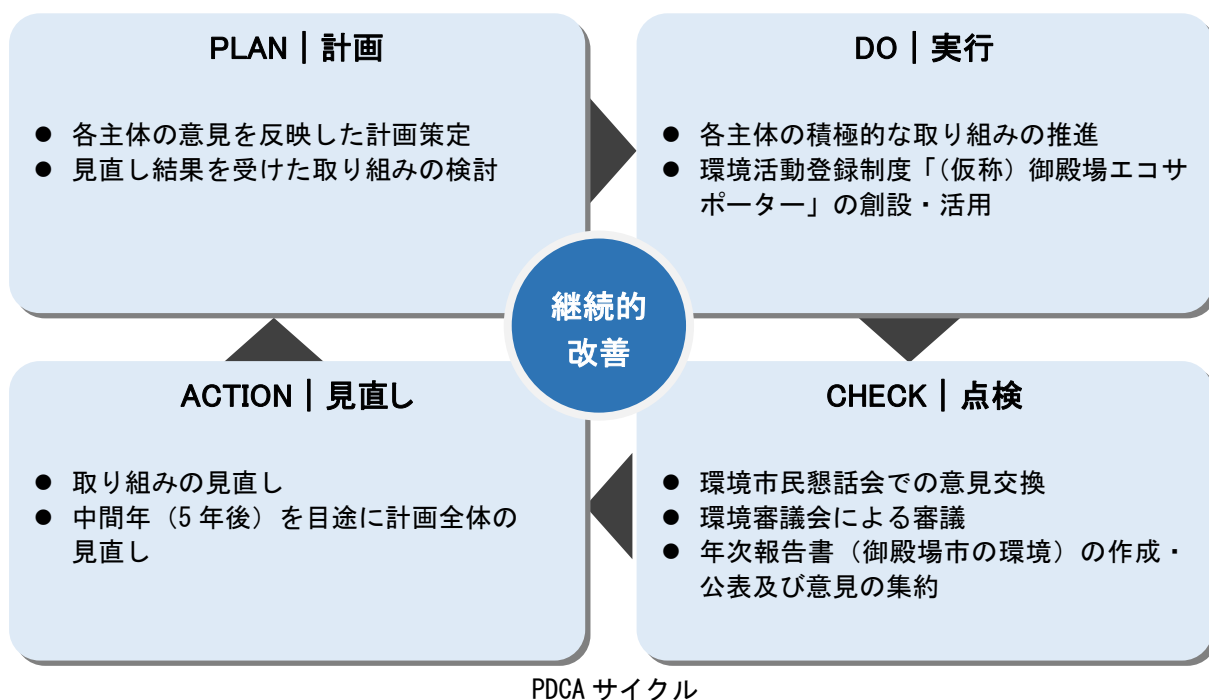
市は重点取り組みをはじめ、各取り組みの推進を図ります。取り組みの推進に当たっては、市民・事業者・滞在者・市が一体となって実行します。また、環境活動登録制度「(仮称) 御殿場エコサポーター」を創設・活用し、環境基本計画の取り組みを推進します。

3 CHECK | 点検

計画に基づく施策の実施状況などを環境市民懇話会及び環境審議会に報告し、次年度以降の改善事項などについて意見や審議を求めます。また、各年度の環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況などについて「年次報告書」(御殿場市の環境)としてまとめ、ホームページ等で公表し、市民・事業者・滞在者の意見を求めます。

4 ACTION | 見直し

市民・事業者・滞在者及び環境市民懇話会の意見並びに、環境審議会の審議結果などを踏まえ、取り組みの見直しを行います。また、中間年（5年後）を目途に計画全体を見直します。



第3節 その他の推進方策



1 環境活動登録制度 | 仮称：御殿場エコサポーター

本計画を推進していくためには、市の取り組みのみならず、市民・事業者の自発的かつ積極的な取り組みが不可欠です。しかし、市民・事業者の皆さんが日頃から実施している環境に関する取り組みの現状については、市として把握する手段がない状態でした。

そのため、第二次計画では新たなしくみとして、「環境活動登録制度」（仮称：御殿場エコサポーター）を創設し、環境基本計画に掲げた各主体の取り組みを推進していくこととします。

市民・事業者の皆さん



【メリット】

- 環境基本計画の推進に貢献できる
- 環境活動のPRができる
- 相互のつながりができる
- 活動の励みになるなど

①申請書を提出する

登録希望者は、活動計画を記載した申請書を提出する。

②認定書を発行する

市が活動計画を認定した場合、認定書を発行するほか、ロゴマーク（予定）を使用することができる。

③活動報告書を提出する

1年間の活動実績をまとめ、活動報告書として提出する。

④活動を紹介する

登録状況や活動状況について「御殿場市の環境」や市のホームページ等で紹介する。

市（環境課）



【メリット】

- 環境基本計画の推進につながる
- 環境活動の実施状況が把握できる
- 相互のつながりができるなど

環境活動登録制度（仮称：御殿場エコサポーター）の概要（案）

2 広域的な連携

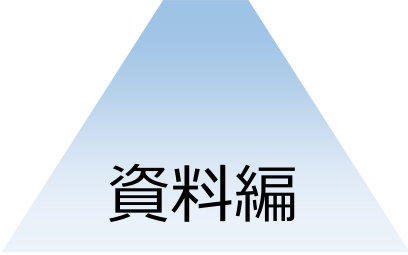
本市で行われている国や県の事業をはじめ、各種法律や計画、規制などについては、国や県と連携・協力しながら対応していきます。

また、本市だけでは解決が難しい広域的な環境課題については、以前より周辺自治体と連携・協力を行いながら取り組んでおり、今後ともその連携・協力体制を構築していきます。

3 各種計画との調整

本計画は総合計画をはじめ、他の個別計画と調整を図りながら推進します。

環境の保全及び創造に関しては、本計画の基本的な考え方に沿ったものとなるよう、相互の調整を図ることとします。



資料編

資料 1 策定の経緯



月日		内容	議題等
平成26年			
9月	25日	第1回環境市民懇話会	・ 第二次環境基本計画の策定
10月	30日	第2回環境市民懇話会	・ アンケート調査の項目等
12月	18日	第3回環境市民懇話会	・ アンケート最終案
1月	8日	第二次御殿場市 環境基本計画に関する アンケート調査	【調査対象】 ・ 市内在住の20歳以上の男女1,800人 ・ 市内に所在する事業所200社 【結果】 ・ 市民（回収率 34.3%）・事業者（回収率 42.0%）
～	～		
2月	13日		
平成27年			
7月	21日	第1回庁内検討委員会	・ 第二次環境基本計画素案作成
8月	25日	第1回環境市民懇話会	・ 市の環境の現状 ・ 市の環境課題
	31日	第1回環境審議会	・ 市長から諮問 ・ 第二次環境基本計画概要説明
9月	16日	第2回環境市民懇話会	・ 目指す環境像
10月	9日	第3回環境市民懇話会	・ 各主体の取り組み・重点取り組み
11月	5日	第4回環境市民懇話会	・ 将来イメージ
	17日	第2回庁内検討委員会	・ 第二次環境基本計画素案決定
12月	14日	庁議	・ 第二次御殿場市環境基本計画（案）について
	16日	議員懇談会	
	21日	第2回環境審議会	
平成28年			
1月	15日～ 31日	パブリックコメント	・ 17日間（広報・ホームページ掲載） 意見1件
2月	2日	第3回庁内検討委員会	・ パブリックコメント等を踏まえた計画案の検討
	3日	第3回環境審議会	・ パブリックコメント等を踏まえた計画案の審議 ・ 答申案の審議
	12日	答申	・ 環境審議会から答申
	15日	調整会議	・ 第二次御殿場市環境基本計画の策定について
	29日	庁議	
3月			・ 第二次御殿場市環境基本計画策定
6月	8日	第4回庁内検討委員会	・ 地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編） 素案作成
	28日	第4回環境審議会	・ 地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編） （案）の審議
7月	13日	調整会議	・ 地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編） （案）について
	25日	庁議	
8月	9日	市議会経済環境委員会	・ 15日間（広報・ホームページ掲載） 意見0件
	16日	市議会全員協議会	
	17日～ 31日	パブリックコメント	
9月	1日	第5回庁内検討委員会	・ パブリックコメント等を踏まえた計画案の検討
	5日	第5回環境審議会	・ パブリックコメント等を踏まえた計画案の審議 ・ 意見書提出
	14日	調整会議	・ 地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編） の策定について
10月	3日	庁議	・ 地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定

資料 2 委員名簿



■御殿場市環境審議会（敬称略）

氏名	区分	所属	備考
横山 澄夫	3号	元中央環境審議会専門委員	会長
勝又 さつき	3号	静岡県地球温暖化防止活動推進員	副会長
池谷 勉亮	1号	公募	
芹澤 幸平	1号	公募	
佐藤 朋裕 (H27)	2号	御殿場市環境衛生自治推進協会	
石田 厚子 (H28)			
中川 一樹	2号	御殿場市水質保全協議会	
岩田 信幸	2号	御殿場市森林組合	
長田 崇	2号	御殿場市建設業協会	
勝間田 晴史	2号	御殿場市一般廃棄物処理事業協同組合	
芹澤 みや子	2号	御殿場小山中核農業者協議会	
芹澤 孝壽	2号	御殿場市商工会	
武田 麻里子	2号	御殿場市校長会	
織部 康宏	4号	静岡県くらし・環境部環境政策課	

（注）選出区分は御殿場市環境基本条例第22条第4項各号に掲げる委員

1号：公募による者 2号：民間企業・公的団体に属する者 3号：知識と経験を有する者 4号：関係行政機関の職員

■御殿場市環境市民懇話会（敬称略）

氏名	区分	所属	氏名	区分	所属
勝又 立雄※1	4	鳥獣保護員	田代 真基	2	御殿場青年会議所
斉藤 浩一※2	2	御殿場農業協同組合	勝亦 照子	3	御殿場市婦人会連絡協議会
本多 ゆかり	1	公募	勝間田 喜輔	3	御殿場市老人クラブ連合会
齊藤 良雄	1	公募	勝又 壮平	3	御殿場市社会福祉協議会
内海 あさ子	1	公募	良知 不二子	3	御殿場市PTA連合会
井上 恭男	2	御殿場市水質保全協議会	渡辺 恵子	4	静岡県地球温暖化防止活動推進員
薮田 徳和	2	御殿場市建設業協会			

（注）選出区分は御殿場市環境市民懇話会要綱第3条に掲げる参加対象者 ※1：座長 ※2：副座長

1：公募による者 2：民間企業に属する者 3：公的団体に属する者 4：知識と経験を有する者

■第二次御殿場市環境基本計画等庁内検討委員会

平成27年度			平成28年度		
氏名	所属	備考	氏名	所属	備考
勝又 裕志	環境課	委員長	勝又 裕志	環境課	委員長
渡邊 達也	企画課	副委員長	田口 公士	企画課	副委員長
塩川 里美	魅力発信課	委員	塩川 里美	魅力発信課	委員
勝又 文弘	市民協働課	委員	勝又 美絵	市民協働課	委員
中嶋 正樹	社会福祉課	委員	中嶋 正樹	社会福祉課	委員
渡邊 文雄	リサイクル推進課	委員	渡邊 文雄	リサイクル推進課	委員
岩田 儀康	下水道課	委員	岩田 儀康	下水道課	委員
芹澤 幸一	水道工務課	委員	芹澤 幸一	水道工務課	委員
高村 幹雄	農政課	委員	高村 幹雄	農政課	委員
勝又 由幸	農林整備課	委員	勝又 由幸	農林整備課	委員
田口 公士	商工観光課	委員	野木 充	商工観光課	委員
勝又 茂己	都市計画課	委員	勝又 茂己	都市計画課	委員
麻生 賢一	都市整備課	委員	藤曲 元樹	都市整備課	委員
岩田 秀也	建築住宅課	委員	勝又 龍三	建築住宅課	委員
渡邊 和美	道路河川課	委員	渡邊 和美	道路河川課	委員
勝又 高明	管理維持課	委員	麻生 賢一	管理維持課	委員
小林 和樹	学校教育課	委員	府川 健作	学校教育課	委員
井上 史代	社会教育課	委員	勝又 文弘	社会教育課	委員
佐藤 正博	環境課	事務局	佐藤 正博	環境課	事務局
勝間田 実	環境課	事務局	勝間田 実	環境課	事務局
杉山 宏治	環境課	事務局	杉山 宏治	環境課	事務局
菅沼 亮太	環境課	事務局	菅沼 亮太	環境課	事務局

資料 3 御殿場市環境基本条例等



■御殿場市環境基本条例

平成 13 年 3 月 29 日
条例第 11 号

前文

私たち御殿場市民は、朝に夕に麗峰富士を仰ぎ、富士山のふもとで暮らせることに誇りを持ちながら、歴史を築上げてきた。この美しい自然環境のもと、御殿場市は、古くから交通の要衝として重要視され、先人たちの努力と創意工夫により、地域の特性を生かした産業と文化を育み、富士山とともに発展してきた。

御殿場市の環境は、「御厨(みくりや)のわたくし雨」と言われる雨と霧や冬の厳しい寒さなど私たちに試練や苦難を与えてきたが、それにも増して、豊かな地下水と緑、美しい景観など、潤いと安らぎを与え、明日への活力の源となってきた。

しかし、私たちはときとしてこのことに対する感謝の念を忘れ、この恵み多き環境を傷つけている。その結果、御殿場らしさの大きな要因である本来の自然が失われつつあり、自然とふれあう機会も少なくなっている。また、こうした地域の環境だけでなく、地球環境までもが危機的状況にさらされている。

健全で豊かな環境の恵みを享受することは私たちの権利ではあるが、御殿場市歌にも「日本の象徴 嶺(しづ)めの山の 生命(いのち)を永遠(とわ)に 継ぐもの我ら」とうたわれているように、この環境を将来の世代に引き継いでいくことは私たちの責務でもある。

21 世紀を輝く世紀にするために、私たちは、人間だけが地球において特別な存在でなく、地球の生態系の一員であることを自覚するとともに、ユニバーサルデザインの理念にのっとり、すべての人と環境にやさしいまちづくりを進めていかなければならない。

このような認識の下に、市民、事業者、市が共に力を合わせて行動し、自然と人が共生できる環境の保全と創造を推進するため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、市民、事業者、市、滞在者等の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、市の自然的社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する施策を市民や事業者(以下「市民等」という。)の意見を尊重しつつ総合的かつ計画的に推進し、もって、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質の汚

濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(4) 環境の保全及び創造 公害その他の人の健康又は生活環境に係る被害の防止や自然の恵みの確保等に止まらず、水や空気、そこに生息する動植物等の自然の構成要件を有効に活用することにより、環境にやさしく、潤いと安らぎを感じる快適な生活空間を作り出すことをいう。

(5) 循環的利用 再使用、原材料としての再生利用及び燃焼できるものを熱を得ることに利用する熱回収をいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全及び創造は、すべての市民が健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできない健全で豊かな環境の恵みを享受するとともに、良好な環境を維持し、将来の世代に継承されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、すべてのものが、公平な役割分担の下に、環境の保全及び創造に関する行動に自主的かつ積極的に取り組むことにより、環境への負荷の少ない持続的に発展できる社会を構築するよう行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、多様な自然環境に恵まれた地域特性を生かし、自然と人が共生できる環境が確保されるよう行われなければならない。

4 環境の保全及び創造は、日常生活や事業活動が地球環境の保全に影響を及ぼすとの共通認識の下に、積極的に推進されなければならない。

(市民の責務)

第 4 条 市民は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全及び創造に自ら努めなければならない。

2 市民は、基本理念にのっとり、廃棄物の減量、資源の循環的利用、エネルギーの効率的利用等日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

3 前 2 項に定めるもののほか、市民は、事業者や市が実施する環境の保全及び創造に関する活動や施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、基本理念にのっとり、製造、販売、流通等の事業活動を行うに当たっては、次に掲げる事項について必要な措置を講ずる責務を有する。

- (1) 事業活動に伴う公害を防止するとともに、自然環境を適切に保全すること。
- (2) 事業活動に伴って発生する廃棄物を、適正に処理すること。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、製造、販売、流通等の事業活動を行うに当たっては、次に掲げる事項について努めなければならない。
- (1) 事業活動による製品等が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減を図るとともに、エネルギーの効率的利用、廃棄物の循環的利用等を行うこと。
- (2) 環境の保全及び創造に関する事業活動の情報並びに事業活動による製品等の情報を、市民及び市に適切に提供すること。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、広く環境の保全及び創造に自らが努めるとともに、市民や市が実施する環境の保全及び創造に関する活動や施策に協力する責務を有する。

(市の責務)

第6条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関し、自然的社会的条件に応じた総合的な施策を策定し、これを計画的に実施する責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、市は、自ら環境への負荷の低減に率先して努めるとともに、市民等が実施する環境の保全及び創造に関する活動に協力する責務を有する。

(滞在者等の責務)

第7条 旅行者その他本市に滞在又は通過する者は、旅行や滞在等に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、市民や市が実施する環境の保全及び創造に関する活動や施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(自然環境等の保全及び創造)

第8条 市は、富士山を中心とした豊かな自然環境や歴史的文化的環境を、将来にわたり継承していかなければならないことから、次に掲げる事項について、必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 富士山、箱根外輪山等の保全及び創造に関すること。
- (2) 森林、草原の保全及び創造に関すること。
- (3) 水辺環境の保全及び創造に関すること。
- (4) 水資源の保全及び創造に関すること。
- (5) 農地等の保全に関すること。
- (6) 野生生物及びその生態系の保護に関すること。
- (7) 歴史的文化的環境の保全及び創造に関すること。

(美しい景観づくりの推進)

第9条 市は、富士山のおもとのまちとして、緑豊かな美しい景観づくりを進めるために、必要な措置を講ずるものとする。

(生活環境の保全)

第10条 市は、人の健康の保護及び生活環境の保全のため、環境に係る監視及び測定体制の整備、公害の未然防止、事故時の対応等について必要な措置を講ずるものとする。

(廃棄物の減量等の促進)

第11条 市は、環境への負荷の少ない社会の構築に向け、市民等による廃棄物の減量、資源の循環的利用、エネルギーの効率的利用等を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の少ない社会の構築に向け、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の減量、資源の循環的利用、エネルギーの効率的利用等に率先して取り組むものとする。

(教育及び学習の振興)

第12条 市は、市民等が環境の保全及び創造についての理解を深め、その活動を自発的に行う意欲を増進させるため、環境に関する教育及び学習の振興に努めるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第13条 市は、市民等が自発的に行う資源の循環的利用、緑化の推進に向けた活動その他環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、技術的な指導又は助言その他必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

第14条 市は、第12条に規定する環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに前条に規定する市民等の自発的な活動の促進のため、個人及び法人その他の団体の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の保全及び創造に関する情報を収集するとともに市民等に適切に提供するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境の保全及び創造に関する情報を、市民、事業者、市の間で相互に共有できるよう努めるものとする。

(誘導的措置)

第15条 市は、市民等が積極的に自らの行為による環境への負荷を低減させることとなるよう誘導するため、必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第16条 市は、環境の保全上の支障を防止するために必要であると認めるときは、関係行政機関と協議し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(公共的施設の整備等の推進)

第17条 市は、下水道、一般廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の環境の保全及び創造のための公共的施設の整備及びその健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

第3章 総合的推進のための施策

(環境基本計画)

第18条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定める。

- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
 - (2) 環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民等の意見を反映するよう必要な措置を講ずるとともに、第22条の規定により設置された御殿場市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告書)

第19条 市長は、各年度における環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにした報告書(以下「年次報告書」という。)を作成し、これを公表しなければならない。

(施策策定等に当たっての配慮)

第20条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、環境基本計画との整合を図るとともに、環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

2 市は、環境に影響を及ぼすと認められる事業を行う事業者が、環境の保全及び創造について事前に配慮を行うことを促進するために、必要な措置を講ずるものとする。

(国等との協力)

第21条 市は、環境の保全及び創造を図るため、広域的な取り組みを必要とする施策について、国、県及び他の地方公共団体と協力して推進するよう努めるものとする。

(御殿場市環境審議会)

第22条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、御殿場市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する事項について調査し、審議する。

3 審議会は、委員15人以内で組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 公募による者

(2) 民間企業、公的団体に属する者

(3) 知識と経験を有する者

(4) 関係行政機関の職員

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(御殿場市環境審議会条例の廃止)

2 御殿場市環境審議会条例(平成12年御殿場市条例第10号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に御殿場市環境審議会条例の規定により環境審議会委員に委嘱されている者は、第22条第4項の規定により委嘱された委員とみなす。

4 前項の場合において、当該委員の任期については、第22条第5項の規定にかかわらず、平成14年6月30日までとする。

■御殿場市環境審議会規則

平成13年3月29日

規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、御殿場市環境基本条例(平成13年御殿場市条例第11号。以下「条例」という。)第22条第6項の規定に基づき、御殿場市環境審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会は、委員過半数の出席で成立し、議事は、出席委員の過半数で決める。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴くことができる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、市長の定める部課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は、会長が審議会に諮り定める。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

■御殿場市環境市民懇話会要綱

平成 21 年 5 月 18 日
告示第 116 号

(趣旨)

第 1 条 御殿場市環境基本条例(平成 13 年御殿場市条例第 11 号)第 18 条第 1 項に規定する環境基本計画に基づく事業及び活動について、広く市民の意見を聴取するため、御殿場市環境市民懇話会(以下「懇話会」という。)を開催することに関し、必要な事項を定める。

(懇話事項)

第 2 条 懇話会は、環境基本計画に基づく施策の実施状況に関して、意見を述べ、及び意見交換を行う場とする。

(参加対象者)

第 3 条 懇話会は、次に掲げる参加対象者のうちから、市長が依頼する者(以下「構成員」という。))13 人をもって構成する。

- (1) 公募による者
- (2) 民間企業に属する者
- (3) 公共的団体に属する者
- (4) 知識と経験を有する者

(構成員)

第 4 条 構成員は、懇話会に参加し、意見を述べる。

2 構成員の任期は、市長から懇話会の出席の依頼を受けた日を始期とし、その日の属する年度の翌年度の末日を終期とする。ただし、構成員に欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第 5 条 懇話会に、座長及び副座長 1 人を置き、構成員の互選により定める。

- 2 座長は、懇話会の進行を行う。
- 3 副座長は、座長に事故あるとき、又は欠けたときは、座長に代わり懇話会の進行を行う。

(懇話会)

第 6 条 懇話会は、市長が招集する。

2 構成員(第 3 条第 2 号及び第 3 号の者に限る。)が事故その他やむを得ない理由により懇話会に出席できないときは、代理人を出席させることができる。

3 懇話会は、公開とする。

(謝金等)

第 7 条 構成員が懇話会に参加したときは、当該構成員に謝金を支給することができる。

2 前条第 2 項の規定に基づき、代理人が懇話会に参加したときは、代理人に対して構成員と同額の謝金を支給する。

(庶務)

第 8 条 懇話会の庶務は、市長の定める部課において処理する。

(補則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の開催及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

■第二次御殿場市環境基本計画等 庁内検討委員会設置規程

平成 27 年 6 月 1 日
訓令甲第 8 号

(設置)

第 1 条 御殿場市環境基本条例(平成 13 年御殿場市条例第 11 号)第 18 条第 1 項の規定に基づく第二次御殿場市環境基本計画(以下「基本計画」という。)及び地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)第 20 条の第 2 項の規定に基づく御殿場市地球温暖化対策地方公共団体実行計画区域施策編(以下「実行計画」という。)の策定に関し、調査し、及び検討するため、第二次御殿場市環境基本計画等庁内検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本計画に関すること。
- (2) 実行計画に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、環境課長及び別表に掲げる組織に属する職員をもって構成する。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に、委員長及び副委員長 1 人を置く。

2 委員長は、環境課長をもって充て、副委員長は、委員長が委員の中から指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、市長が定める部課において処理する。

(委任)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令甲は、公表の日から施行する。

(この訓令甲の失効)

2 この訓令甲は、平成 29 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別表(第 3 条関係)

企画課	魅力発信課	市民協働課	社会福祉課	リサイクル推進課	下水道課	水道工務課	農政課	農林整備課	商工観光課	都市計画課	都市整備課	建築住宅課	道路河川課	管理維持課	学校教育課	社会教育課
-----	-------	-------	-------	----------	------	-------	-----	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

資料 4 諮問・答申等



■諮問

27 御環環第 623 号
平成 27 年 8 月 31 日

御殿場市環境審議会
会長 横山 澄夫 様

御殿場市長 若林 洋平

第二次御殿場市環境基本計画について（諮問）

御殿場市環境基本条例第 18 条の規定に基づき、平成 16 年 2 月に策定した御殿場市環境基本計画は、平成 27 年度末までが計画期間となっています。そのため、本市の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画である、第二次御殿場市環境基本計画の策定について、御殿場市環境基本条例第 18 条第 3 項の規定により、貴審議会に意見を求めます。

■答申

平成 28 年 2 月 12 日

御殿場市長 若林 洋平 様

御殿場市環境審議会会長 横山 澄夫

第二次御殿場市環境基本計画について（答申）

平成 27 年 8 月 31 日付け 27 御環環第 623 号にて諮問のありました標題の件につきまして、慎重に審議を行いました。その結果を別冊の通り答申します。

審議に当たりましては、第一次計画策定後の環境の変化、今後 10 年間に想定される課題は何かを想定しつつ議論を重ねたものです。

なお、本計画の特徴、本計画策定後に必要と思われる事項につきまして、下記の通り申し添えます。

記

1 第二次環境基本計画の特徴

(1) 計画体系の見直しについて

① 目指す環境像

第一次計画で示している環境像を踏襲しつつ、環境基本条例前文で掲げる御殿場市の宝である富士山と美しい自然環境について、一層象徴する表現となるよう修正したこと。

② 環境目標の構成

持続可能な社会の実現に向けて、より広い視点に立った取り組みが求められているため、国の第四次計画の構成と連動することとし、相対的な考察が可能となるよう5本の柱に集約したこと。

③ 数値目標の明確化

目指す環境像の実現に向けた取り組みについては、取り組みごとに数値目標が明確となるよう編集したこと。

④ 新たな数値目標の追加

取り組みが一層推進されるよう新たな数値目標を追加し、37項目を設定したこと。

(2) 新たな課題への対応について

① 広域監視

PM2.5、放射性物質等の広域的な環境影響について、情報の提供を充実すると共に、今後は、大陸からの有害物質の越境が一層懸念されることから、県等と連携した広域監視について配慮することとしたこと。

② 地球温暖化への対応

温室効果ガスによる気候変動が明確に生じてきた現実を踏まえ、市としてできる対応策を早期に構築する考えであることを確認したこと。(これについては、COP21を踏まえ、次年度中に対応する考えを確認したこと。)

③ 環境に係る総合評価

市民は、水、大気などの個別の環境のみならず、環境を総合的に捉えたより豊かな環境を求めている。こうした多様なニーズの高まりに答えるため、新たな評価方法を構築したこと。

④ NPO等団体との連携

市内には、様々な分野に係るNPO等の団体が地道な活動を行っている。こうした団体を掘り起こし、協働で事業を推進するための仕組みを新たに構築したこと。

⑤ 広域連携

地球温暖化、PM2.5に代表する広域的な汚染、他市町の開発行為に伴う環境影響等については、他行政との連携が不可欠である。こうしたことを踏まえ、広域連携の対応について明確に位置づけたこと。

2 計画の実行に当たって

(1) 計画に掲げる施策は多岐に渡っており、全庁的な取り組みが不可欠である。職員一人ひとりの理解と認識を醸成する庁内組織の構築を図るなど周知徹底を願いたいこと。

(2) 進行管理に当たっては、環境マネジメントシステムで採用されているPDCAの手法を基に着実に推進されるよう願いたいこと。

(3) 市内には、市民、事業者をメンバーとする様々なNPO等の団体が活動している。事業の実施に当たっては、人・物・金の視点からも、こうした団体との連携が大切になるとわれ、また、低炭素社会の構築には、市民団体等との連携無くして実現は出来ないものと思われる。市民団体等の活性化、連携方策について特段の配慮を願いたいこと。

(4) 本計画で示す環境像の実現は、各主体の取り組みが大切である。計画の内容を十分に周知すると共に、進捗状況等については、きめ細かな情報の提供に努めるよう願いたいこと。

■意見書

平成28年9月5日

御殿場市長 若林 洋平 様

御殿場市環境審議会長 横山 澄夫

地球温暖化対策地方公共団体実行計画区域施策編について

平成27年8月31日付け27御環環第623号にて諮問のありました第二次御殿場市環境基本計画につきましては、平成28年2月12日に審議会として答申をいたしました。

今般、第二次御殿場市環境基本計画の第5章として組み込むこととしている、地球温暖化対策地方公共団体実行計画区域施策編の策定に当たり、審議会では慎重に審議を行った結果、本計画は全般として適当であると思われますが、策定後に必要と思われる事項につきまして、下記の通り意見を申し添えます。

記

- 1 本計画で定める目標を達成するためには、各主体が現状及び目標について共通認識をもち、率先・協働して取り組むことが必要不可欠であると考えます。そのため、計画の内容を各主体に十分に周知するとともに、取り組みが効果的に進むような情報提供などがされるようお願いいたします。
- 2 本計画を効果的かつ着実に推進するに当たっては、施策の取り組み状況を定期的に把握しておくことが非常に重要であると考えます。そのため、PDCAの手法により、適切な指標等に基づく進行管理がされるようお願いいたします。また、社会情勢や科学的知見の変化が生じた場合、計画の見直しを行うようお願いいたします。
- 3 再生可能エネルギーの更なる普及や活用、また、地球温暖化による気候や自然の変化へ対応するためには、専門的かつ科学的知見を要すると考えます。そのため、研究機関や専門事業者等との産官学連携の効果的な活用を図るようお願いいたします。
- 4 市役所の事務事業から排出される温室効果ガスは、本計画で取り扱う業務その他部門や廃棄物分野における温室効果ガスの一部になるため、業務その他部門等における一事業者としての責務としてのほか、公共機関としての率先行動をお願いいたします。

資料 5 地球温暖化対策関連資料

温室効果ガス排出量の算定方法と主な使用データ (CO₂)

部門		算定方法	主な使用データ
産業	非製造業	・【基礎データ】×関連指標按分値※×排出係数	・「都道府県別エネルギー消費統計」(市域消費量) ※「経済センサス」(従業員数)
	製造業	・電気：【実績値】×排出係数 ・その他燃料：【基礎データ】×関連指標按分値※×排出係数	・電気：実績値(市域販売量) ・その他燃料：「都道府県別エネルギー消費統計」(県内消費量) ※「工業統計調査」(製造品出荷額)
家庭		・電気、都市ガス：【実績値】×排出係数 ・プロパンガス：推計値×排出係数 ・他の燃料：【基礎データ】×排出係数	・電気：実績値(市域販売量) ・都市ガス：実績値(市域販売量) ・プロパンガス：都市ガスより推計 ・他の燃料：「都道府県別エネルギー消費統計」(市域消費量)
業務		・都市ガス：【実績値】×排出係数 ・電気、プロパンガス、その他：【基礎データ】×関連指標按分値※×排出係数	・都市ガス：実績値(市域販売量) ・電気、プロパンガス、その他：「都道府県別エネルギー消費統計」(県内消費量) ※「固定資産に関する概要調査(静岡県)」(業務床面積)
運輸	自動車	・【基礎データ】×関連指標按分値※×排出係数	・燃料消費量：実績値(県内消費量) ※普通貨物車：「道路交通センサス」(12時間走行キロ台数) ※普通貨物車以外：「静岡県自動車保有台数調査」(保有台数)
	鉄道	・JR：【基礎データ】×関連指標按分値※ ¹ ×関連指標按分値※ ² ×排出係数 ・民鉄：【基礎データ】×関連指標按分値※ ² ×排出係数	・JR：「鉄道統計年報」 ※1「貨物地域流動調査・旅客地域流動調査」 ※2「静岡県統計年鑑」(乗車人員) ・民鉄：「鉄道統計年報」
廃棄物処理	一般廃棄物	・【基礎データ】×ごみ種別収集比率×排出係数	・「提供データ」(廃プラスチック焼却量) ・「静岡県一般廃棄物処理実態調査」(ごみ種別収集比率)

温室効果ガス排出量の算定方法と主な使用データ (CH₄)

部門		算定方法	主な使用データ
燃料の燃焼 (工業プロセス)		・全国排出量×(御殿場市／全国比)	・全国排出量：「日本の温室効果ガス排出量データ」 ・御殿場市／全国比：CO ₂ 排出量の比
工業プロセス		・全国排出量×(御殿場市／全国比)	・全国排出量：「日本の温室効果ガス排出量データ」 ・御殿場市／全国比：「工業統計調査」(化学工業の製造品出荷額)
農業	腸内発酵、 家畜排泄物	・家畜飼養頭羽数×排出係数	・「提供データ」(家畜飼養頭羽数)
	稲作、農業廃棄物焼却 (野焼き)	・全国排出量×(御殿場市／全国比)	・全国排出量：「日本の温室効果ガス排出量データ」 ・稲作：「作物統計」(水稻作付面積 御殿場市／全国比) ・野焼き：「作物統計」(水稻収穫量 御殿場市／全国比)
廃棄物処理(埋立、下水処理、廃棄物焼却)		・全国排出量×(御殿場市／全国比)	・全国排出量：「日本の温室効果ガス排出量データ」 ・御殿場市／全国比：「一般廃棄物処理実態調査」(廃棄物埋立量、下水処理量、焼却処理量)

温室効果ガス排出量の算定方法と主な使用データ (N₂O)

部門		算定方法	主な使用データ
燃料の燃焼 (工業プロセス)		・全国排出量×(御殿場市／全国比)	・全国排出量：「日本の温室効果ガス排出量データ」 ・御殿場市／全国比：CO ₂ 排出量の比
工業プロセス		・硝酸生産量×排出係数 ・アジピン酸生産量×排出係数	・硝酸生産量：アンケート調査 ・アジピン酸生産量：アンケート調査
有機溶剤		・全国排出量×(御殿場市／全国比)	・全国排出量：「日本の温室効果ガス排出量データ」 ・御殿場市／全国比：病床数の比(「医療施設(動態)調査」厚生労働省)
農業	家畜排泄物	・家畜飼養頭羽数×排出係数	・「提供データ」(家畜飼養頭羽数)
	農業土壌	・全国排出量×(御殿場市／全国比)	・畑、樹園地面積(全国、御殿場市)：「作物統計」
	農業廃棄物 焼却 (野焼き)	・全国排出量×(御殿場市／全国比)	・野焼き：水稻収穫量(全国、御殿場市「作物統計」)
廃棄物処理		・全国排出量×(御殿場市／全国比)	・全国排出量：「日本の温室効果ガス排出量データ」 ・御殿場市／全国比：「一般廃棄物処理実態調査」(下水処理量、焼却処理量)

温室効果ガス排出量の算定方法と主な使用データ (代替フロン類)

部門		算定方法	主な使用データ
HFCs	HFC 製造・使用時、HCFC22 製造時の副産物(HFC23)	・HFC 製造・使用時の漏洩量×排出係数	・HFC 製造・使用時の漏洩量：アンケート調査
	家庭用電気冷蔵庫製造等	・全国排出量×世帯数比	・世帯数(全国、御殿場市)：「住民基本台帳」 ・全国排出量：「経済産業省 産業構造審議会 製造産業分科会 化学物質政策小委員会 フロン類等対策ワーキンググループ(第1回)資料」
	カーエアコン製造等	・全国排出量×自動車保有台数比	・自動車保有台数：全国「自動車保有台数統計データ」、御殿場市「静岡県自動車保有台数調査」 ・全国排出量：「経済産業省 産業構造審議会 製造産業分科会 化学物質政策小委員会 フロン類等対策ワーキンググループ(第1回)資料」
	発泡(ウレタンフォーム、ポリスチレンフォーム、ポリエチレンフォーム製造時)	・全国排出量×世帯数比	・世帯数(全国、御殿場市)：「住民基本台帳」 ・全国排出量：「経済産業省 産業構造審議会 製造産業分科会 化学物質政策小委員会 フロン類等対策ワーキンググループ(第1回)資料」
	エアゾール用	・全国排出量×世帯数比	・世帯数(全国、御殿場市)：「住民基本台帳」 ・全国排出量：「日本の温室効果ガス排出量データ」
PFCs	PFC 製造・使用時	・PFC 製造・使用時の漏洩量×排出係数	・PFC 製造・使用時の漏洩量：アンケート調査
SF ₆	SF ₆ 製造・使用時	・SF ₆ 製造・使用時の漏洩量×排出係数	・SF ₆ 製造・使用時の漏洩量：アンケート調査
	SF ₆ 電力用絶縁	・全国排出量×電力需要比	・全国排出量：「日本の温室効果ガス排出量データ」 ・電力需要(全国、御殿場市)：「電力調査統計」(経済産業省資源エネルギー庁)
NF ₃	NF ₃ 製造時の漏出	・NF ₃ 製造時の漏洩量×排出係数	・NF ₃ 製造時の漏洩量：アンケート調査

市の対策・施策による削減見込量の算定(1)

部門		指標	削減量の 目標設定	算定式	市の施策			国・県の施 策による 削減量 (t-CO ₂)
					現状 導入率	目標 導入率	削減量 (t-CO ₂)	
産業	製造業	太陽光発電の 導入	事業所の 20%に 太陽光発電を導入	事業所数×(導入率 20.0%- 現状導入率 8.3%)×10kW ×936kWh/(kW・年)×CO ₂ 排出係数	8.3%	20.0%	170.8	27,124.3
		産業用燃料電池コジェネレー ションシステムの 導入	事業所の 6%に産 業用燃料電池コ ジェネレーション システムを導入	事業所数×(導入率 6.0%- 現状導入率 1.2%)×250kW ×削減効率 1.4t- CO ₂ /(kW・年)	1.2%	6.0%	4,989.6	
		ESCO 事業による 省エネ技術の 導入	事業所の 20%に ESCO 事業を導入	産業部門(製造業)の CO ₂ 排出量×(導入率 20.0%-現 状導入率 3.4%)×省エネ率 13%	3.4%	20.0%	4,811.5	
	建設業・ 鉱業	太陽光発電の 導入	事業所の 20%に 太陽光発電を導入	事業所数×(導入率 20.0%- 現状導入率 8.3%)×10kW ×936kWh/年×CO ₂ 排出係 数	8.3%	20.0%	201.2	
		産業用燃料電池コジェネレー ションシステムの 導入	事業所の 5%に産 業用燃料電池コ ジェネレーション システムを導入	事業所数×(導入率 5.0%- 現状導入率 1.2%)×250kW ×削減効率 2.3t- CO ₂ /(kW・年)	1.2%	5.0%	4,655.0	
		ESCO 事業による 省エネ技術の 導入	事業所の 20%に ESCO 事業を導入	産業部門の CO ₂ 排出量× (導入率 20.0%-現状導入率 3.4%)×省エネ率 13%	3.4%	20.0%	180.9	
農林水産 業	太陽光発電の 導入	事業所の 15%に 太陽光発電を導入	事業所数×(導入率 15.0%- 現状導入率 8.3%)×10kW ×936kWh/(kW・年)×CO ₂ 排出係数	8.3%	15.0%	5.6		
家庭		太陽光発電の 導入	戸建住宅の 25% に太陽光発電を 導入	戸建住宅数×(導入率 25.0%-現状導入率 8.9%)×3 kW×936kWh/(kW・年)× CO ₂ 排出係数	8.9%	25.0%	5,472.3	10,180.6
			集合住宅の 15% に太陽光発電を 導入	集合住宅数×(導入率 15.0%-現状導入率 8.9%)× 1.5kW×936kWh/(kW・年) ×CO ₂ 排出係数	8.9%	15.0%	295.6	
		太陽熱温水器 の導入	戸建住宅の 15% に太陽熱温水器 を導入	戸建住宅数×(導入率 15.0%-現状導入率 11.8%)× 省エネ効果 0.413t- CO ₂	11.8%	15.0%	304.7	
		ソーラーシステ ムの導入	戸建住宅の 15% にソーラーシステ ムを導入	戸建住宅数×(導入率 15.0%-現状導入率 11.8%)× 省エネ効果 0.836t-CO ₂	11.8%	15.0%	616.8	
		高効率給湯器 の導入	戸建住宅の 30% に CO ₂ 冷媒ヒート ポンプ給湯器(エコ キュートなど)を導入	戸建住宅数×(導入率 30.0%-現状導入率 25.0%)× 0.57t-CO ₂	25.0%	30.0%	657.1	
			戸建住宅の 15% に潜熱回収型給 湯器(エコジョー ズなど)を導入	戸建住宅数×(導入率 15.0%-現状導入率 10.7%)× 0.19t-CO ₂	10.7%	15.0%	188.4	

注) 目標導入率は、「第二次御殿場市環境基本計画に関するアンケート調査」(平成 26 年度)の結果及び市の施策による目標等を勘案して算定した。

市の対策・施策による削減見込量の算定(2)

部門	指標	削減量の 目標設定	算定式	市の施策			国・県の施 策による 削減量 (t-CO ₂)
				現状 導入率	目標 導入率	削減量 (t-CO ₂)	
家庭	家庭用コージェネレーションの導入	全世帯の 5%に家庭用燃料電池コージェネレーションシステム(エネファームなど)を導入	家庭部門からの CO ₂ 排出量 × (導入率 5.0%-現状導入率 1.1%) × 省エネ率 49%	1.1%	5.0%	2,819.6	(10,180.6)
		全世帯の 5%に家庭用ガスコージェネレーションシステム(エコウィルなど)を導入	家庭部門からの CO ₂ 排出量 × (導入率 5.0%-現状導入率 1.1%) × 省エネ率 22%	1.1%	5.0%	1,265.9	
	計画・制御システムの導入	全世帯の 15%に HEMS 等 (HEMS、スマートメーター、省エネナビなど)を導入	家庭部門からの CO ₂ 排出量 × (導入率 15.0%-現状導入率 7.1%) × 省エネ率 7%	7.1%	15.0%	815.9	
	高効率照明の導入	全世帯の 75%の照明を LED 照明に取り替える	世帯数 × (導入率 75.0%-現状導入率 43.8%) × (29.5kg-CO ₂ /年) / 1,000	43.8%	75.0%	312.9	
	省エネルギー行動の実践	市民の 90%は省エネルギー行動を実践する	世帯数 × (実践率 90.0%-現状実践率 74.4%) × 各省エネ効果	74.4%	90.0%	1,433.8	
業務その他	太陽光発電の導入	全業務施設の 20%に太陽光発電を導入	業務施設数 × (導入率 20.0%-現状導入率 8.3%) × 10kW × 936kWh/(kW・年) × CO ₂ 排出係数	8.3%	20.0%	1,840.0	38,071.3
	太陽熱温水器、ソーラーシステムの導入	全業務施設の 10%に太陽熱温水器、ソーラーシステムを導入	業務施設数 × (導入率 10.0%-現状導入率 4.8%) × 設置面積 10m ² × 省エネ効率 0.134t-CO ₂ /m ² ・年	4.8%	10.0%	223.0	
	電気式高効率給湯器の導入 (エコキュートなど)	全業務施設の 10%に電気式高効率給湯器 (エコキュートなど)を導入	業務施設数 × (導入率 10.0%-現状導入率 4.8%) × 省エネ効率 7.6t-CO ₂ /台・年	4.8%	10.0%	1,264.6	
	潜熱回収型給湯器の導入 (エコジョーズなど)	全業務施設の 10%に潜熱回収型給湯器 (エコジョーズなど)を導入	業務施設数 × (導入率 10.0%-現状導入率 3.6%) × 省エネ効率 7.6t-CO ₂ /台・年	3.6%	10.0%	1,556.5	
	業務用燃料電池コージェネレーションシステムの導入	全業務施設の 5%に業務用燃料電池コージェネレーションシステムを導入	業務施設数 × (導入率 5.0%-現状導入率 1.2%) × 省エネ効率 1.4t-CO ₂ /台・年	1.2%	5.0%	170.2	
	ESCO 事業による省エネ技術の導入	全業務施設の 20%に ESCO 事業を導入	業務部門の CO ₂ 排出量 × (導入率 20.0%-現状導入率 3.4%) × 省エネ率 14%(全施設平均)	3.4%	20.0%	3,429.0	
	計画・制御システムの導入	全事業所の 15%に BEMSを導入	業務部門の CO ₂ 排出量 × (導入率 15.0%-現状導入率 11.9%) × 省エネ率 11%	11.9%	15.0%	503.1	

注) 目標導入率は、「第二次御殿場市環境基本計画に関するアンケート調査」(平成 26 年度)の結果及び市の施策による目標等を勘案して算定した。

市の対策・施策による削減見込量の算定(3)

部門	指標	削減量の 目標設定	算定式	市の施策			国・県の施 策による 削減量 (t-CO ₂)
				現状 導入率	目標 導入率	削減量 (t-CO ₂)	
運輸	クリーンエネ ルギー自動車の 導入	自動車の10%はク リーンエネルギー 自動車を導入	乗用車保有台数×(導入率 10.0%-現状導入率 4.1%)× 1.3t-CO ₂	4.1%	10.0%	4,291.8	10,591.6
	エコドライブの 実践	自動車(乗用車) 所有者の90%が エコドライブを実 践する	自動車保有台数×自動車1 台当たりのCO ₂ 排出量× (実践率 90.0%-現状実践率 79.1%)×削減率 10%	79.1%	90.0%	1,299.8	
	公共交通機関 の利用促進	市民の50%は公 共交通機関の利 用を心がける	人口×(導入率 50.0%-現状 導入率 31.9%)×削減効果 0.008t-CO ₂	31.9%	50.0%	131.8	
廃棄物	ごみの発生抑 制・分別の適正 化	一般廃棄物処理 の焼却量を10%削 減	(一般廃棄物処理(廃プラス チック類)の焼却量(2020年 の予測値)(現状趨勢)-一 般廃棄物処理(廃プラスチ ック類)の焼却量(2020年の予 測値)(目標達成))×廃プラ スチックのCO ₂ 排出係数 2.69	-	10.0% 削減	332.5	765.9
農業	水田の中干し 期間延長、水田 への稲わら施 用から堆肥へ の転換、施肥量 の削減 など	-	-	-	-	-	677.8
代替フロン類	冷媒廃棄時の 回収率改善、地 球温暖化係数 の低いガスへ の切り替え、ガ ス除去装置の 設置 など	-	-	-	-	-	1,884.8

注) 目標導入率は、「第二次御殿場市環境基本計画に関するアンケート調査」(平成26年度)の結果及び市の施策による目標等を勘案して算定した。

家庭部門における省エネルギー対策と効果

項目	取り組み		二酸化炭素削減量	節約金額の目安
照明機器	省エネ型ランプに取り替える	電球形蛍光ランプ	47.9 kg-CO ₂ /年	2,270 円/年
		電球形 LED ランプ	50.8 kg-CO ₂ /年	2,410 円/年
	点灯時間を短くする	白熱電球	11.2 kg-CO ₂ /年	530 円/年
		蛍光ランプ	2.8 kg-CO ₂ /年	130 円/年
		電球形 LED ランプ	1.9 kg-CO ₂ /年	90 円/年
エアコン	適正な温度に設定する	冷房 28℃	17.2 kg-CO ₂ /年	820 円/年
		暖房 20℃	30.3 kg-CO ₂ /年	1,430 円/年
	必要な時だけつける	冷房	10.7 kg-CO ₂ /年	510 円/年
		暖房	23.3 kg-CO ₂ /年	1,100 円/年
	フィルターを月に 1 回か 2 回清掃する		18.2 kg-CO ₂ /年	860 円/年
ガス・ 石油ファンヒーター	20℃を目安に設定する	ガスファンヒーター	18.6kg-CO ₂ /年	1,390 円/年
		石油ファンヒーター	25.4kg-CO ₂ /年	1,020 円/年
	必要な時だけつける	ガスファンヒーター	31.0kg-CO ₂ /年	2,270 円/年
		石油ファンヒーター	41.8kg-CO ₂ /年	1,700 円/年
電気カーペット	設定温度を「強」から「中」にする		106.0kg-CO ₂ /年	5,020 円/年
	広さにあった大きさのものを使う		51.2kg-CO ₂ /年	2,430 円/年
電気こたつ	設定温度を低めにする		27.9kg-CO ₂ /年	1,320 円/年
	上掛け布団と敷布団をあわせて使う		18.5kg-CO ₂ /年	880 円/年
テレビ	テレビを見ない時は消す(液晶テレビ)		9.6kg-CO ₂ /年	450 円/年
	画面は明るすぎないようにする(液晶テレビ)		15.4kg-CO ₂ /年	730 円/年
パソコン	使わない時は電源を切る	デスクトップパソコン	18.0kg-CO ₂ /年	850 円/年
		ノートパソコン	3.1kg-CO ₂ /年	150 円/年
	電源オプションの見直しをする	デスクトップパソコン	7.2kg-CO ₂ /年	340 円/年
		ノートパソコン	0.9kg-CO ₂ /年	40 円/年
電気冷蔵庫	ものを詰め込みすぎない		25.0kg-CO ₂ /年	1,180 円/年
	無駄な開閉はしない		5.9kg-CO ₂ /年	280 円/年
	開けている時間を短くする		3.5kg-CO ₂ /年	160 円/年
	設定温度は適切にする		35.2kg-CO ₂ /年	1,670 円/年
	壁から適切な間隔で設置する		25.7kg-CO ₂ /年	1,220 円/年
ジャー炊飯器	使わないときは、プラグを抜く		26.1kg-CO ₂ /年	1,240 円/年
電子レンジ	野菜の下ごしらえに 電子レンジを使用 する	葉菜(ほうれん草、キャベツ)	11.4kg-CO ₂ /年	1,420 円/年
		根菜(じゃがいも、里芋)	9.1kg-CO ₂ /年	1,030 円/年
		果菜(ブロッコリー、カボチャ)	12.1kg-CO ₂ /年	1,150 円/年
電気ポット	長時間使用しないときは、プラグを抜く		61.3kg-CO ₂ /年	2,900 円/年
食器洗い乾燥機	手洗いではなく食器洗い乾燥機を使う		-	8,140 円/年
ガス給湯器	食器を洗うときは低温に設定する		19.9kg-CO ₂ /年	1,490 円/年
	間隔を空けずに入浴する		87.0kg-CO ₂ /年	6,530 円/年
	シャワーは不必要に流したままにしない		29.0kg-CO ₂ /年	3,180 円/年
温水洗浄便座	使わないときはフタを閉める		19.9kg-CO ₂ /年	940 円/年
	温度は低めに設定 する	便座暖房	15.0kg-CO ₂ /年	710 円/年
		洗浄水	7.9kg-CO ₂ /年	370 円/年
洗濯機	洗濯物はまとめて洗いをする		3.4kg-CO ₂ /年	3,980 円/年
掃除機	部屋を片づけてから掃除機をかける		3.1kg-CO ₂ /年	150 円/年
	バック式は適宜取り替えをする		0.9kg-CO ₂ /年	40 円/年

【資料：家庭の省エネ徹底ガイド（資源エネルギー庁）】

資料 6 用語解説



あ行

アイドリングストップ

自動車やオートバイなどが、不要なアイドリングを行わないことを意味する。アイドリングストップが理想的に行われると、14%程度燃費が向上するため、燃料節約と排出ガス削減の効果が期待されている。

悪臭

いやな「におい」、不快な「におい」の総称。環境基本法により、大気汚染や水質汚濁などと並んで典型七公害の一つになっている。一般的には、嗅覚を通じて、気分を悪くさせたり、頭痛・食欲減退などを起こさせたりするなどの原因となる程度の影響があれば悪臭としているものと理解され、悪臭防止法で規制がなされている。

アースキッズ事業

小学校高学年を対象に子どもたちがリーダーとなり、家庭で地球温暖化防止に取り組むプログラムのこと。地球温暖化防止のため自分たちでできることが沢山あることに気づき、地球にやさしい生活の知恵を身につけてもらうことを目的としている。

エコアクション 21

中小事業者等の環境への取り組みを支援するとともに、その取り組みを効果的・効率的に実施させる簡易な環境経営システム。二酸化炭素や廃棄物排出量などを把握し、省エネルギーや廃棄物の削減・リサイクルなどに取り組むことが規定されている。

エコドライブ

省エネルギー、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転技術を指す概念。主な内容は、アイドリングストップの実施、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキを控えること、適正なタイヤ空気圧の点検などがあげられる。

温室効果ガス

大気中に微量に含まれる気体が地球から宇宙に向かって放出する熱を吸収した後、再び地表に向けて熱を放出することにより地表付近の大気を暖めることを温室効果といい、この効果をもたらす気体を温室効果ガスという。主なものは二酸化炭素、メタン、フロン、一酸化二窒素等がある。

か行

カーシェアリング

カーシェアリングは複数の個人による自動車の共同所有と利用が発展したもので、当初は小規模な仲間同士などで自然発生的に行われていたものが、組織的に運営されるようになったもの。スイスやドイツでは多くの利用者がおり、事業として軌道に乗っている。

化石燃料

地中に埋蔵されていて燃料として利用される石炭、石油、天然ガス等の総称。

合併処理浄化槽

風呂や台所排水などの生活雑排水と、し尿を合わせて処理する浄化槽。し尿だけしか処理できない単独浄化槽に比べ、水質汚濁物質の削減量が極めて多い。比較的安価で容易に設置できることから、小さな集落などでの生活排水処理の方法としてよく使われている。

簡易水道

水道法上、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する水道のうち、給水人口が 100 人を超え 5,000 人以下であるものをいう。

感覚公害

人の感覚を刺激して、不快感に受け止められる公害（環境汚染）のこと、悪臭、騒音、振動などがある。

環境基準

環境基本法により定められている、大気汚染や水質汚濁、土壤汚染、騒音などに係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましいとされる基準のこと。公害発生源を直接規制するための基準（＝規制基準）とは異なる。

環境放射線

生活環境中にある放射線をいう。環境放射線には自然放射線と人工放射線に分類される。自然放射線とは、自然界にもともと存在している放射線である。人工放射線とは、人間が作り出した放射線のことで核実験や原子力事故などで放出された放射性物質によるものである。

環境マネジメントシステム

EMS (Environmental Management System) の日本語訳で、事業活動による環境負荷の低減を目指すための環境管理の仕組みを指す。ISO14001 シリーズやエコアクション 21 などがある。

間伐

森林において樹木の健全な発育を助けるために、成長に伴って混みすぎた林の立木を間引きすること。

基幹作物

地域において、生産量・面積・販売額など栽培の中心となっている作物のこと。気候や土壌などによって、その土地に合った作物が栽培されている。

嗅覚測定法

人の嗅覚によって悪臭を測定する方法のこと。官能試験法のひとつ。気体または水に係る悪臭の程度を、人の嗅覚で臭気を感じることができなくなるまで、気体または水を希釈して、その希釈の倍数をもとに算出される臭気指数を求めるもの。

京都議定書

1997 年 12 月に京都市の国立京都国際会館で開かれた第 3 回気候変動枠組条約締約国会議(地球温暖化防止京都会議、COP3)で同月 11 日に採択された、気候変動枠組条約に関する議定書である。正式名称は、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書。

クリーンエネルギー自動車

石油以外の資源を燃料に使うことによって、既存のガソリン車やディーゼル車よりも窒素化合物、二酸化炭素などの排出量を少なくした自動車。天然ガス自動車、電気自動車、メタノール自動車、水素自動車、ガソリン車と電気自動車を組み合わせたハイブリッド自動車、燃料電池車などがある。

グリーン購入

環境に配慮した製品やサービスを購入すること。

グリーンツーリズム

緑豊かな農山村地域において、その自然・文化や人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。訪れた人への環境教育効果が期待できるほか、都市と農山村地域との交流の手段として注目されている。

グリーンバンク

静岡県グリーンバンクでは、ゴルファー緑化協力を始め、県の助成、賛助会員からの寄付や協力を得て、緑あふれる生活環境づくりを進めている。具体的には苗木・種子・球根等の配布や緑化工事への支援などを行っている。

景観法

都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国などの責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区などにおける良好な景観の形成のための規制などの所要の措置を講ずる日本で初めての景観についての総合的な法律。平成 16 年 12 月に施行された。

原野

雑草、かん木類の生育する土地。

光化学オキシダント

自動車や工場等から排出された窒素酸化物や炭化水素が、強い紫外線によって光化学反応を起こし、オゾン等の酸化物質が生成される。これらの物質が高い濃度になり、人の粘膜や呼吸器に影響を及ぼすほか、植物にも影響を与えるものを光化学オキシダントという。

高効率給湯器

エネルギーの消費効率に優れた給湯器。従来の瞬間型ガス給湯機に比べて設備費は高いが、二酸化炭素排出削減量やランニングコストの面で優れている。潜熱回収型・ガスエンジン型・二酸化炭素冷媒ヒートポンプ型などがある。

工業水道

工場等の事業所に、人体と直接接しない目的で用いる雑用水を供給する水道。多くは地方公営企業の事業として整備される。飲用には用いられず、事業向けに限定した水道であるため、水道法の適用を受けない。殺菌などの水処理を行う必要がないため、中水道のように水洗式トイレの洗浄用水に用いられている例も多い。

コジェネレーションシステム

一つのエネルギーから電気・熱など複数の有効なエネルギーを取り出して利用するシステムのこと。一般的にはガスタービン、ガスエンジンなどにより発電を行うと同時に、その廃熱を利用するシステム(熱電供給)のみを指す場合と、それらの動力を発電以外に利用するシステム(熱動力供給)などを含める場合とがある。通常の発電による熱効率が 40%以下であるのに対し、コジェネレーションでは、70～80%と極めて高い熱効率が期待できる。

御殿場市総合景観条例

総合的な景観行政の推進を図るために、景観法に基づく御殿場市景観計画と、景観条例及び屋外広告物条例を一本化した条例のこと。平成26年4月1日から施行している。

ごてんば花と緑のマイスター

NHK「趣味の園芸」や「あさイチ」の園芸講師でおなじみの矢澤秀成先生が、ご自身で書き下ろしたオリジナルテキストを使って、園芸の基礎を学ぶ初級コース、その後実践を中心とした上級コース、それぞれ全12 回修了した方が、「ごてんば花と緑のマイスター」の資格が取得できる講座。

コミュニティプラント

廃棄物処理法の「一般廃棄物処理計画」に従い、市町村が設置する小規模な下水処理施設のこと。公共下水道と同様に、埋設された排水管によって集められたトイレと生活雑排水を合わせて処理する施設であるが、法律上の位置づけはし尿処理施設である。

コンポスト

家庭から出る生ごみを手軽に堆肥に再生できる容器のこと。

さ行

再生可能エネルギー

再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス等をエネルギー源として利用することを指す。

静岡県大気汚染緊急時対策実施要綱

大気汚染物質の環境中濃度が上昇し、一定の要件を満たした場合には、注意報などを発令することになっている。静岡県では、県内の大気汚染常時監視測定局に自動測定器を設置して常時監視を行っている。

自然共生社会

人間と地球に生きるすべての生物がともに共生することができ、自然からの恵みを受け続けることができる社会のこと。

自然裸地

自然裸地は、自然条件により植生が成立しない地域であり、山岳の岩角地、海岸等が含まれる。

指定管理者制度

地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO 法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる制度。

地盤沈下

地盤が沈む現象。地盤が沈む原因には、自然由来のものや人工的なものがある。一般的には一度沈下が起きると二度と元の高さまで戻ることはいない不可逆性を持つ。

市民協働型まちづくり事業

平成 17 年 4 月に御殿場市市民協働型まちづくり推進指針を策定し、市民参加のまちづくりを目指し、市民協働型まちづくり推進協議会にて市民協働事業の進め方などを検討してきた。平成 18 年度から市民と行政が協力・連携して公共的な課題に取り組む“市民協働事業”を募集し、審査会を経て事業を決定して実施している。

市民協働事業モデル地区事業

各区の問題解決の方法として、平成 15 年度より御殿場市市民参加・市民協働事業モデル地区補助金を交付している。これは、区単位でのワークショップを開催し、地域住民の力で課題解決を図り、明るく住み良い個性豊かなコミュニティづくりを目指すため、その期待できる事業に対し交付するもの。

循環型社会

有限である資源を効率的に利用するとともに再生産を行って、持続可能な形で循環させながら利用していく社会のこと。

浄化槽設置補助事業

公共用水域の水質の保全を推進していくため、個人住宅に設置されている単独処理浄化槽やし尿くみ取り槽を撤去又は再利用して、合併処理浄化槽を設置する為の補助金を交付する事業のこと。

上水道

上水道とは、一般に飲用可能な水の公共的な供給設備一般を指す。

食品リサイクル法

正式名称は「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」で、平成 13 年 5 月から施行されている。食品廃棄物を減らし、再生利用を促すための基本事項を定めた法律。

振動

振動が発生する原因としては、自動車や工事などの機械による振動や、地震などの自然原因による振動などがある。

森林の有する公益機能

森林が持つ生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源のかん養、保健休養の場の提供など、私たちの生活と関わる多くの機能のこと。

水質汚濁

公共用水域(河川・湖沼・港湾・沿岸海域等)の水の状態が、主に人為的な活動(工場や事業場などにおける産業活動や、家庭での日常生活ほか人間の活動すべて)によって損なわれる事や、損なわれた状態を指す。

水質階級

水質など環境の状態を私たちに教えてくれる生物を、指標生物と呼ぶ。水の汚れの程度をきれいな水(I:貧腐水性)から、大変きたない水(IV:強腐水性)までの 4 階級に分け、それぞれの階級の指標となる 16 種の生物(群)とそれらの生息する範囲を示す。

スマートハウス

太陽光発電や蓄電池等のエネルギー機器や電化製品、住宅機器等をコントロールし、エネルギーマネジメントを行うことで、二酸化炭素排出の削減を実現する省エネルギー住宅のことを指す。

生活雑排水

炊事や洗濯など一般的な人間の生活に伴って生じ排出される水。人間の生活に伴うものであれば、一般家庭からの排水に限らず、事業所等からの排水も含まれる。

先進環境対応車

次世代自動車及び将来において、その時点の技術水準に照らして環境性能に特に優れた従来車を含めた自動車のことであり、「次世代自動車戦略 2010」(平成 22 年 4 月)で定義された。

騒音

騒がしくて不快と感じる音のこと。

ソーラーシステム

住宅の内部で用いる温水を太陽熱エネルギーから直接集熱するもので、分離した集熱パネルと貯湯槽により構成された装置。

た行

ダイオキシン類

有機塩素系化合物の一つ。ポリ塩化ジベンゾ-パラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン、コプラナーポリ塩化ビフェニルの 3 物質がダイオキシン類として定義されている。

ダイオキシン類対策特別設置法

ダイオキシン類が人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることにかんがみ、ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去などをするため、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準を定めるとともに、必要な規制、汚染土壤に係る措置などを定めることにより、国民の健康の保護を図ることを目的とする法律である。

第四次環境基本計画

2012年(平成24年)4月27日に閣議決定された国の環境基本計画のこと。

多自然川づくり

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うことをいう。以前は「多自然型河川づくり」と呼ばれていた。

多面的機能支払対象面積

農業と豊かな農村風景を後世につないでいくために、農業・農村の有する多面的機能(国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成など)の維持と発揮を図るための地域の共同作業に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進するための制度のことを「多面的機能支払交付金制度」という。その多面的機能支払交付金の対象となっている土地の面積のこと。

単独浄化槽

トイレの汚水だけを処理する浄化槽で、生活雑排水は未処理のまま放流される。定期的な保守点検、清掃、法定検査などが必要である。

地球温暖化

人間の活動によって、大気中の温室効果ガスの濃度が上昇し、地表の温度が高まる現象。現在の状況のまま推移すれば、21世紀末までに地上の平均気温が約3℃上昇すると予測され、海面の上昇や異常気象の発生などが懸念されている。

地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第3項に基づき、区域から排出される温室効果ガス削減のための実行計画(区域施策編)であり、都道府県、政令指定都市、中核市、特例市に策定義務がある。それ以外の市町村においては策定に努めることとなっている。

地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第1項に基づき、都道府県及び市町村が作成する温室効果ガス削減のための実行計画(事務事業編)であり、都道府県及び市町村の事務事業から排出される温室効果ガスが対象となる。

鳥獣被害防止計画

鳥獣被害防止特別措置法(平成20年2月施行)の第4条第1項に基づく計画。市町村は被害防止施策を総合

的かつ効果的に実施するため、農林水産大臣の策定する基本指針に即して、被害防止計画を定めることができる。計画には、対象鳥獣の種類や計画期間、基本方針、対象鳥獣の捕獲、防護柵の設置、実施体制、捕獲などをした対象鳥獣の処理などについて記載する。

鳥獣保護区

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」により、鳥獣の保護繁殖を図ることを目的として定められる区域。同区域内での狩猟は禁止されている。

鎮守の森

神社に付随して参道や拝所を囲むように設定・維持されている森林。

低炭素社会

二酸化炭素の排出が少ない社会のこと。低炭素型社会ともいう。低炭素経済は経済システムを重視した概念であるが、基本的には同じである。

適正処理困難物

収集・輸送が困難なものや、処分プロセス(収集・輸送・処理・処分)のどこかの過程で有害ガス・臭気・有害排水などが排出されたり爆発引火の危険性があつたりするもの、感染性病原生物が漏れ出るような廃棄物を適正処理困難物と呼ぶ。通常は一般廃棄物に用いられる用語で、産業廃棄物には使われない。

テトラクロロエチレン

ドライクリーニング用の洗浄剤や金属洗浄用の溶剤、フロン113の原料等に使用されている。無色透明で不燃性であり、洗浄剤として優れた揮発性有機塩素化合物。ドライクリーニング工場や電子工場等の廃水が河川や地下水に混入し、水道水を汚染している。

特定外来生物

外来生物のうち、特に生態系などへの被害が認められるものとして、「外来生物法」によって規定された種。特定外来生物に指定されると、ペットも含めて飼育、栽培、保管又は運搬、譲渡、輸入、野外への放出などが禁止される。植物ではアレチウリ、オオキンケイギク、オオハングウソウ等、動物ではアライグマ、タイワンリス、ウシガエル、カミツキガメ、ソウシチョウ、オオクチバス、ブルーギル、セアカゴケグモ等がある。

都市公園等

都市公園法に基づき、国または地方公共団体が設置する都市公園、及び都市計画区域外において都市公園に準じて設置されている特定地区公園(カントリーパーク)を指す。

トップランナー機器

自動車の燃費基準や電気・ガス石油機器(家電・OA機器など)の省エネルギー基準を、現在商品化されている製品でエネルギー消費効率が最も優れている機器の性能以上にするという考え方に基づいて製造された特定機器のこと。

トリクロロエチレン

脱脂力が大きいため、半導体産業での洗浄用やクリーニング剤として1980年代頃までは広く用いられていたが、発癌性が指摘され、代替物質への移行が行われている。土壌汚染や地下水汚染を引き起こす原因ともなるため、各国で水質汚濁並びに土壌汚染に係る環境基準が定められている。

な行

二酸化硫黄 (SO₂)

石油や石炭等、硫黄分を含んだ燃料の燃焼により発生する。二酸化硫黄は呼吸器への悪影響があり、四日市ぜんそくの原因となったことで知られる。

二酸化窒素 (NO₂)

石油や石炭などの窒素分を含んだ燃料の燃焼により発生する。高温燃焼の過程でまず一酸化窒素が生成され、これが大気中の酸素と結びついて二酸化窒素になる。呼吸器系に悪影響を与える。

燃料電池自動車 (水素自動車 : FCV)

発電装置として燃料電池を搭載した自動車のこと。燃料電池では、水素と酸素を化学反応させて電気を発生させる。エネルギーの利用効率が高く、排出ガスがクリーン(燃料として水素を使う場合は、排出されるのは水のみ)である。

農業集落排水事業

農業用排水の水質保全並びに施設の機能維持と農村の生活環境の改善を併せて進める国の補助事業で、汚水を処理する。

ノーカーデー

慢性交通渋滞緩和、排出ガス減少を目指し、期日を決めて通勤用車の使用を控える日のこと。

は行

ばいじん

燃料その他の物の燃焼または熱源として電気の使用に伴い発生するすすや固体粒子のこと。

ハイブリッド自動車

エンジンとモーターの二つの動力源を持ち、それぞれの利点を組み合わせて駆動することにより、省エネルギーと低公害を実現する自動車。

ビオトープ

ドイツ語のBio(生物)とTope(空間、場所)を組み合わせた造語で、野生生物が共存している生態系、生息空間のこと。本来は、生物が生息する最小空間単位を意味していたが、最近では、都市やその他の地域の植動物が共生できる生息空間を、保全・復元した場所として捉えられるようになった。

光害 (ひかりがい)

照明器具から漏れた光や必要のない範囲を照らす光によって、周辺環境に好ましくない影響を与えている状況のこと。街灯や広告の明かり、野球場の照明等、原因はさまざま、都市上空では夜空が明るすぎて天体観測に支障が出ることもある。また、農作物の生育不良や動物の生体リズム・代謝機能異常なども報告されている。

微小粒子状物質 (PM2.5)

浮遊粒子状物質より小さい粒子で、粒径が2.5マイクロメートルの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。通常の浮遊粒子状物質よりも小さく、肺の奥まで入り込むため、ぜん息や気管支炎を起こす確率が高いといわれている。

複合臭

においの原因となる物質が複数存在する場合に、単一の原因物質の場合よりもにおいが強く感じられる(相乗効果)においや、弱く感じられる(相殺効果)においのこと。

富士山基金

富士山の雄大な自然を守り、より豊かで、より美しい富士山を後世に伝えていくため、平成8年度に創設した基金。富士山の自然環境の維持保全、富士山の学術文化の振興などの資金として活用している。

不法投棄

廃棄物を不法に投棄すること。廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、廃棄物は排出者が自己管理するか、一定の資格を持つ処理業者に委託しなければならないとされている。

プラグインハイブリッド自動車 (PHV)

コンセントから差込プラグを用いて直接バッテリーに充電できるハイブリッドカーであり、ガソリン車と電気自動車の長所を併せ持っている。

フロン

正式には「クロロフルオロカーボン」といい、炭化水素にフッ素と塩素が結合した化合物の総称。電子部品の洗浄や冷蔵庫の冷媒などに使用されているが、大気中に放出されるとオゾン層を破壊するといわれている。

粉じん

気体中に浮遊している微細な個体の粒子状物質の総称であり、公害用語としては、物の破碎、選別などの機械的処理または堆積により生ずる物質をいう。

ま行

メタン

最も簡単な飽和炭化水素で天然ガスの主成分。沼や湿地土中で有機物の腐敗・発酵などで発生する。

や行

有機塩素系化合物

トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等の塩素を含む有機化合物の総称。ほとんどの種類が人工の化合物で、主に農薬や溶剤として用いるために合成されたもの。

有害鳥獣

農林水産物を食害・悪戯・人間を襲うなどの害を為す動物の事をいう。

遊休農地

耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地。

ら行

利用間伐

間伐で伐採した人工林をその場所に放置せず、搬出して木材等に有効利用すること。

レクリエーション農園

農家ではない市民が小さな農園等を利用して野菜や花等を栽培する制度。小規模ながら農業を営むことでレクリエーション効果や環境学習の効果が期待できる。

英数

BEMS

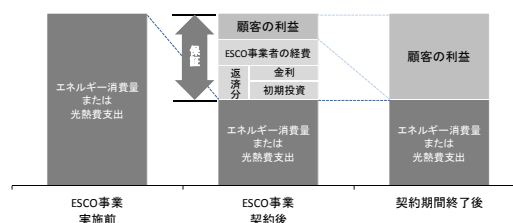
ビル等の建物内で使用する電力消費量等を計測蓄積し、導入拠点や遠隔での「見える化」を図り、空調・照明設備等の接続機器の制御や電力使用ピークを抑制・制御する機能等を有するエネルギー管理システムのこと。

BOD（生物化学的酸素要求量）

生物化学的酸素消費量とも呼ばれる最も一般的な水質指標のひとつであり、河川水や排水の汚濁の程度を示す。水中の微生物により有機物が分解される時に必要とされる酸素の量を表したものの。

ESCO 事業

ビルや工場の省エネ化に必要な、「技術」「設備」「人材」「資金」などのすべてを包括的に提供するサービス。省エネ効果を保証するとともに、省エネルギー改修に要した投資・金利返済・経費などが、すべて省エネルギーによる経費削減分で賄われるため、導入企業における新たな経済的負担はなく、契約期間終了後の経費削減分はすべて顧客の利益となる。



ESCO 事業の実施前後による支出の内容

FEMS（Factory Energy Management System）

工場のエネルギーを管理するシステム。工場内の配電設備、空調設備、照明設備、製造ラインといった設備の電力使用量のモニターや制御を行う。コスト低減とCO₂排出抑制を目的として工場単位でエネルギーを最適化するシステムのこと。

HEMS

住宅のエアコンや給湯器、照明等のエネルギー消費機器、太陽光発電システムやガスコジェネレーションシステム（燃料電池等）などのエネルギー生産機器と、発電した電気等を備える蓄電池や電気自動車（EV）などの蓄エネ機器をネットワーク化し、居住者の快適やエネルギー使用量の削減を目的に、エネルギーを管理するシステムのこと。

IPCC（気候変動に関する政府間パネル）

世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)が共同で設置した研究機関「気候変動に関する政府間パネル(Intergovernmental Panel on Climate Change)」の略称。温室効果ガスの増加に伴う地球温暖化の実態把握と、社会経済への影響の予測、対策の検討が行われており、平成26年には第5次評価報告書が発行された。

LED

発光ダイオードとも呼ばれ、電圧を加えた際に発光する半導体素子のこと。白熱電球などと比較した場合、余計な発熱が少なく低電力で高輝度の発光が得られる。また、寿命も白熱電球に比べてかなり長い。今日では様々な用途に使用され、今後、蛍光灯や電球に置き換わる光源として期待されている。

ZEH（ネットゼロエネルギーハウス）

ZEB（ネットゼロエネルギービル）

外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指したビルまたは住宅。

3 R

Reduce（減らす）、Reuse（再使用する）、Recycle（再生利用する）の3つの頭文字Rをとったもの。ごみの量を「減らす」、ものをできるだけ「再使用する」、再生できるものは資源回収に回して「再生利用する」ことにより、ごみを減量化し、ごみ問題を解決しようとするキーワードのこと。



第二次御殿場市環境基本計画

御殿場市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）

発行：平成 28 年 10 月

編集：御殿場市環境水道部環境課

〒412-8601 静岡県御殿場市萩原 483

TEL 0550-83-1603 FAX 0550-83-1685

kankyo@city.gotemba.shizuoka.jp

<http://www.city.gotemba.shizuoka.jp/>